

# Campus Life 2021

— 学生生活ガイド —



公立大学法人大阪

大阪市立大学

OSAKA CITY UNIVERSITY

# 建学の精神

今や大阪市が市立商科大学を新たに開校せんとするに当って、よく考えねばならぬ事は、単に専門学校の延長を以て甘んじてならぬ事勿論であるが、又国立大学の「コピー」であってもならぬ。固より大学と言う以上は単純なる職業教育だけでは満足が出来ぬ。学問の研究が中心であると共に、その設立した都市並に市民の特質と、その大学の内容とが密接なる関係を保つべきことを忘れてはならない。其設立都市の有機組織と其都市の市民生活の内に市立大学が織込まれなければならない。併し決して市民に迎合せよと言うのでもなければ、早く間に合う卒業生を送出せよと願うのでもない。若しそれだけの目的ならば専門学校で沢山である。市民の市立大学である以上、其の所在都市の文化、経済、社会事情に関して、独特の研究が遂げられて、市民生活の指導機関となって行かねばならぬと思うのである。大阪市立大学は学問の受売、卸売の市場ではない。大阪市を背景とした学問の創造が無ければならぬ。此の学問の創造が学生、出身者、市民を通じて、大阪の文化、経済、社会生活の真髄となって行く時に、設立の意義を全くするものである。

(関一「市立商科大学の前途に望む」『大大阪』第4巻第4号、1928年)



関一（せき・はじめ、1873～1935年）は、東京高等商業学校教授（現・一橋大学）から大阪市助役、のちに第7代大阪市長となった人物で、1928年の大阪商科大学設立時の市長です。御堂筋や高速鉄道（地下鉄）その他、都市政策の専門家として多くの業績を残し、学者市長として知られています。市立商科大学開校に当たって述べた上記の文章は、今日の大阪市立大学にも通じる理念として受け継がれています。

# 新入生の皆さんへ

大阪市立大学長  
あらかわ てつお  
荒川 哲男



新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

私たち大阪市立大学教職員一同、心より歓迎します。

大阪市立大学は、1880年に創立され、2020年に創立140周年を迎えました。歴史と伝統のあるわが国最初の市立大学であり、大阪市内に位置する唯一の総合大学でもあります。これまでに、数多くの一流企業人や研究者を生み出しています。医学研究科を卒業された山中伸弥先生がノーベル医学賞を、また、理工学部で教鞭を振るわれた南部陽一郎特別栄誉教授はノーベル物理学賞をそれぞれ受賞されています。産業界では上場企業の会長、社長をはじめ重責を担われているOBを輩出してきました。このような先輩方が、大阪市立大学の自由と進取の気風を醸し出し、連綿とイチダイ生に引き継がれています。皆さんにもイチダイで誇りを持って、自由な発想で様々なことに挑戦していただきたいと思います。

大学生活は、高校時代のような周囲に準備された環境の中、単にやり遂げることだけに集中できた時期とは異なり、自らの意思により、受講科目をはじめ多くの事柄を選択と決定しなければなりません。そこには責任も伴いますが、こうした経験は確実に大学生活を豊かにします。勉学はもちろん、課外活動、海外留学体験などの興味のあること、やってみたいことに挑戦していく姿勢により、自信につながる経験を積み重ねてください。その積極性を受け入れる環境を大学は準備していますので、様々な経験を通し、自主性、コミュニケーション能力、自己管理能力を養ってください。

私が掲げている本学のスローガンは「笑顔あふれる知と健康のグローバル拠点」です。「笑顔」が最初にあるのは、楽しい人生が一番だからです。皆さんにとってはワクワクする大学生活がスタートしますが、慣れないことや知らない人たちがほとんどで不安もあるでしょう。まずは、行動を起こし、好奇心をあらわにさまざまな活動に首を突っ込み、できるだけ多くの人たちと早く打ち解けるようにしてください。

大学生活が充実した有意義なものとなることを心より願っています。

# Campus Life ー 学生生活

学長の挨拶	1
目次 (CONTENTS)	2
年間行事予定表	4

## < 学生生活 >

各担当窓口のご案内 (授業欠席の取扱い・交通機関の連休、気象条件悪化等の授業)	6
学生証	1 1
通学証明書・通学定期券・学割	1 2
各種証明書の発行	1 3
学内掲示板	1 4
学生用掲示板	1 5
全学認証システム・OCU UNIPA・OCU メール	1 6
安否確認システムの登録	1 8
災害発生時の対応	2 0
学内での避難場所	2 1
遺失物・拾得物	2 2
自転車登録	2 3
指定駐輪場マップ	2 4
経済支援制度 (高等教育の修学支援新制度)	2 5
(大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度)	2 6
(授業料減免制度)	2 7
(日本学生支援機構奨学金制度)	2 7
(本学独自の奨学金制度・短期貸与奨学金制度)	2 9
(公的団体や民間団体の奨学金制度)	3 2
学生教育研究災害傷害保険 (学研災)・学研災付帯賠償責任保険 (付帯賠償)	3 3
外国人留学生支援制度	3 4
海外留学制度	3 5
学術情報総合センター	3 6
共用施設	3 8
ボランティアセンター “ボラカフェ”	3 9
学生なんでも相談窓口	4 0
ハラスメント	4 1
公益通報受付・相談窓口	4 2
障がい学生支援室	4 3
白馬セミナーハウス	4 5
キャンパスメンバーズ制度	4 6
アルバイトの紹介	4 7
住まいの紹介・杉の子保育園	4 9

## < 課外活動 >

課外活動団体に入りたい! 作りたい!	5 0
課外活動団体一覧	5 3
課外活動関係施設	5 7
課外活動団体の諸手続き	5 9
課外活動時の事故被災直後の対応フロー図	6 1



# ガイドー 2021 CONTENTS

## <就職>

進路・就職支援	6 2
就職状況	6 4

## <保健>

保健管理センターと健康診断	6 6
感染症における出席停止と手続き	6 7
カウンセリング	6 8
授業中の障害事故	6 9
障害診療指定医療機関	7 1
AEDを使用した救命処置の流れ	7 2
AED・担架・救急箱 設置場所マップ	7 3

## <諸注意>

キャンパスマナー・交通マナー	7 4
キャンパスでのごみの分別	7 6
学生の飲酒	7 8
薬物乱用防止	7 9
多重債務	8 0
インターネット利用上の注意	8 1
インターネットトラブル・悪徳商法・クーリングオフ制度	8 2
勧誘活動を行っている学外者（個人・団体）に注意	8 5
盗難に注意	8 6

## <施設案内>

杉本キャンパスマップ	8 7
阿倍野キャンパス・梅田サテライトマップ	8 9
(杉本キャンパス) 本館地区 部室・課外活動関係施設配置図	9 0
(杉本キャンパス) 旧教養地区 部室・課外活動関係施設配置図	9 1
(杉本キャンパス) 学生ホール・グランドハウス・スポーツハウス略図	9 2

## <資料集>

本学の沿革	9 3
組織図	9 4
学生生活における安全確保ガイドライン	9 5
障害事故に伴う療養費等の一部補助に関する規程	9 8
会の組織に関する規程・課外活動団体設置に関する基準	9 9
学内掲示に関する規程	1 0 1
課外活動関係施設使用規程	1 0 1
学生ホール規程・学生ホール規程施行細則	1 0 4
スポーツハウス規程	1 0 7
体育館規程	1 0 9
水泳プール規程	1 1 0
合宿所使用規程	1 1 1
白馬セミナーハウス規程	1 1 2
逍遙歌（桜花爛漫）・学生歌	1 1 3
市大つながり MAP	1 1 4

# 2021 年間

4月

- 新入生ガイダンス（1日）
- 入学式（6日）
- 新入生健康診断（7日）
- 前期授業開始（8日）
- ★ふたば祭（新入生歓迎祭）  
（16日～17日）
- 学内団体結成・更新届提出期限



4月

ふたば祭

入学式

新入生の皆さんが1日早く大学での生活になじみ、また、先輩との交流を深めるために、先輩が企画・立案し運営するもので、実行委員会主催で行われます。

5月

- ★第129回ポート祭（15日～16日（予定））

5月

ポート祭

1889年（明治22年）、市立商業学校時代の「堂島川の水上運動会」を原点とし、市大はもとより大阪の初夏の風物詩として親しまれている伝統行事です。

6月

- 創立記念日（1日）
- ★対大阪府立大学総合競技大会
- ★三大学体育大会



ポート祭

7月

- 前期試験（26日～8月6日）

8月

- 夏季休業（7日～9月15日）
- ★オープンキャンパス

6月

三大学体育大会

本学、一橋大学、神戸大学の三大学間では、旧制商科大学時代から「三商大戦」として各種の対抗競技が行われてきました。現在も多くの対抗戦競技が伝統を受け継ぎ、三大学間の交流を深めています。

9月

- 研修期間（16日～30日）

# 行事予定表

10月

- 後期授業開始（1日）
- ★銀杏祭（30日～11月1日）

11月

- 振替授業日（4日 月曜日の授業を実施）

12月

- ★三大学学生研究討論会
- 冬季休業  
（24日～1月6日）

1月

- 大学入学共通テストに伴う休講（14日）
- 大学入学共通テスト（15日・16日）
- 後期試験（28日～2月10日）

2月

- 研修期間（14日～3月18日）

3月

- 春季休業（19日～）
- 卒業式

11月

大学祭

毎年11月上旬に、大学祭の「銀杏祭」が催されます。コンサートや講演会、各種模擬店などの多彩な企画が行われるビッグイベントです。



銀杏祭

12月

三大学学生研究討論会

本学、一橋大学、神戸大学の学生が集い、1951年（昭和26年）から毎年開催されている文科系討論会です。商学・経営学、経済学、法学・政治学（社会学を含む）の3部門からなり、相互の知的精神を刺激し合うと同時に親睦を深める機会となっています。

※振替授業日

各曜日に一定の授業回数を確保するため、授業回数が多い曜日に授業回数が少ない曜日の授業を行う。

※研修期間

集中講義や補講などが行われることがある。

※（前期・後期）試験期間

定期試験や授業を行う。

※この Campus Life は在学期間使用して頂くものです。  
年間行事予定表に関しては毎年 OCU UNIPA 等に確認して下さい。

# 各担当窓口のご案内

通常窓口対応時間 8:45 ~ 17:15 (平日)

各々の窓口がありますので、該当する窓口へお越しください。  
 ※窓口が変更することもありますので、UNIPA 等最新の情報をご確認ください

## ●学生サポートセンター 1 階

学生の入学から卒業・就職に至るまでの各種相談や支援を行います。

## 教育推進課

### 各学部・研究科教務担当

\*ただし、医学部(医学科・看護学科)は各学舎内、都市経営研究科・創造都市研究科は梅田サテライト(大阪駅前第2ビル6階)及び経済研究所棟1階、法学研究科法書養成専攻は法学部棟2階に事務室があります。

・学籍情報 ・履修関係	住所・氏名・電話番号の変更 転学部・転学科に関する事 履修登録に関する事 時間割に関する事 休講・補講情報 通学証明書の発行 (P12)	保護者・緊急連絡先の変更 休学・復学・退学に関する事 定期試験に関する事 成績に関する事 学生証の再発行 (P11)

### 各学部・研究科教務担当の連絡先

杉本 キャンパス	商 学 部	06-6605-2201	経 済 学 部	06-6605-2251	法 学 部	06-6605-2303
	文 学 部	06-6605-2353	理 学 部	06-6605-2504	工 学 部	06-6605-2651
	生活科学部	06-6605-2803	法書養成専攻	06-6605-2301		
	都市経営研究科	06-6605-3508	創造都市研究科	06-6605-3507		
阿倍野 キャンパス	医学部医学科	06-6645-3611	医学部看護学科	06-6645-3511		
梅田 サテライト	都市経営研究科 創造都市研究科	06-4799-3700	※梅田サテライトの窓口対応時間			14:00 ~ 21:45 (平日) 9:15 ~ 17:45 (土曜)

教務担当	06-6605-2936	教員免許に関する事 ・教育実習について ・教員採用試験について ・介護等体験について
	06-6605-2960	入学式・卒業式・学位授与式に関する事
	06-6605-2960	学生証・証明書に関する事
庶務担当	06-6605-3503	ハラスメントに関する事 (P41)

### キャリア支援室

就職・進路	06-6605-2104	就職関連イベントについて 求人情報に関する事 就職に関する相談(履歴書・ES・面接 等)	} (P62)
		進路希望登録・進路報告登録について インターンシップに関する事	

学生課

福利厚生	06 - 6605 - 2103	学生用掲示板の利用について (P15) 遺失物・拾得物について (P22) 白馬セミナーハウスの利用について (P45) 課外活動に関すること ・ 課外活動団体に入りたい・作りたい (P50 ~ 52) ・ 課外活動団体一覧 (P53 ~ 56) ・ 本学の課外活動施設 (P57 ~ 58) ・ 課外活動団体の諸手続き (P59 ~ 60) ・ 課外活動時の事故被災直後の対応フロー図 (P61) ボランティアに関すること (P39)
保険(学研災)	06 - 6605 - 3645	学生教育研究災害傷害保険等について (P33)
経済支援	06 - 6605 - 2102	奨学金・授業料減免等に関すること ・ 高等教育の修学支援新制度支援 (国制度) (P25) ・ 大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度 (府制度) (P26) ・ 授業料減免制度 (大学独自制度) (P27) ・ 日本学生支援機構奨学金 (P27 ~ 28) ・ 本学独自の奨学金 (P29 ~ 31) ・ 公的団体や民間団体の奨学金 (P32)
授業料	06 - 6605 - 2054	授業料の納付に関すること 授業料引落口座の変更について
障がい学生支援担当	06 - 6605 - 3650	障がい学生支援に関すること (P43)
学生なんでも相談窓口	06 - 6605 - 3039	各種相談に関すること (P40)

●学生サポートセンター 2 階

国際センター

外国人留学生	06 - 6605 - 3558	外国人留学生の奨学金・授業料減免に関すること (P34) 外国人留学生の証明書に関すること その他外国人留学生に関すること 留学生との交流に関すること
海外留学	06 - 6605 - 3557	海外留学に関すること (P35) 海外留学のための奨学金に関すること

入試課

	06 - 6605 - 2141	入学者選抜に関すること
--	------------------	-------------

●全学共通教育棟 2 階

教育推進課

共通教育担当	06 - 6605 - 2935	全学共通科目に関すること ・ 授業・履修に関すること ・ 休講・補講情報 ・ 定期試験に関すること ・ 副専攻に関すること
--------	------------------	---

●1号館1階

管理課	06-6605-2041	自転車登録に関すること (P23)
人事課	06-6605-2021	杉の子保育園に関すること (P49)

●田中記念館

1階 大学サポーター交流室	06-6605-3607	大学サポーター(保護者・卒業生等)、夢基金、大阪市ふるさと寄附金に関すること
2階 大阪市立大学教育後援会	06-6605-3420	教育後援会に関すること 9:30～17:00
3階 大阪市立大学同窓会	06-6605-2113	同窓会に関すること 10:00～17:00

●保健管理センター

診察・健診・カウンセリング	06-6605-2108	定期健康診断と再検査の実施 内科診察、特別診療(整形外科)、神経精神科相談 けが・病気の応急対応 健康相談、クラブ健康診断の実施 授業中に障害事故が発生した場合(P69～71) 悩み相談、カウンセリングの実施(P68)
---------------	--------------	--

●学術情報総合センター

1階		ATMの利用 各種証明書の自動発行機(P13)
2階	メインカウンター レファレンスコーナー	図書の出貸・施設利用手続(P36～37) 資料収集・利用相談
5階	情報教育PCルーム マルチメディアカウンター	パソコン・プリンターの利用 全学認証システムのパスワード再発行(P16) DVD/CD等の視聴・AVホール利用手続
6階	庶務担当事務室	アカデミックコモンズ利用手続

●大阪市立大学生協同組合

総務部 (第1学生ホール東側)	06-6605-3011	生活協同組合加入、卒業アルバムに関すること 学生総合共済、学生賠償責任保険等
シェリー	06-6605-3016	パソコンに関すること 住まいの情報に関すること(P49)
	06-6605-3014	教科書・書籍に関すること
(第3学生ホール2階)		
シェリー・旅行サービス (第2学生ホール1階)	06-6605-3022	国際学生証の発行 ※事前確認要 自動車教習所申込・旅行の手配

●大学周辺の公共機関連絡先

大学周辺の 公共機関	住吉区役所	06-6694-9986	住吉区南住吉3-15-55
	住吉警察署	06-6675-1234	住吉区東粉浜3-28-3
	住吉消防署	06-6695-0119	住吉区遠里小野1-1-9
	阿倍野区役所	06-6622-9986	阿倍野区文の里1-1-40
	阿倍野警察署	06-6653-1234	阿倍野区阿倍野筋5-13-5
	阿倍野消防署	06-6628-0119	阿倍野区松崎町4-4-30

●構内の立入可能時間について

(杉本キャンパス) 8:00~22:00 ※年末年始を除く

●授業時間について(杉本キャンパス)

第1時限 8:55~10:35

第2時限 10:50~12:30

第3時限 13:20~15:00

第4時限 15:15~16:55

第5時限 17:10~18:50

※阿倍野キャンパスの授業時間帯は、各学科の「教育要項」を梅田サテライトの授業時間帯は「履修便覧」をそれぞれ確認してください。

●授業の欠席の取扱いについて

【欠席】

病気、急引等やむを得ない事由により、授業を欠席する場合は、次回の授業時に担当教員に直接(※)申し出てください。

欠席理由の如何を問わず、成績評価等に関する取扱いは、授業担当教員の判断によります。窓口・電話等での取扱はありません。

※欠席理由が病気等による場合は、教員から医師の診断書等を求められる場合があります。

※教育実習および介護等体験で授業を欠席する場合は取扱いが異なりますので、教職担当窓口へお問い合わせください。

※医学部医学科の専門科目については、学務課学務担当(医学部医学科)(06-6645-3611)に申し出てください。

※定期試験の欠席は、所属学部・研究科の追試験の取扱いを確認してください。

※裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合は、各学部・研究科の教務担当・学務担当にお問い合わせください。

【長期欠席の場合】

病気等やむを得ない事情で2カ月以上修学できない場合は、所属する学部・研究科の教務担当・学務担当窓口にご相談してください。

感染症による出席停止と手続きについては、P67を確認してください。



## 交通機関の運休、気象条件の悪化等による授業の休講 および定期試験の延期措置について

### 【杉本キャンパス、梅田サテライト】

#### (1) 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関の①または②のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く）を行った場合の授業は原則として休講とします（定期試験の延期措置を含む）。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部又は一部の授業を行います。また、運休の有無にかかわらず別段の決定を行うことがあります。

##### ●杉本キャンパス

① JR 阪和線全線

② Osaka Metro 御堂筋線全線および JR 大阪環状線全線が同時

##### ●梅田サテライト

代替交通機関があることから、交通機関の運休による休講の措置については行いません。

#### (2) 気象条件の悪化による授業の休講について

「大阪府下に暴風警報又は特別警報（すべて対象とする）のいずれか」が発令された場合の授業は原則として休講とします（定期試験の延期措置を含む）。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部又は一部の授業を行います。また、警報発令の有無にかかわらず別段の決定を行うことがあります。

#### (3) 遠隔授業（同時双方向型に限る）において WebClass が停止した場合の休講について

WebClass が停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者への個別の連絡がある場合は除く）。ただし、別表のとおり WebClass の復旧の時刻により、全部又は一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

（別表）

##### ●杉本キャンパス

運行再開・警報解除・WebClass の復旧の時間	休講となる時限	授業を行う時限
午前 7 時 以前		全時限
午前 10 時 以前	1・2時限	3・4・5時限
午前 10 時を過ぎても解除されない場合	全時限	

##### ●梅田サテライト

（梅田サテライト）月～金曜日の授業		
警報解除・WebClass の復旧の時間	休講となる時限	授業を行う時限
午後 3 時 以前		全時限
午後 3 時を過ぎても解除されない場合	全時限	

（梅田サテライト）土曜日の授業		
警報解除・WebClass の復旧の時間	休講となる時限	授業を行う時限
午前 7 時 以前		全時限
午前 10 時 以前	1～3時限	4～7時限
午前 10 時を過ぎても解除されない場合	全時限	

※交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、交通ストライキ、その他の理由により交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。

※授業中または試験中に、暴風警報又は特別警報が発令された場合は、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から授業は休講とする。

※このほか、必要がある場合は、各学部又は各研究科において別に定める。

【阿倍野キャンパス】各学科の「教育要項」を確認してください。

# 学生証について

## 市大生である証！ 肌身離さず、大切に。

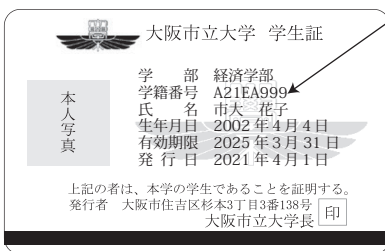
学生証は、本学の学生であることを証明するだけでなく、学術情報総合センターの利用者カードにもなっています。

また、試験を受けるときや証明書の交付、課外活動施設を借りるときなど、学生生活を送る上で、しばしば提示を求められますので、常に携帯し大切に扱うように心がけてください。

### ☆学生証を受け取ったら・・・

氏名・生年月日などの記載事項を確認。

万一、間違っている場合は、直ちに所属する学生サポートセンター  
1階各学部・研究科教務担当窓口へ。



### ? 学籍番号

**A** ◎◎ **E A** ◎◎◎

学籍 入学 学部・学科 (↑3桁の数字)  
区分 年度

※窓口などで氏名と一緒に記入することが多くあります。自分の学籍番号は、必ず記憶しておきましょう。

### ▼再交付について▼

学生証を紛失、破損した場合には速やかに所属学部・研究科教務担当窓口  
に申し出て、再交付の手続きをとってください。

紛失・破損等による再交付・・・1,500円

(2021年3月現在)

# 通学証明書・通学定期券・学割について

## 乗車区間を変えるとき、必ず大学に届け出よう。

通学定期券を購入する場合は、「通学証明書」が必要となります。

入学時に「学生証・通学証明書発行台帳」及び「通学証明書」に必要事項を記入し、所属学部・研究科教務担当に届け出てください。なお通学区間を変更する場合は、各学部・研究科教務担当に申し出て、手続きを行って下さい。

通学区間は、現住所最寄駅から大学最寄駅の最短区間です。アルバイト先など他の住所からの最寄駅からは利用できません。

### ☆通学定期を買う!!

定期券を購入するとき各鉄道会社の定期券販売窓口で学生証と共に提示。

通学証明書	
学籍番号 ①A20EA999	住所変更
氏名 ②◆◆◆◆	変更年月日
住居 ③大阪府北区西宮南町190-99	認印
有効期限 ◆◆◆◆月◆◆日	通学区間
発効日 ◆◆◆◆月◆◆日	④◆◆◆◆～梅田 大阪～杉本町
発行者 大阪市杉本町丁目3番138号	～
大阪市立大学	～

通学定期券 3カ月

**学**

最寄駅 ↔ 杉本町  
(もじくは、あびこ)

**2021.6.30** まで

シダイ ハナコ 18歳 女

### ☆遠距離の帰省・就職活動などで学割を利用したい!!

契印

**学校学生生徒旅客運賃割引証**  
(一般学校用)

第.....号 学校種別又は指定番号

※乗車区間	駅から 駅まで	經由
※乗車券種類	片道 往復	連続
※部科及び学年	第.....	学年(年次)
※証明書番号		
※使用者の氏名及び年齢	( ) 才	
※割引率	旅客鉄道会社線	2割
※有効期限	年.....月.....日 まで	

学校所在地.....

学校名..... 代表者職印

学校代表者氏名.....

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

JR各社の片道100kmを超える区間に乗車(乗船)する場合は、学割証(有効期限3カ月)により運賃が2割引きとなりますので、帰省、就職活動などで遠距離の移動をするときは、**証明書自動発行機**(学術情報総合センター1階など)で取得してください。(学生証及びパスワードが必要になります)

クラブ・サークルなどの団体旅行で、学割を利用する場合は、**学生課(学生サポートセンター1階)**が窓口となります。

# 各種証明書の発行

## 各種証明書は自動発行機で!!

証明書の自動発行の際には、学生証・パスワード・手数料が必要です。  
なお、パスワードは全学ポータルサイトのものと同じです。

**(証明書および手数料)** 下記の各種証明書の即時発行が可能です。

証明書名	手数料
在学証明書 (英文も可)	各 1 通 100 円
成績証明書 //	
卒業見込証明書 //	
修了見込証明書 //	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (学割証)	無料
健康診断証明書 (当該年度実施分のみ)	1 通 200 円
自転車登録用在学証明書 (阿倍野地区のみ)	1 通 1,000 円

- ※ 内部進学者が既卒分の証明書を取得する場合、卒業生料金 1 通につき 300 円となります。
- ※ 健康診断を受診したにも関わらず健康診断証明書が画面上で選択できない場合がありますが、この場合は保健管理センターに問い合わせてください。

### (設置場所・利用時間等)

4 カ所に設置されています。なお、利用時間が異なりますので注意してください。

設置場所	利用時間	利用対象学生
学術情報総合センター 1 階	平日 8:45 ~ 21:30	全在生
学生サポートセンター 1 階	平日 8:45 ~ 17:15	
医学部学舎 1 階	平日 9:00 ~ 17:00	
梅田サテライト	平日 14:00 ~ 21:45 土曜 9:15 ~ 17:45	

- ※ 施設の都合やメンテナンス等により利用できない場合もありますのでご了承ください。  
なお、学術情報総合センター設置の発行機は、休館日には使用できません。

### 証明書自動発行機に関するお問い合わせ

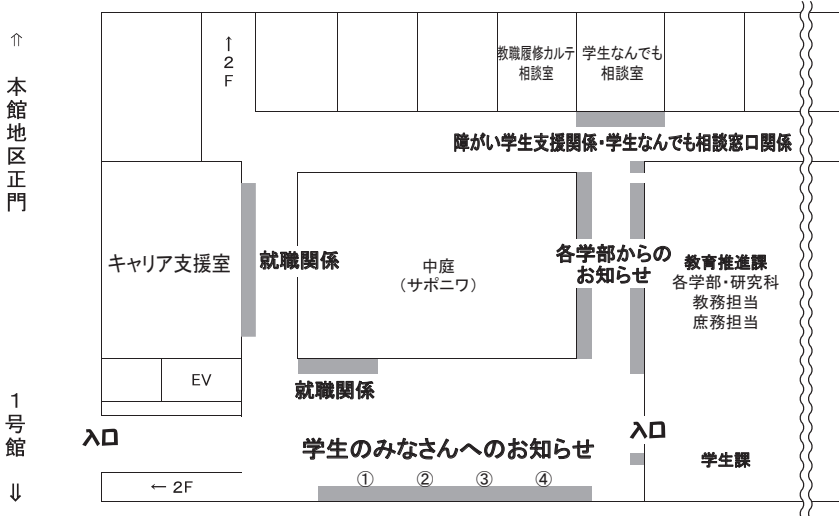
教育推進課教務担当 06-6605-2960

# 学内掲示板

## 各種情報は掲示板から入手しよう!!

大学から学生のみなさんへのお知らせは、原則として学内掲示板への「掲示」で行われます。掲示板は、大学とみなさんを結ぶ情報手段ですから、登校したら、必ずチェックする習慣を身に付けてください。掲示板を見ていないと不利益を被ることがあります。責任を持って見るようにしましょう。

### 〔学生サポートセンター 1 階の掲示板〕



学生のみなさんへのお知らせは、掲示板に向かって右から、①教職関係・②留学・留学生に関すること・③学生生活に関すること・④経済支援の順に掲示しています。

下記の内容については学生サポートセンター内に掲示しておりませんので注意してください。

内 容	掲 示 先
医学科・看護学科からのお知らせ	阿倍野キャンパス学舎の掲示板
都市経営研究科・創造都市研究科からのお知らせ	梅田サテライト及び創造都市研究科事務室（経済研究所棟 1 階）の掲示板
全学共通教育に関すること※	全学共通教育棟ピロティ東側

※健康スポーツ科学科目については、第 1(旧)体育館前掲示板に掲示しています。

# 学生用掲示板

クラブ・サークルの勧誘やイベント告知などに利用できる学生用掲示板があります。学生用掲示板は本学学生であれば利用できます。学生課で所定の手続きを行ってください。

## 申請・掲示方法

学生課に備え付けの「掲示承認申請書」に必要事項を記入し、掲示する枚数分（最大47枚掲示が可能）の掲示物と一緒に学生課へ提出してください。ただし、申請書に実際に掲示する掲示物1枚の添付が必要です。

掲示物の内容を確認のうえ、掲示物に承認印を押印します。承認を受けた後は、承認印のある掲示物のみを学生用掲示板に掲示してください。（学生用掲示板の場所は学生課にて確認してください）

掲示期間は最大で3カ月ですが、イベント告知の場合はイベント開催日翌日までの掲示としています。掲示期間が切れる前に掲示した掲示物を撤去してください。無断掲示（承認印のない掲示物の掲示）や掲示期間切れの場合は撤去します。

## 遵守事項

掲示を希望する際は以下の項目を遵守してください。

- ① 掲示物はA1サイズ（594mm×841mm）以内にすること
- ② 学生用掲示板以外には掲示しないこと
- ③ 掲示物は、掲示中のもを含めて3種類までとすること
- ④ 同一内容の掲示物は学生用掲示板1カ所につき、1枚とすること
- ⑤ 学生用掲示板は適正に使用し、常に良好な状態に保つこと
- ⑥ 掲示期間終了後、再掲示を希望する場合は再度申請を行い、承認を受けること

## その他、注意事項

- ① 掲示スペースに限りがあるため、掲示できない場合があります。より多くの学生が利用できるように掲示板を利用してください。
- ② 掲示した掲示物については掲示者・掲示団体が責任を持って管理し、ゴミとならないように気を付けてください。
- ③ 大学が実施する行事に支障がある場合、掲示物を撤去することがあります。

# 全学認証システム

本学では、OCU UNIPA（学生向け総合サイト）、情報処理教育システムなど学内の様々なシステムへログインするために、OCUID（学籍番号）とパスワードを使用しています。

OCUID（ログイン名）：学籍番号  
パスワード：別紙<sup>\*1</sup> 参照

※1 別途お配りしている「大阪市立大学個人 ID（OCUID）及びパスワードについて」をご確認ください。

## 全学認証システムを使用する主なサービス

■OCU UNIPA (履修登録、成績確認、休講情報、各種お知らせ)	▲office 365 Pro Plus (最新版officeの提供)
☆情報処理教育システム (学情5階、9階PCルームなどの利用)	★図書館Webサービス (各種手続、Web接続などのサービス利用)
▲OCUNET Wi-Fi, eduroam (無線LAN)	▲OCUメール (学生用電子メール)
☆Web Class (授業支援システム)	

■…短縮 URL：ocu.jp/unipa（PC版） ocu.jp/unipa-m（スマホ版）

☆…詳細は情報処理教育システム HP を参照 短縮 URL：ocu.jp/ecs

★…詳細は p37 を参照

▲…詳細は情報基盤センター Web ページを参照

短縮 URL：ocu.jp/cii

## 全学認証システムのパスワードを忘れてしまった場合

学術情報総合センター5階の情報教育 PC ルームにてパスワード再発行を申請する必要があります。パスワード再発行申請と受け取りの際には、学生証が必要です。なお、医学部の学生についてはそれぞれの学科の事務室、都市経営研究科・創造都市研究科の学生については梅田サテライト事務室でも受付しています。

**原則パスワードの即時発行はできません。**



パスワード再発行の受付可能日時は以下の通りです。

窓口	受付時間	対象学生
学術情報総合センター 5階	平 日 / 9:00 ~ 20:45	全在学生
医学部医学科事務室	平 日 / 9:00 ~ 17:00	医学科の在学生
医学部看護学科事務室	平 日 / 9:00 ~ 17:00	看護学科の在学生
梅田サテライト事務室	平 日 / 14:00 ~ 21:45 土曜日 / 9:15 ~ 17:45	都市経営研究科の在学生 創造都市研究科の在学生

ただし、学術情報総合センターの休館日、医学部医学科事務室・医学部看護学科事務室・梅田サテライト事務室の閉室日には受付・引き渡しをしていません。

## OCU UNIPA (オーシーユー ユニパ)

OCU UNIPA は、履修登録、成績確認、個人時間割、休講情報、各種連絡事項の通知等学内の情報を総合的に取り扱っています。このサイトは大学と皆さんを結ぶ情報手段です。必ず一日一回は、チェックしてください。



スマートフォン版

## OCUメール

OCU メールは、学生の皆さんが在学中に使用することのできるWEB メールです。大学から、教務や健康管理、就職、安否確認などの連絡が届くほか、教員との連絡にも利用できます。

PC やスマートフォンで受信できるように設定し、こまめに確認するようにしましょう。



詳細はこちら

### ★情報基盤センターWebページ★

全学認証システムや学内ネットワークなどに関する情報を掲載しています。※学内向け情報の閲覧には全学認証システムのログインが必要です。

Twitterでも情報発信をしています。ぜひフォローしてください。

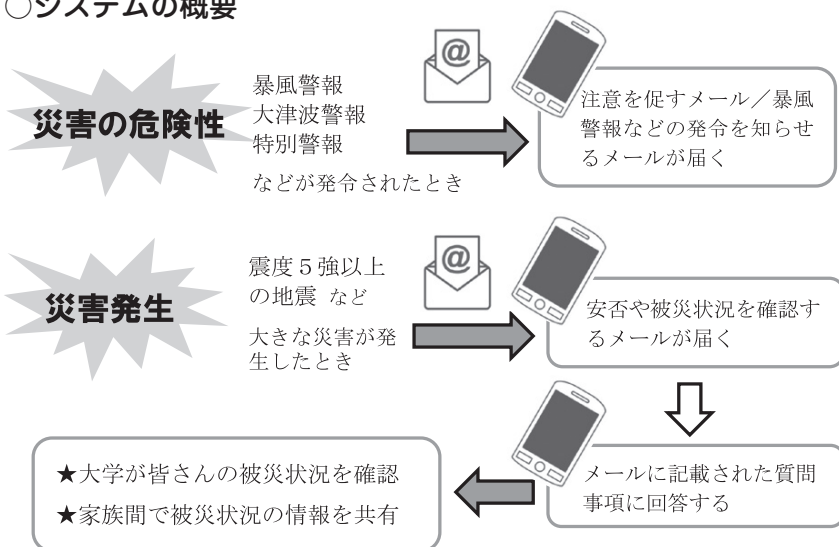
情報基盤センターWebページ 短縮URL : [ocu.jp/cii](http://ocu.jp/cii)

情報基盤センターTwitter 大阪市立大学 情報基盤センター@ocucii

# 安否確認システムについて

大阪市立大学では、大規模災害の発生に備えた「安否確認システム」を導入しています！  
皆さんの安否を迅速に確認するシステムですので、学生全員が登録しておくことが必要です！

## ○システムの概要



## ○安否確認システムへの登録について

2021年度入学生の皆さんは、OCUメール（大学付与アドレス）が自動登録されています。登録は4月中旬完了予定。それ以前に各自で登録していただくことも可能です。

OCUメールだけではなく、携帯電話のアドレスなど迅速に連絡の取れるアドレスを追加登録しておきましょう。

### ○家族の連絡先も登録しておきましょう！

本学の安否確認システムでは、家族間でも安否情報を共有することが可能です。最大5人まで登録できますので、災害に備えて家族の連絡先も登録しておきましょう。

(家族のメールアドレスの登録の際は、事前に家族の同意が必要になります)

### ○メールを受信できるか確認しておきましょう！

迷惑メール設定や受信拒否設定などの影響で、安否確認システムからのメールが届かないケースがあります。安否確認システムへログインすると、登録したアドレスへテストメールを送信できますので、必ず受信できることを確認しておきましょう。

### ○メールアドレスは最新の情報に更新しましょう！

携帯電話などのメールアドレスを変更したときは、必ず安否確認システムに登録したメールアドレスも変更するのを忘れないようにしましょう。また、災害時に緊急を要するメールが送られてきますので、携帯電話のメールアドレスなど、いつでも受信できるメールアドレスを登録しておきましょう。

### ◎安否確認システムへのログイン方法

安否確認システムへログインすることによって、家族の連絡先の登録や登録したメールアドレスの変更などを行えます。

方法① パソコンまたはスマートフォンから下記 URL へアクセス

方法② スマートフォンで下記の QR コードを読み込んでアクセス

方法③ OCU UNIPA から、リンク（学生 Navi）より健康・安全（安否確認システム）へアクセス

URL： <https://anpis3.mec-asp.com/c01m001/>

QRコード：



### ◎詳しい内容は OCU UNIPA 上のマニュアルをご覧ください。

OCU UNIPA トップページ > 学生 Navi > 健康・安全 > 安否確認マニュアル（学生用）

問合せ先：安全衛生管理室 TEL 06-6605-2097・2098

# 災害発生時の対応について

## 地震・火災・台風など、突然の災害に備えましょう！

### 1. 地震が発生したら

(建物内にいるとき)

- ・あわてて外に飛び出さず、倒れてきそうな物から離れる、机の下に身を隠すなどして身を守る。
- ・ドア付近にいる人はドアを開けて出口を確保する。
- ・火を使っている場合、可能であればすぐに消す。火傷する恐れがある場合は無理をせず、揺れが収まってから消す。
- ・エレベータに乗っている場合は、全ての階のボタンを押し、停止した階ですぐに降りる。
- ・揺れが収まったら、周囲の安全をよく確認した上で、教職員の指示に基づいて避難する。

(屋外にいるとき)

- ・上部からの落下物を避けるため、建物や高い塀、送電線などからすぐに離れる。
- ・海が近い場合には、津波の危険性を考えてすぐに高い場所へ避難する。

### 2. 火災が発生したら

- ・「火事だ！」と叫んで周囲に早く知らせつつ、非常ベルを押して建物内にいる人へ危険を知らせる。
- ・近くの教職員へ火災の発生を知らせる。
- ・危険のない範囲で、消火器などを使って初期消火を行う。
- ・火柱が天井にまで達したら消火を断念して速やかに避難する。
- ・避難する際には、煙が流れる方向に注意し、煙にまかれないように注意する。またハンカチを口にあて、姿勢を低くしながら避難する。

### 3. 台風が接近したら

- ・台風が接近したら屋外には出ず、屋内で待機する。
- ・風で飛ばされそうなものは事前に撤去または固定するなどして、他の人に危険が及ばないように配慮する。
- ・テレビやラジオでの情報収集を行い、洪水や土砂災害の恐れがある場合は速やかに安全な場所へ避難する。

#### Point

災害に備えて、日頃から非常用物品の準備をしておきましょう！  
【飲料水・非常食・救急セット・懐中電灯・携帯ラジオ・乾電池など】

【台風時の授業について】

詳しくはP10 参照

# 学内での避難場所について

(杉本キャンパス)

学内で大きな地震や火災などに遭遇したときは、  
下図を参考に広くて安全な場所へ避難してください



大規模な災害時には、図中のAあるいはBに示す場所を、避難場所として利用ください。火災などの発生を伴う場合には、風向きなどに注意して、避難場所を選択してください。ただし、消防車等の緊急車両の進入に注意してください。

特に、大規模地震など建物倒壊の危険もあると判断される場合には、グラウンドなどの広い場所(A)を利用ください。

# 遺失物・拾得物について

## 杉本キャンパス内で物を拾った方

学生課へ届け、拾得物届出簿に拾得日時や場所等を記入してください。

## 杉本キャンパス内で物を失くした方

\*以下を参考に紛失した場所によって窓口を確認してください。

### 【拾得場所と担当部署】

各学部棟及び各学部管理専門施設→**各学部支援室**

※経済研究所棟は都市経営／創造都市研究科事務室（1F）へ問い合わせてください。

※共通教育棟は共通教育支援室（2F）へ問い合わせてください。

学術情報総合センター→**学術情報課庶務担当（6F）**

インキュベータ→**研究支援課**

ゲストハウス→**国際交流課**

その他建物（食堂を含む）・大学構内→**学生課**

- ・拾得物は、OCU UNIPA（学生 Navi > 学生生活 > 学内落とし物忘れ物情報）でも情報を確認できます。
- ・教室、食堂での忘れ物については清掃業者等が各教室、食堂の1ヶ所にまとめて保管します。各処理担当部署に届けられます。

- \*学生課へ届いた拾得物は、学生課入口右手のキャビネットに保管しています。
- \*遺失物を発見した場合、窓口で学生証を提示し、受取の手続きを行ってください。（受取は必ず遺失者本人であること。代理者の受取はできません。）
- \*遺失物が無かった場合、紛失届に記入してください。後日遺失物が届いたら連絡します。
- \*財布や定期券等の貴重品は、別に保管していますので、心当たりのある方は各窓口でお尋ねください。
- \***拾得物は3ヵ月の保管期間を過ぎると処分します。**万一遺失した場合は、速やかに窓口まで確認に来てください。
- \*持ち物には氏名や学籍番号を書いておくようにしてください。

※阿倍野キャンパスでの遺失物・拾得物については、医学科および看護学科、梅田サテライトでの遺失物・拾得物については、梅田サテライトの事務室へ問い合わせてください。

# 自転車登録について

杉本キャンパスへの自転車乗り入れは…

## 通学に利用する場合のみ指定の駐輪場まで可能

本学では、構内の安全な通行の確保をはじめ、緊急車両の進入路や災害時の避難場所を確保するため、放置自転車をなくす取り組みを行っています。構内に自転車を駐輪する場合は、大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施規程等に基づく登録が必要です。

【通常の登録方法】（臨時登録窓口を設ける予定です）

◆手順は変更になる場合があります。変更がありましたらOCU UNIPA等でお知らせします。

『杉本キャンパス自転車登録申請書・誓約書』と『自転車に関する撤去、施錠、移動、登録証取消承諾書』を精読のうえ記入してください。

【各様式はOCU UNIPAの学生Naviからダウンロードしてください。】



①申請書・誓約書と承諾書 ②学生証 ③登録料（1,000円）を持参し、管理課窓口にて『登録証』（シール）の発行を受けてください。



『登録証』は、自転車後方のよく見える場所（泥除け部分）に貼ってください。



◆**年度ごとに申請が必要**となります。

◆登録証の発行は、1人につき1枚となります。

紛失等により再発行を希望される場合は、問合せ窓口までおこしください。

◆年度途中の登録や解約の場合でも、登録料の減額又は払い戻しは一切行いません。

- ・近隣住民への迷惑行為は、登録を取り消すことがあります。
- ・登録後に通学利用でないことが判明した場合は登録を取り消します。（登録料は払い戻しません）

★皆様からお預かりした登録料は、構内自転車整理にかかる経費等に充当され、有効に活用されます。

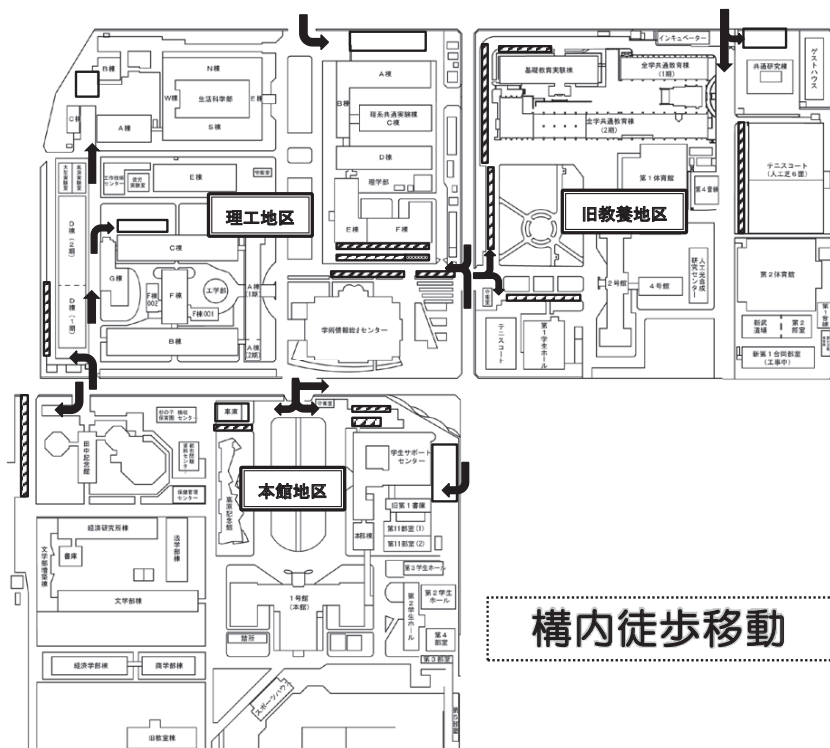
**お問い合わせ先**

**1号館1階 管理課管財担当**  
**06-6605-2041**



# 杉本地区構内指定駐輪場マップ

- …駐輪場
- …市民（学情利用者）専用駐輪場【学生は駐輪できません】
- …「理系学部・研究科」学生・教職員優先駐輪場（理学部棟北駐輪場）
- ➡…出入口及び経路



構内徒歩移動

自転車の乗り入れは指定の出入口から最寄り駐輪場までです

登録証のない自転車や駐輪場以外に駐輪している自転車を発見した場合は、大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施規程等に基づき移動やチェーンによる係留等の措置を講じます。

大阪府自転車条例により自転車保険の加入が義務付けられています。各自で確認をしてください。

# 経済支援制度

## 高等教育の修学支援新制度（国制度）

- ・授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）
  - ・給付型奨学金の支給
- 2つの支援により、大学で安心して学んでいただくものです。

◆申請時期 4月・9月

◆支給額と授業料減免額（令和2年度実績）

区分	支給額（自宅通学）	支給額（自宅外通学）	授業料減免額（半期分）
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	全額免除 267,900円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	1/3免除 178,600円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	2/3免除 89,300円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

●制度の詳細については、下記をご確認ください。

文部科学省 高等教育の修学支援新制度ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

日本学生支援機構 奨学金ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

●進学資金シミュレーターであなたが収入の基準に該当するかどうか、おおよその確認ができます。（試算によるものであるため、実際に申し込んだ場合の結果とは必ずしも一致しません。）

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※詳しくは、本学 web サイト・OCU UNIPA でご確認ください。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生課（学生サポートセンター 1 階）

[kikou@ado.osaka-cu.ac.jp](mailto:kikou@ado.osaka-cu.ac.jp)

# 大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度（府制度）

大阪府では大阪で子育てをしている世帯への支援として、令和2年（2020年）度入学生から学年進行方式により、高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪府立大学・大阪市立大学の授業料等の無償化（減免）を実施しています。

- ◆申請時期 4月・9月
- ◆対象 2020年度以降に入学の学部生・大学院生（前期博士（修士）課程（市大法科大学院含む））

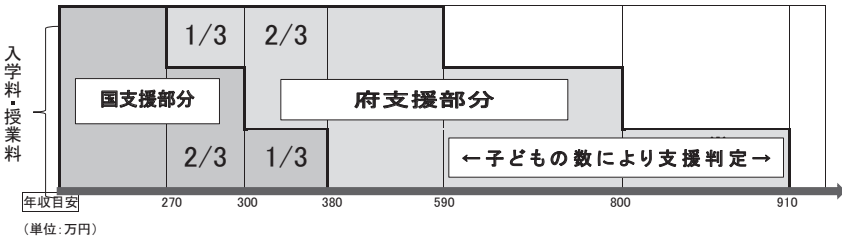
<下のイメージ図は、保護者のうちのどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安>

## ◆支援イメージ

### 学部生

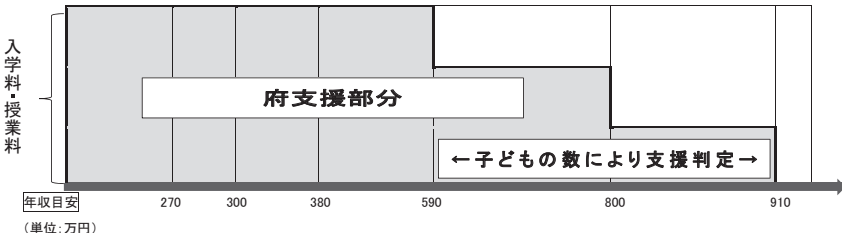
- ・中、低所得者層（年収目安 590万円未満世帯）は、『国+府』制度もしくは『府』制度の支援により無償
- ・年収目安 590万円から 910万円未満世帯までは、世帯年収や子どもの数に応じた支援を実施

※本制度（府制度）と国制度は別制度のため、支援を受けようとする場合は、それぞれの制度に対して申請していただく必要があります。



### 大学院生

- ・中、低所得者層（年収目安 590万円未満世帯）は『府』制度の支援により無償
- ・年収目安 590万円から 910万円未満世帯までは、世帯年収や子どもの数に応じた支援を実施



●支援の対象となるための要件など制度の詳細については、下記をご確認ください。

大阪府ホームページ「大阪府立大学・大阪市立大学・府大高専の授業料等の無償化」  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyo/index.html>

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生課（学生サポートセンター 1 階）  
[musyouka@ado.osaka-cu.ac.jp](mailto:musyouka@ado.osaka-cu.ac.jp)

※詳しくは、本学 web サイト・OCU UNIPA でご確認ください。

## 授業料減免制度（大学独自制度）

家庭の経済的理由あるいは不慮の災害のために授業料の納付が困難となった場合に授業料の減免の許可を受ける制度があります。

- ・高等教育の修学支援新制度及び大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度を利用している学生は申請対象外となります。
- ・申請をすれば必ず減免になる制度ではありません。
- ・日本学生支援機構奨学金（貸与）や教育ローンの貸与を受けている学生（申請中を含む）も申請可能です。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生課（学生サポートセンター 1 階）  
[genmen@ado.osaka-cu.ac.jp](mailto:genmen@ado.osaka-cu.ac.jp)

注）大学院法学研究科法曹養成専攻については、成績優秀者の特待生制度があります。特待生となった学生は、この授業料減免制度の対象となりません。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 法曹養成専攻事務室  
 TEL (06) 6605 - 2301

## 日本学生支援機構奨学金制度

### 貸与奨学金

日本学生支援機構の貸与奨学金は、無利子の第一種奨学金・有利子の第二種奨学金があります。また、家計状況が厳しく修学が困難なために、入学時にかかる一時的経費が必要であると認められる者に対して、初回振込時に限り、増額して貸与する入学時特別増額貸与奨学金があります。

**貸与した奨学金は必ず返還しなければいけません!!**

返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。  
 きちんと返還計画を立ててから奨学金を申し込んでください。

◆申請時期 4月

◆貸与月額（令和2年度実績）

奨学金の種類		貸与月額	
学部生	第一種奨学金 （無利子）	自宅・自宅外通学共通	20,000円・30,000円
		自宅通学	45,000円
		自宅外通学	40,000円・51,000円
	第二種奨学金 （有利子）	20,000円から120,000円までの10,000円単位から希望する金額を選択	
大学院生	第一種奨学金 （無利子）	博士前期（修士）課程	50,000円または88,000円
		博士後期（博士）課程	80,000円または122,000円
	第二種奨学金 （有利子）	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円、（法科大学院生は上記と190,000円、220,000円）の中から希望する金額を選択	

**給付奨学金**

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付奨学金）のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

◆申請時期 4月・9月

●詳細は「高等教育の修学支援新制度」（P25）をご覧ください。

●進学資金シミュレーターであなたが収入の基準に該当するかどうか、おおよその確認ができます。

（試算によるものであるため、実際に申し込んだ場合の結果とは必ずしも一致しません。）

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※詳しくは、本学 web サイト・OCU UNIPA でご確認ください。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生課（学生サポートセンター1階）  
kikou@ado.osaka-cu.ac.jp

日本学生支援機構（JASSO）奨学金ホームページ  
<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>

# 本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金制度として、次の5種類の奨学金があります。これらは本学の先輩や大阪市民のあたたかい善意により設けられたものです。

申請方法等詳しくは、掲示板・OCU UNIPA でご確認ください。

## ▼大阪市立大学有恒会奨学金

元勲有恒会（母体：本学の文系同窓会『有恒会』）の寄付金を奨学金にあてているものです。

- ◆対象者：学業成績優秀で経済的理由のために修学が困難な商学部・経済学部・法学部・文学部の2年生（ただし、他の給与型奨学金受給者は対象外）
- ◆金額等：月額10,000円（年額120,000円）、給与（返還の必要はありません）
- ◆支給期間：3年間（ただし、毎年継続審査があります）

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生課（学生サポートセンター1階）  
kakusyu@ado.osaka-cu.ac.jp

## ▼大阪市立大学野瀬健三奨学金

野瀬健三氏（旧制大阪商科大学卒業生、公認会計士・税理士）の寄付金を奨学金にあてているものです。

- ◆対象者：商学部または経済学部在籍する3年生及び経営学研究科または経済学研究科に在籍する1年生で、会計学の分野を勉学する者及び会計学の研究を志す者のうち、学力に優れ、かつ経済的理由のために修学が困難な者（ただし、他の給与型奨学金受給者は対象外）
- ◆金額等：支給額は学部生：月額20,000円（年額240,000円）、前期博士課程生：月額25,000円（年額300,000円）、後期博士課程生：月額30,000円（年額360,000円）、給与（返還の必要はありません）
- ◆支給期間：2年間（後期博士課程は3年間）
- ◆申請方法：5月に募集要項の掲示（掲示板・OCU UNIPA）及び申請書類を交付します。申請書類の交付を受けたら、申請に必要な書類をそろえて、受付期間内（6月中旬）に提出してください。
- ◆審査結果：7月、選考結果を申請者宛に連絡します。採用者は速やかに学生本人名義の口座登録等の手続が必要となります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 商学部教務担当（学生サポートセンター1階）  
TEL (06) 6605-2201

### ▼大阪市立大学菅富士夫奨学金

菅富士夫氏（本学文学部卒業生）の寄付金を奨学金にあてているものです。

- ◆対象者：経営学研究科・経済学研究科・法学研究科・文学研究科・創造都市研究科・都市経営研究科に在籍、あるいは、本学後期博士課程を修了し、またはそれに準ずる者で、本学の特別研究員等として在籍し、平和及び人権に関する研究を行う者のうち、学力に優れた者（ただし、他の給与型奨学金受給者は対象外）
- ◆金額等：月額 50,000 円（年額 600,000 円）7 月及び 3 月の 2 回に分けて支給、給与（返還の必要はありません）
- ◆支給期間：修士課程・前期博士課程は 2 年を限度  
後期博士課程および特別研究員等は 3 年を限度
- ◆申請方法：2 月に募集要項を掲示（掲示板・OCU UNIPA）します。申請に必要な書類をそろえて、受付期間内（6 月中旬）に提出してください
- ◆審査結果：7 月上旬に選考委員会において、採用者に結果を通知します。採用者は速やかに誓約書の提出が必要となります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 教育推進課庶務担当（学生サポートセンター 1 階）

TEL (06) 6605 - 3503

### ▼大阪市立大学楊大鵬奨学金

楊大鵬氏（本学医学部卒業生）の寄付金を奨学金にあてているものです。

- ◆対象者：医学部及び医学研究科に在籍し、学力に優れ、かつ研究心に富み、経済的理由のために修学が困難な者（ただし、他の給与型奨学金受給者は対象外）
- ◆金額等：月額 30,000 円（年額 360,000 円）、給与（返還の必要はありません）
- ◆支給期間：2 年を限度
- ◆申請方法：4 月に募集要項の掲示（掲示板・OCU UNIPA）及び申請書類を交付します。申請書類の交付を受けたら、申請に必要な書類をそろえて、受付期間内（5 月中旬）に提出してください
- ◆審査結果：7 月、採用者に結果を通知します。採用者は速やかに誓約書の提出が必要となります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 医学部学務課（阿倍野キャンパス）

TEL (06) 6645 - 3611



### ▼短期貸与奨学金（さつき会奨学金）

恒藤恭氏（本学初代学長）の基金によって設立されています。

- ◆対 象 者：家庭からの送金が遅れたり、けが、病気、勉学のためなどで急に一時金が必要になった全学生
- ◆金 額 等：最高 20,000 円、無利子貸与（返還の必要があります）
- ◆支給期間：1 回の申請につき 1 回（2 回目以降の申請をするためには、前回の貸付金が完納されていることが必要です）
- ◆申請方法：貸付の必要性があると判断された場合に貸与申込書を交付します。  
所定事項を記入し、学生課窓口へ提出、所属の学部・研究科の教員と面談し了承を得たのちに貸与を決定します。
- ◆返還方法：毎月返金かつ、当該年度 3 月末まで（6 カ月以内）に完納してください。  
また、貸与申込書に返還計画日の記入を要します。この期日は必ず守ってください。  
長期にわたって返還をしない人には、以後の貸付停止や延滞利子を課するなどの措置をとることがあります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生課（学生サポートセンター 1 階）

[kakusy@ado.osaka-cu.ac.jp](mailto:kakusy@ado.osaka-cu.ac.jp)

# 公的団体や民間団体の奨学金制度

地方公共団体などの公的団体や、民間の方々の善意により運営されている民間団体の奨学金があります。本学では、これらの奨学金をまとめて「各種奨学金」と呼んでいます。

各種奨学金は、奨学生の資格条件・支給金額・支給期間・奨学金返還義務の有無・募集の時期や方法などが異なり、それぞれに特色があります。本学経由で申し込む奨学団体へ希望する場合、奨学団体を指定して応募ができます。ただし、学内選考を経て推薦者を決定しますので、希望する奨学団体に必ず推薦されるとは限りません。

※留学生は対象外です。国際センターへお問い合わせください。

※日本学生支援機構奨学金（p.27 参照）・本学独自の奨学金（p.29 参照）は、各種奨学金ではありません。掲示板・OCU UNIPAを確認し、それぞれ申請してください。

## 「各種奨学団体奨学生の募集」について

### ◆スケジュール

1月：募集要項掲載・登録受付 ※新入生は4月1日～

※各種奨学団体より募集案内の送付があれば随時掲載・受付を行います。例年2～4月に集中しています。

◆応募資格：人物・学業に優れ、経済的理由により修学が困難な学生。

◆提出書類：指定する書類（自己PR文、成績および所得についての書類等）

◆学内選考：各種奨学団体へ応募した者から、学業成績及び経済審査、人物評価等による学内選考を行います。（面接を行う場合もあります。）学内選考通過者のみに連絡し、各種奨学団体が求める書類を提出していただきます。

### ◆注意事項

奨学団体により提出書類や奨学金の交付方法が異なります。奨学生としての自覚を持ち、適切に受け取ってください。

また、奨学生として採用されたら、奨学団体が開催する親睦会や交流会には必ず参加し、お礼状や季節のお便りを送付してください。

※学内選考を通過しても、奨学団体の審査で採用されない場合もあります。

※金額は、奨学団体・所属課程等によって異なります。

※本学に募集案内の送付があった各種奨学金について掲載します。このほか、都道府県市区町村の教育委員会で取り扱っているケースも多いので、直接出身地等の教育委員会に問い合わせてください。

※詳しくは、本学 web サイト・OCU UNIPA でご確認ください。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生課（学生サポートセンター 1 階）

kakusyuu@ado.osaka-cu.ac.jp

# 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

## （通学中等傷害危険担保特約付帯）

正課・学校行事・課外活動またはその往復中において、不慮の災害事故補償のための保険です。また、通学中等傷害危険担保特約（通学中・学校施設等相互間移動中での災害事故）も含まれています。

### ＊接触感染予防保険金支払特約

学研災に保険料をプラスして針刺し事故等の接触感染予防の保険に加入できます。医学部（医学科・看護学科）・医学研究科・看護学研究科・生活科学部（食品栄養科学科）・生活科学研究科（食・健康科学コース）が対象

# 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

正課・学校行事・課外活動またはその往復中において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われます。

※付帯賠償に加入するには、学研災に加入する必要があります。

※教育実習・インターンシップ等に参加する際は何らかの賠償保険に加入する必要がありますので、未加入の方は付帯賠償に加入してください。

◎本学の学生は学研災・付帯賠償の加入を原則としていますが、すでに自宅・生協等で同様の補償内容の保険に加入している（加入を予定している）場合は、加入の必要はありません。

※各学部の案内に従ってください。

## ◎学研災・付帯賠償の加入対象コース、申し込み方法について

（加入対象コースについて）

	右の学部 研究科以外	医学部医学科 医学研究科	医学部看護学科 看護学研究科	生科学部 生活科学研究科	法科大学院
「学研災」 （通学特約含）	○	○	○	○	○
接触感染特約	×	○	○	★	×
付帯賠償	Aコース	Cコース	Cコース	Aコース	Lコース

★食品栄養科学科、食・健康科学コースが加入対象

（申し込み方法について）

大阪市立大学「教育後援会」に入会された方は、教育後援会が学研災及び付帯賠償の最長修業年限分の加入料を負担し、加入手続きを代行します。教育後援会に入会されない方は、学生課で申し込み書類を交付します。

※保険内容等の詳細は、学生課で配付する各パンフレット及び下記ホームページをご覧ください。

学研災・付帯賠償に関するお問い合わせ ⇒ 学生課（学生サポートセンター 1 階）  
stu-gakkensai@list.osaka-cu.ac.jp

日本国際教育支援協会ホームページ  
<http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

# 外国人留学生支援制度

留学生向けの各種情報（奨学金、住宅、行事など）は、OCU UNIPA の留学生掲示板に随時掲載しています。必ず確認して下さい。

## 外国人留学生の窓口・相談先について

- |   |  |
|---|--|
| (1) 各学部・研究科教務担当<br>（学生サポートセンター1階）<br>・学部、大学院などの授業に関すること | (2) 国際センター<br>（学生サポートセンター2階）<br>① 学習・日常生活のすべてに関すること<br>② 奨学金・授業料減免に関すること<br>③ チューターに関すること<br>④ 国際交流宿舍（上野芝）・その他住居に関すること<br>⑤ 留学生関係施設の使用に関すること |
|---|--|

## 外国人留学生向け経済的支援制度のご案内

### ◆授業料減免制度

対象：正規課程に在籍する私費外国人留学生で、授業料納付が困難な方

申請時期：4月（詳細はOCU UNIPAに掲載します）

お問合せ：国際センター（06）6605-3558

### ◆奨学金制度

対象：正規課程に在籍する私費外国人留学生

申請時期：随時（各種奨学金により募集時期が異なります。各種団体等より本学に募集の通知が届き次第、OCU UNIPAで周知します。）

※奨学金を希望される方は、授業料減免申請と同時期に、「各種奨学金希望調書」を提出しておく必要があります。

奨学金の種類：本学独自の奨学金（大阪市立大学奨学金・大阪市立大学大学院浦上奨学金）、公的団体（文部科学省など）・民間団体の奨学金

お問合せ：国際センター（06）6605-3558

## 忘れないで下さい！！

在留期限の更新は、期限の3ヶ月前から申請が可能です。在留期限が切れる前に必ず更新手続きを行って下さい。

また在留資格が「留学」「家族滞在」の留学生が、アルバイト等収入を伴う活動を行おうとする時には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要があります。

資格外活動許可にも期限があります。更新の手続きも忘れずに行ってください。

## その他の情報

「外国人留学生のしおり」をご覧ください。国際センターで受け取るか、本学HPよりダウンロードできます。

# 海外留学制度

海外留学に関する情報は、大学ホームページ、OCU UNIPA、国際センター、Global Village 及び学生サポートセンター掲示板等に随時掲載しています。留学を希望される方は、確認して下さい。

## 海外留学の相談窓口について

国際センターでは、海外へ留学をご希望の方を対象に相談窓口を開設しています。メールまたは、お電話にてご予約ください。

お問合せ：国際センター

Email: kokusai@ado.osaka-cu.ac.jp TEL (06) 6605-3557

## 海外留学先について

- ◆協定校留学：本学が海外の大学との交流協定に基づき、学生を派遣する交流プログラムです。長期間の派遣と短期間の派遣があります。留学先の詳細については、本学ホームページで確認して下さい。
- ◆個人留学：個人で手配する留学です。留学先や留学期間など幅広い選択肢から選択が可能です。長期間の留学の場合、各学部・研究科によって取扱い方法が異なる場合がありますので、ご所属の学部窓口へご相談ください。
- ◆認定留学：本学とパートナーシップ提携をしている日本スタディ・アブロード・ファンデーション (JSAF) のSAP留学プログラムに参加する留学です。留学期間は在学年数に加算され、取得単位の認定を受けることも可能です。

## 海外留学先での注意点について

近年、海外において暴動や内乱、テロ活動をはじめ、大規模な地震・津波等の自然災害、感染症等に日本人が巻き込まれるケースが増えつつあります。

渡航先での安全の確保のため、「**自分の身は自分で守る**」という意識を常に持つことが重要です。例えば、「その国の法令遵守」はもちろんのこと、「治安の良くない場所や夜間の外出は控える」、「多額の現金や貴重品を持ち歩かない」、「危険地域に近寄らない」、「麻薬等の薬物使用は絶対にしない」、「見知らぬ人を安易に信用しない」など、自己責任の意識を持つことが安全対策上重要です。

また、家族や保護者等に渡航先国の情報や滞在先の連絡先等の事前連絡等を行っておくとともに、留学中も生活状況や健康状態等をこまめに連絡しましょう。もしもの場合に備えて必ず海外旅行傷害保険等へ加入するなどのリスク管理を行っておくことが必要です。

「留学の手引き」もご参照下さい。

# 学術情報総合センター

大阪市立大学の図書館として、大学での学びに欠かせない豊富な資料と快適な学習空間で、あなたの学生生活をサポートします。



情報教育PCルーム



ラーニングcommons

## 開館時間

- 平日 午前9時～午後10時  
※授業のある期間は午前8時半～  
(カウンターサービスは2Fでの図書貸出・返却のみ)  
土曜日 午前10時～午後7時  
日曜日 午前10時～午後5時  
※日曜開館は授業のある期間のみ

## 2階 レファレンスゾーン

- ・メインカウンター  
(貸出返却、PC貸出、施設利用)
- ・レファレンスコーナー  
(調べもの相談、他大学利用)

## 3階・4階 図書閲覧ゾーン

- ・学習に必要な20万冊の図書
- ・グループ学習室、自由閲覧室

## 5階 マルチメディアゾーン

- ・ラーニングcommons
- ・英語学習コーナー、語学学習ルーム
- ・映像資料、AV資料視聴ルーム
- ・情報教育PCルーム (100台)

## 6階 アカデミックcommons

- ・クリエイティブスクエア

## B1階 雑誌センターゾーン

- ・最近の雑誌、新聞

館内主要エリアで、  
OCUNET Wi-Fi利用可

スマートフォンアプリ『Ufinity』



アプリで蔵書検索・  
WEBサービス利用  
もできます！

## 資料・サービス・休館日はここでチェック！

### Library Service ホームページ

<https://libweb.media.osaka-cu.ac.jp/>



### ●自宅から利用できる資料やサービスも、たくさんあります

図書館は大学に行かないと利用できない？

そんなことはありません。電子ブックや電子ジャーナルなど、大学に来なくても使えるコンテンツを多数用意しています。

そもそも資料の探し方がわからない...といった方は、Web フォームで図書館員に質問することもできます。

大学に行かない日も、学術情報総合センターをフル活用しましょう。

### ●図書館のWEB サービスもご利用ください！

利用状況の確認、資料の貸出予約・延長、ILL 申込みなど、スマホや自宅のPC から手続きできます。

## 学術情報総合センター 医学分館 阿倍野キャンパスにある、医学・看護系の図書館

医学分館は、あべのメディックス（医学部学舎の北側）の8・9階にあります。

ここでは、約18万冊の医学・医療・看護学関連の図書・雑誌・視聴覚教材があり、それを利用するための快適な施設・設備が整えられています。9階は、明るく開放的な空間に静かな閲覧席、個室やインターネットコーナーがあり、8階は、ディスカッションやグループ学習に適した「i-コモ」（ラーニング commons）になっています。

開館時間は、

平日 午前9時～午後9時

土曜日 午前10時～午後7時

是非あなたの学生生活に役立ててください。



### 医学分館ホームページ

<https://www.med.osaka-cu.ac.jp/medlib/>



# 共用施設について

本学では、教室以外にもさまざまな共用施設があります。授業の空き時間などにぜひ利用してください。

## 【交流談話室】

全学共通教育棟 2階にあります。  
学生同士でミーティングなどを行う場所です。

利用可能時間 平日 8:30 ~ 18:00



## 【OCU ラーニングセンター（教育開発支援室）・自習室】



全学共通教育棟 1階自習室内にあります。  
自習スペースの他に、専属スタッフによる一般学修相談・英語学修支援・数学学修相談の受付や、グループディスカッションやグループワークの練習等が行えるスペースも併設しています。

利用可能時間 平日 9:00 ~ 18:00

OCU  
ラーニング  
センター

## 【共同談話室】

第2学生ホール 2階にあります。  
広々とした空間です。

利用可能時間 平日 9:00 ~ 16:30



## 【トネリコ】



第2学生ホール 1階にあります。

自由使用時間 平日 9:00 ~ 20:00

※ 11:00 ~ 14:00 は食堂として使用

※ 20:00 ~ 21:50 (土・日・祝 9:00 ~ 19:50)

は特別利用時間として学生課に申請すれば  
使用できます。

## 【サポニワ】

学生サポートセンター中庭「サポニワ」は、  
屋外にある開放的な空間です。

利用可能時間 平日 9:00 ~ 17:00

申請を出し承認されれば、占用利用が可能です。

申請先：教育推進課庶務担当 06-6605-3503



サポ  
ニワ  
SUPPORT  
NIVA



# 大阪市立大学ボランティアセンター“ボラカフェ”

～ボランティアの相談ができる場所～

## ☆大阪市立大学ボランティアセンター“ボラカフェ”☆

平成23年1月にオープンした「大阪市立大学ボランティアセンター（ボラカフェ）」毎日昼休みにボランティアの紹介から相談まで、学生スタッフが丁寧に承ります♪  
「ボランティアしてみたいな」「興味はあるけど、どうしたらいいかわからない」「どんなボランティアがあるんやろ？」などなど…

そんなあなたは、ぜひボラカフェへ！あなたにぴったりのボランティアをご紹介します♪

## ☆ボランティアしてくれる人募集中！☆

### せっかくの大学生！ボランティアはじめませんか？

高齢者・障がい者・学習支援など、実はたくさんのボランティアの依頼、情報があります。

一日ボランティアから、長期のものまであなたのニーズに合ったものを紹介します

空いた時間に、少しやってみようかな、、、 そう思ったらボラカフェへ



## ☆ボランティアセンター学生スタッフも募集中☆

ボラカフェで、私たち学生スタッフと地域活性化・まちづくり・サークル同士の交流・カフェの運営・などなど…

一緒にワイワイ楽しみながら社会勉強しましょ♪ 心よりお待ちしております！

すこしでも興味をもったあなたは“ボラカフェ”or 学生課

までお問い合わせください!!

第11合同部室1F  
ボランティアセンター

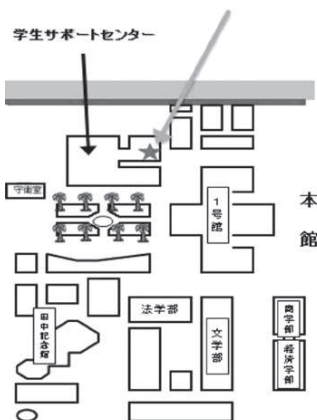


←ボランティアセンター  
“ボラカフェ”

学生スタッフ企画による  
大阪府立大学共同  
東北ツアー



←ボランティア全般資料がそろってます



ボランティアセンター問合せ先：  
学生課（電話 06-6605-2103）



ボランティアセンター“ボラカフェ”  
学生サポートセンター（第11合同部室1F）  
TEL：06-6605-3652

# 学生なんでも相談窓口

\*∴..\*☆悩みのファーストエイド☆\*∴..\*

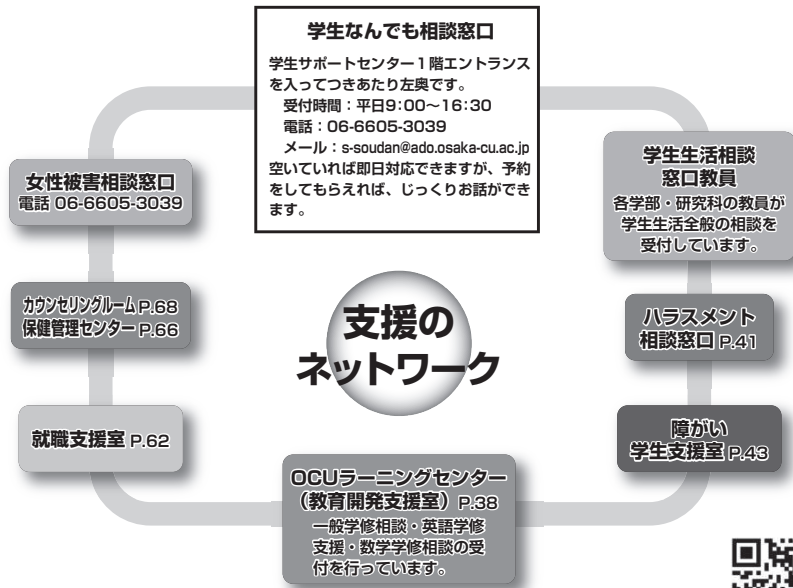


皆さんが、学生生活をおくる際に感じたさまざまな不安・悩み・疑問などを解決するお手伝いをするための窓口として「学生なんでも相談窓口」を設置しています。どんなことでも、まずは窓口へ来てお話し下さい。

お話を聴き、必要に応じて適切な部署等を案内します。

一緒に解決の糸口を見つけましょう。

あなたのまわりに、悩んでいるお友達がいたら、ぜひ「学生なんでも相談窓口」を紹介してあげてください。



学生相談窓口一覧



# ハラスメントについて

## 一差別、排除及び嫌がらせのない大学の実現一

「大阪市立大学及びその構成員は、その教育・研究活動において、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、性別、性的指向、言語、宗教、思想、信条又は障害の種類や程度を理由とする差別、排除及び嫌がらせを行わない。」

「大阪市立大学及びその構成員は、職務上の地位や権限、威信を利用した不当な業務や課題の強要、もしくは性的強要を行わない。」（大阪市立大学人権宣言 2001より）

### 1 ハラスメントとは？

ハラスメントとは、修学・就業上の関係にある本学の構成員が、当事者の尊厳を損なうような言動を行い、これによって当事者が精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのような恐れがあることをいいます。

特に、相手が望まないにもかかわらず性的要求や性的な言動を行ったり、性的要求に対する拒否を理由に、相手に修学・就労・教育及び研究上の不利益や不快感を与えること、又は性的不快の念を抱かせるような環境を作ったり、固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うことをセクシャルハラスメントといえます。

### 2 ハラスメントを起こさないために

- ・受け取り方には個人差があるということを理解しましょう。
- ・ハラスメントをなくすため、いやなことは相手に対して明確に意思表示することも大切です。
- ・ハラスメントについて問題提起する人を、いわゆるトラブル・メーカーと見たり、その問題を個人的な問題として片付けないようにしましょう。

### 3 ハラスメントの被害にあったと思った場合には

大学では、ハラスメントに関する相談に応じるため、相談員を複数配置しています。ハラスメントについて相談したいことがある人は、所属する学部学科にかかわらずなく、どの相談員に相談しても結構です。また、匿名による相談や第三者による相談も受け付けています。自分一人で相談窓口に行きにくい時には親しい友人などに付き添いや代理をしてもらっても構いません。

相談員は、相談者の名誉やプライバシーを最大限尊重します。

ハラスメント相談員についてはOCU UNIPA 上にて確認してください。

[OCU UNIPA トップページ](#) > [学生 Navi](#) > [学生生活](#) > [学生相談窓口](#) > [ハラスメント相談窓口](#) ~ハラスメント防止のために~

一人で悩まないで相談しましょう。

**【相談体制に関するお問い合わせ先】**

**教育推進課庶務担当 TEL：06-6605-3503**

# 公益通報受付・相談窓口について

公立大学法人大阪における不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、公益通報者の保護を図ることをもって、法令遵守の強化及び法人の健全な発展に資することを目的として、公益通報及び公益通報に関する相談への対応窓口を設置しています。

## 1 公益通報窓口とは

法人の役員、教職員等の法人の業務に係る犯罪行為や不正行為について、通報や相談をする窓口です。

学生からの通報や相談も可能です。

## 2 公益通報窓口の設置

法人の内外に次のとおり公益通報窓口を設置しています。

内部窓口 監査室

外部窓口 宇佐美法律事務所 弁護士 森戸一男

## 3 その他詳細について

通報又は相談の方法やその他詳細については以下に掲載していますので、ご覧ください。

「公立大学法人大阪ホームページ」>「コンプライアンス」>「公益通報について」

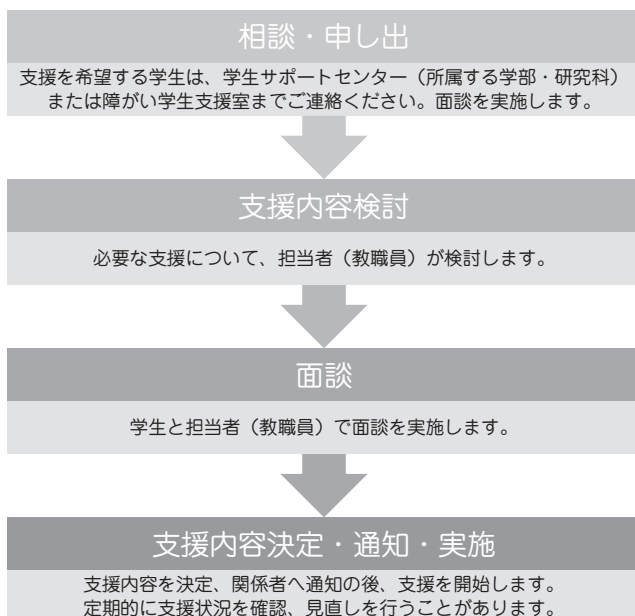
# 障がい学生支援室

障がい学生支援室では、学内支援の充実をめざし、障がい学生に対して、主に修学上の配慮・支援を行っています。支援を必要とする学生は、障がい学生支援室までお問い合わせください。

## 支援内容（例）

- 障がいのある学生の授業を担当する教員に対し、障がいのある学生が授業時に必要とする配慮事項を伝え、協力を求めます。
- 聴覚障がいのある学生のために、授業内容や周りの様子を聞き取り要約して筆記するノートテイクを配置します。
- 肢体不自由のある学生などが実験系科目を履修する際、実験を補助するために専門知識をもつ専属のティーチングアシスタント等を配置、実験系科目の履修におけるサポートをします。
- 教室移動が困難な場合は教室の設備やスペース等の問題がある場合、教室を変更や必要な処置を行えるよう調整をします。

## 修学支援の申し出から開始まで



# 学生サポートスタッフ募集

障がい学生支援室では、学生サポートスタッフを募集しています。

障がいのある学生への支援に関心のある方は学生サポートスタッフに登録してください！

学生サポートスタッフに登録すると、

- ・障がい学生のニーズに応じて、サポートの協力をお願いすることがあります
- ・スタッフ向け研修会へ優先的に参加できます（PCノートテイク\*養成講座、赤十字救急法基礎講習等）
- ・PCノートテイクのサポートが必要な学生の講義へ派遣があります  
（謝礼金：1 講義（100分）あたり1,800円支給）



障がい学生サポートスタッフへの依頼内容は、

- ・身体障がいがある学生の学習環境を整えるための支援（板書等）
- ・聴覚障がいがある学生のために講義中のノートをとる、またはパソコンを通じて文字化する（PCノートテイク）
- ・視覚障がいのある学生のために講義以外の時間に本を朗読する など

※ PC ノートテイクとは

パソコンの文字入力を利用してその場の音情報を伝えるもので、聴覚障害者への情報保障の手段のひとつです。

**（お問い合わせ先）**

**障がい学生支援室（学生課）**

**TEL：06-6605-3650**

**E-mail：ocusgs@ado.osaka-cu.ac.jp**

# 白馬セミナーハウス

本学には、学生・教職員が利用できる学外施設として、白馬セミナーハウスがあります。

白馬三山をはじめとする北アルプス後立山連峰を望む絶景の地にあり、冬はスキーに、夏は合宿や登山にと広く学生・教職員に利用されています。

## 申込方法

白馬セミナーハウスの申込受付は学生課（学生サポートセンター1階）で行っています。

予約を希望する学生は本学ホームページ（白馬セミナーハウス紹介ページ）より「使用願」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、題名を「白馬セミナーハウス利用申込」とし、学生課までEメール送信してください。（mail：kousei@ado.osaka-cu.ac.jp）

空室確認後、学生課より連絡しますのでその後、施設利用料の振込をお願いいたします。振込確認後、予約確定とさせていただきます。\*予約申込は利用日の2ヶ月前の月初めから利用日の5日前（土・日・祝除く）まで可能です。

## 白馬セミナーハウス概要

**所在地** 長野県北安曇郡白馬村神城22203

**最寄駅** JR大糸線 神城駅（セミナーハウスまで徒歩10分）

**収容人数** 24人（20人以上での利用の場合、貸切利用できます）

**施設概要** 宿泊室 5室（ベッド室2室、和室3室 全室無線LAN完備）  
食堂兼ミーティングルーム、浴室、トイレ

**アクセス** 電車の場合：大阪駅 — 松本駅 — 神城駅（約5時間30分）

高速バスの場合：各所要ターミナルより松本駅まで運行されています。

**利用料金** 本学学生・教職員：1名につき、1泊1,500円

学外者（卒業生を含む）：1名につき、1泊2,200円

※食事の取扱はありません。

## 白馬セミナーハウス周辺施設

白馬セミナーハウスの周辺にはスキー場、温泉のほか、パラグライダーやラフティング、熱気球、そば打ちなどを体験できる施設や、気軽に立ち寄れる美術館、工房もあります。

※希望者は各施設へ直接連絡し、申込となります。

## 白馬セミナーハウスに関するお問い合わせ

学生課 06-6605-2103

※本学ホームページにもセミナーハウスの詳細を掲載しています。

URL <http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/hakuba.html>

# キャンパスメンバーズ制度

ミュージアムへ  
れでいーごー！

本学の学生は学生証提示で、下記7施設の常設展・所蔵品展を無料で何度でも観覧できます。特別展・企画展も割引料金で観覧できます。たくさん活用して、大阪の文化・歴史・自然・科学についてたくさん学びましょう！

## 利用できる方

本学に在籍する学部生と  
大学院生  
(ただし研究生・研修生・  
科目等履修生等を除く)

## 利用方法

各館受付などにおいて、キャンパスメンバーズ制度を利用することを申し出たうえで、学生証を提示してください。

## 無料で利用できる施設・利用範囲

- 大阪歴史博物館…常設展示
- 大阪城天守閣…特別展を含む全展示
- 大阪市立自然史博物館…常設展
- 大阪市立美術館…コレクション展
- 大阪市立科学館…展示場（プラネタリウム・全天周映像を除く）
- 大阪市立東洋陶磁美術館…特別展を含む全展示
- 大阪くらしの今昔館…まちなみ展示

### 【常設展の観覧】

上記対象施設の常設展を期間中、何度でも無料で観覧できます。  
(大阪市立科学館のプラネタリウム・全天周映像は対象外です)

### 【特別展の割引】

上記対象施設が主催する特別展（常設展が別料金の場合）のチケットを割引料金でご購入できます。

詳細は大学 Web サイトにて

[https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life\\_support/campus\\_members](https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life_support/campus_members)



お問い合わせ

社会連携課 社会連携担当 TEL 06 - 6605 - 3504



# アルバイトの紹介

大学は、学生生活の経済的基盤を補強する方法の1つとして、アルバイトの紹介をしています。しかし、学生の本来の姿は勉学・研究・課外活動に時間を活用することにあります。アルバイトは必ず学業に支障の無いようにしてください。

## アルバイトの紹介について

インターネットを利用してアルバイト紹介しています。アルバイト情報の閲覧にはシステムへの登録が必要です。(詳しくは「ログイン方法」を確認してください) 登録・ログインすればパソコンや携帯から求人情報検索が可能です。詳しくは大阪市立大学アルバイト紹介システムを確認してください。

(アドレス：<http://www.aines.net/osaka-cu>)

## ログイン方法

- ①アルバイト紹介システム (<http://www.aines.net/osaka-cu>) へアクセス
- ②新規登録画面で、大学が配付するメールアドレス (…@ex.media.osaka-cu.ac.jp) を入力し、登録する
- ③登録したメールアドレス宛てにログインID・パスワードが届く
- ④ログインID・パスワードをログイン画面で入力し、求人紹介ページに入る
- ⑤希望の求人を探し、応募方法に従って求人先と連絡をとる

## 注意事項

1. 賃金支払日など、就労条件をよく確認し、事前に雇用者と十分話し合うこと。
2. 就労内容に対する疑問・トラブルがあれば、すぐに大学に連絡すること。  
例 ○労働条件が異なる  
○心身に危険が伴う仕事である  
○アルバイト中に事故が発生した
3. 無断遅刻・欠勤をしないこと。雇用者も業務上の支障が出てクレームがつき、市大生全体の評価の低下につながります。本学の学生としての良識と誠意をもって就労してください。
4. アルバイトに関する相談・問い合わせ窓口  
アルバイトをするとき、やめるとき、もしトラブルに巻き込まれたら…  
そんな時は、迷わず相談してください。  
○株式会社 学生情報センター

※大阪市立大学アルバイト紹介システムの運営委託先です。相談・問い合わせの際には、大阪市立大学の学生であることと具体的な内容を伝えてください。

電話：0120-749-155      メール：info@aines.net

### **個人情報の取扱いについて**

求人先と連絡を取り合う際には、個人情報の取扱いには十分注意してください。思わぬ所から情報が外部に漏れ、トラブルとなることがあります。フリーメールや不特定多数が使うパソコンを使ってのやり取りは避ける、データの暗号化を行うなどの対策を日頃から行うようにしてください。

### **アルバイト紹介に関するお問い合わせ**

**株式会社 学生情報センター 0120-749-155**

**学生課 06-6605-2103**

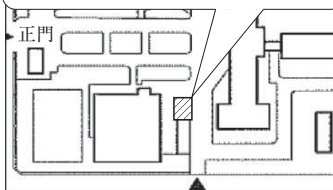
# 住まいの紹介

安心して学生生活を送れるよう、住まい紹介業務を行っています。

## 申込方法

住まいの紹介は大阪市立大学生生活協同組合シェリーにて行っています。窓口にて申し出、パンフレット及び住まい提供カードの中から自分に合った住まいを選択してください。

大阪市立大学 生活協同組合シェリー  
 (本館地区1号館東隣 第3学生ホール2階)  
 受付時間：平日(月～金) 10:00～17:00  
 電話：06-6605-3016  
 URL：<https://ocucoop.jp/>



## 決定にあたっての留意点

環境が勉学に適しているかどうか、大学までの交通の便は適当かどうかを確認して決定してください。また、入居後のトラブルを防ぐため、契約内容ははっきりとさせておいてください。

# 杉の子保育園の利用について

勉学と育児の両立にあたり、市区町村の認可保育園等では受入れが困難な場合や、緊急、一時的、断続的に保育を必要とする場合においても、安心して勉学が続けられるよう支援します。

- 1 保育対象 0歳(生後57日)から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児
- 2 利用対象者 教職員及び学生とする。
- 3 保育定員 月極保育(定員20名のうち原則15名まで)、  
一日(半日)保育(定員に空きがある範囲内で実施(5名程度は確保))
- 4 保育日 月～金曜日(土日祝、年末年始(12/29～1/3)は休み)
- 5 保育時間 ①基本保育(一日) 8:15～18:00  
(半日) <<午前>> 8:15～13:15  
<<午後>> 13:15～18:00  
②延長保育 18:00～19:00

※利用料金(保育料)、その他条件等については、大学ホームページまたは下記までお問い合わせください。

## 問い合わせ先

人事課  
 06-6605-2021  
 杉の子保育園  
 電話 06-6605-3610  
 FAX 06-6605-3611

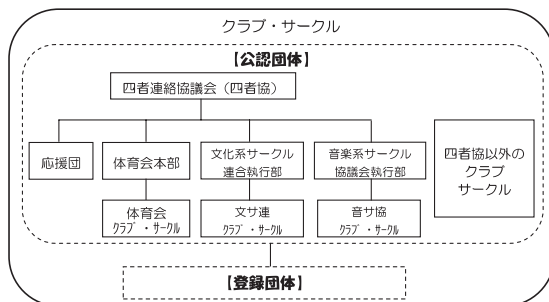


# 課外活動団体に入りたい！

## ○課外活動

- ・課外活動は、学生生活の充実向上のために、学生が自主的に組織・運営する活動です。
- ・課外活動団体には、スポーツ系・文化系・音楽系のクラブ・サークルがあり、本学では約 190 の団体が活動しています。

## 課外活動団体組織図



## ○課外活動の教育効果

- ・課外活動には、人格の形成や協調性の涵養、多様性の尊重等、優れた教育効果がありますので、その健全な発展を奨励するため、大学は所定の条件を充たした課外活動団体（登録団体、公認団体）に対し支援をしています。
- ・支援の担当窓口は、学生サポートセンター内にある**学生課**です。

## ○課外活動への加入

- ・学生は、希望する課外活動団体に自由に加入できます。
- ・課外活動の内容を知りたい場合は、各クラブ・サークルの部室（P53～55 参照）を直接訪問するか、部員募集のポスター・ピラに記載の連絡先に問い合わせてください。また、実際の活動を見学するのも効果的です。

## ○課外活動に関わる情報提供

- ・課外活動に関わるさまざまな情報は、周知ピラ、学生サポートセンター内の掲示板、OCU UNIPA、Twitter (@OCU\_gakusei) 等で適宜提供します。見落としのないように十分注意してください。

## ○課外活動支援と諸手続き

- ・課外活動への支援は、予算額や現有施設・備品・部室数の範囲内で行います。所定の手続きをしてください。本学の課外活動施設については、P57～58のとおりです。

- ・ 対外試合・合宿・イベント開催等は手続きが必要です（P59～60 参照）。
- ・ 手続きは学生サポートセンター内の**学生課**で行ってください。

### ○注意喚起

課外活動は、危険や事故を伴うことがあります。しかし、工夫次第でその可能性を低くしたり、無くすこともできます。以下の点には十分注意してください。

- ・ 課外活動は安全に十分配慮し、ゆとりのある内容にしてください。
- ・ 課外活動時には、市大生としての自覚を持つとともに、良識ある行動をとりましょう。
- ・ 未成年の飲酒は厳禁です。飲酒の強要もあってはなりません。

### ○事故被災時の対応

万が一、事故や災害にあった場合は、まず、安全を確保し、警察・消防・海上保安本部に連絡してください。その後速やかに大学と顧問がいる場合には当該顧問教員に連絡してください（P61 参照）。

- ・ 警察（電話 110）、消防（電話 119）、海上保安本部（電話 118）
- ・ 救急安心センターおおさか #7119（電話 06-6582-7119）
- ・ 平日 月曜日から金曜日の 8:45～17:15 の場合は、
  - （杉本）学生課（電話 06-6605-2103）
  - （阿倍野）医学部学務課（電話 06-6645-3611）に連絡してください。
- ・ 平日上記時間外、および土・日・祝日の場合は、
  - （杉本）大学守衛室（電話 06-6605-2090）
  - （阿倍野）学舎防災センター（電話 06-6645-3660）に連絡してください。

## 課外活動団体を作りたい！

課外活動団体の新規結成は、毎年 4 月と 10 月に受付を行っています。結成理由や目的、活動予定、団体規約などをよく考え、所定の用紙に必要事項を記入し、団体規約・結成趣旨書と共に提出してください。新規結成の条件は 3 名以上の部員を有し、既存団体と同じ目的でないこととしています。詳しくは学生課にて相談・確認してください。

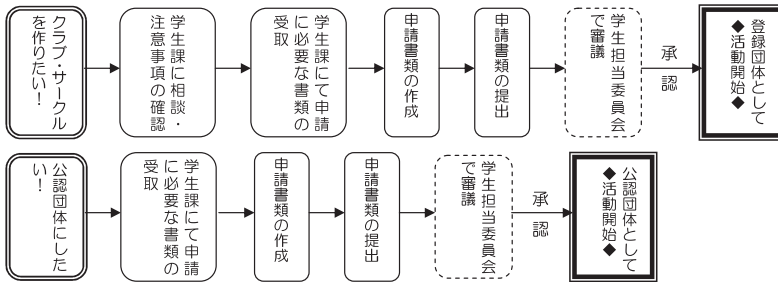
新規結成が認められると、登録団体として活動することになります。目的や規約に沿って活動してください。登録団体として 1 年活動した後、公認団体への申請を行う事ができます。こちらも毎年 4 月と 10 月に受付を行っているため、希望する場合は活動報告書を作成し、期間内に提出し、申請してください。承認されれば公認団体として活動することができます。

登録団体・公認団体ともに規約や代表者・役員の変更があった場合や廃部する際には速やかに学生課に報告してください。

## 〈申請の流れ〉

(上段) 登録団体(新規結成)の申請手順

(下段) 公認団体の申請手順



### ○課外活動団体の設立・廃止・更新

- ・ 学生は、課外活動団体を設立することができ、次年度への更新も可能です。また廃部にすることもできます。
- ・ 課外活動団体の設立・廃止・更新は、定められた手続きにより行ってください。
- ・ 窓口は、学生サポートセンター内の**学生課**です。

### ○顧問の配置

- ・ 課外活動団体は学生の自主的な団体ですが、大学とのパイプ役として顧問（原則として本学専任教員）を置くことが望ましいので、登録団体で顧問のいない団体は顧問を見つける努力をしてください。公認団体は顧問の配置を必須としています。

### ○安全衛生担当者の配置

- ・ 課外活動団体は、課外活動時の安全と健康を確保するために、安全衛生担当者を配置してください。
- ・ 安全衛生担当者は、大学が提供する安全と健康の確保に関するさまざまな情報に十分注意し、必要な情報をメンバー全員に伝えてください。

### ○防火・防災担当者の配置

- ・ 課外活動団体は、様々な災害の発生を想定し、それらの防止に努めるために防火・防災担当者を配置してください。
- ・ 防火・防災担当者は、大学より定期的に配付される自主検査チェック表に基づき、使用部室の点検および結果の報告、また消防点検等の立ち会いを行ってください。

# 課外活動団体一覧(2021年4月予定)

(公認団体)

## 四者連絡協議会 (四者協)

団体名	部室番号	団体名	部室番号
応援団	02A03 02B06	体育会	02A01
文化系サークル連合	第2学生ホール1F	音楽系サークル協議会	第2学生ホール1F

## 応援団

団体名	部室番号
応援団	02A03 02B06

### 【部室番号の見方】

(例) **02 A 01** = 第2合同部室  
1階の01

部室棟番号 階数と部屋番号  
(共：共通研究棟)(Aは1階、Bは2階)

※部室棟の場所はP90、P91の他学生課で確認してください。

## 体育会

団体名	部室番号	団体名	部室番号
体育会	02A01	アーチェリー部	11C07
合気道部	01A01 02B04	アイスホッケー部	12B09
アメリカンフットボール部	12A01	空手道部	01A02
弓道部	14A01	競技スキー・スノーボード部	02B03
競技ダンス部	第1学生ホール2F	剣道部	02B05
硬式庭球部	19A01	硬式野球部	12A02
ゴルフ部	13A04	サイクリング部	12A03
(男子) サッカー部	12A04	柔道部	02B09
準硬式野球部	12A05	水泳部	13A10
ソフトテニス部	20A01	(男子) ソフトボール部	12A06
卓球部	02A07 01A04	テコンドー部	06A04
軟式野球部	12B05	日本拳法部	02B07
二輪愛好会	01A13	馬術部	15A01
(男子) バasketボール部	02A05	バドミントン部	01A03 02A09
(男子) バレーボール部	02A04	(男子) ハンドボール部	02B10
(女子) ハンドボール部	11C02	(男子) フィールドホッケー部	12B01
民族舞踊部フロイント	02A10	漕艇部	11C09
ユースホステル部	02B01	ヨット部	11C05
ラグビー部	16A01	(男子) ラクロス部	12B06
(女子) ラクロス部	05A05	陸上競技部	12B08 05A04
レスリング部	02B02	ワンダーフォーゲル部	05A06
医学部競技スキー部	25A03	医学部硬式テニス部	13A01
医学部ゴルフ部	25B05	医学部サッカー部	13A05

団体名	部室番号	団体名	部室番号
医学部準硬式野球部	12B02	医学部水泳部	25B05
医学部軟式テニス部	共104 25A02	日曜日よりの使者(医学部軟式野球)	—
医学部バスケットボール部	共103	医学部女子バスケットボール部	25B02
医学部バドミントン部	共104 25B01	医学部ラグビー部	13A03 25B05

## 文化系サークル連合

団体名	部室番号	団体名	部室番号
文化系サークル連合	第2学生ホール1F	アイセック大阪市立大学委員会 (海外研修)	01B02
アニメーション研究会	01B03	囲碁部	01B17
映画研究会	01B21	SHK市大放送研究会	04B05 03A06
ESS (英語スピーチ・ディベート)	01B08	劇団カオス	01B14
学術探検部	01A14	学生ゼミナール (社会科学研究サークル)	01B20
競技かるたサークル	11C11	古都散策有史会	01B19
茶道部利休会	01B15	人権と多様性を考える学生企画 「HRDP」	01B13
写真部	02A06	手話サークルふぁいたーず	01B12
将棋部	01B17	STUDY FOR TWO (教育支援)	—
聖書を読む会	04A02	生物研究会	03A04
勉強サークルセンターわけ	01B25	ダンデライオン (お笑いライブマネージメント)	04B03
朝鮮文化研究会	01B24	鉄道同好会	01B22
天文部	01B07	美術部青桃会	01B01
文化的創作団体「文紡」	01B09	文学研究会	04B01
マイコン研究会	01B16	HAT	01B05
漫画研究会	01B04	市大野鳥の会	01B23
落語研究会	01B18	旅行愛好会	01A12

## 音楽系サークル協議会

団体名	部室番号	団体名	部室番号
音楽系サークル協議会	第2学生ホール1F	アコースティックギター部	01A06
Accord (アカベラ)	01B06	合唱団フリーデ	11C10
ギターマンドリンクラブ	01A16	グリークラブ	11C10
軽音楽部	11A05	交響楽団	01A15
コンサートバンド	01A17	混声合唱団	11C06
Jazz研究会	01A05	市大テクノ部	05A01
FOLK SONG CLUB	11A03	邦楽くらぶ	01A07
POP CHAPS	11A01	Music Research Club	11A04



## その他（四者協に加盟していない団体）

団体名	部室番号	団体名	部室番号
アジア経済経営研究会	—	AVICAN（フットサル）	13A09
市大アイドル	—	WINGS（サッカー）	12B03
英語学習サークルString	—	陸上サークルハムストリングス	—
エラオマッセ（バドミントン）	01A09	OCU世界史同好会	—
クラシック音楽愛好会	11B04	クラシックギター部	05A03
クイズ研究会	—	硬式テニスサークル ラバース	12B04
国際地域経済研究所	—	子ども関連ボランティアサークル「コノユビトマレ」	04B07
三大学学生研究討論準備委員会	—	数学研究会Bourbaki	—
スカッシュサークル	01A11	杉の子（サッカー）	12B07
ストロベリー（硬式テニス）	04A03	SPLASH（ダンス）	共107
Smily（硬式テニス）	13A02	Set Up（バレーボール）	02B08
颯和（アルティメット）	—	ソフトテニスサークルハミデント	03A02
大学祭実行委員会	第1学生ホール 学生団体室	地球科学愛好会「kaolin」	—
チーム朱蘭（よさこい）	06A05	CHOVORA!（環境保護・国際協力）	04B02
軟式野球サークル にぶじゅん	06A02	能楽研究会（休部中）	—
排球クラブ（バレーボール）	02A08	バスケット同好会ユニコーンズ	01A08
ピリヤード・ブランチ	04A06	フェンシング部	—
Hoops（バスケットボール）	01A10	フタマル～TABLE FOR TWO 大阪市大～（ボランティア）	04B04
フットサルサークルCherish!	03A03	フットサルサークル foot!!	—
フライングパンダ（スポーツ）	11C01	フルハウス（硬式テニス）	03A05
法学研究会	04A05	ポカロ部（ポカロイド）	—
BOKIKEN	05A02	Pocket's（ピリヤード）	04A04
ぶら土木	—	大阪市立大学新聞Hijicho	01B10
まつぼっくり（硬式テニス）	11C04	ライトノベル研究会	04B06
物理学研究会	—	IRC （イチダイ ライダース クラブ・医学部）	25A03
あそびーず （小児科病棟ボランティア・医学部）	—	ISAO（国際交換留学・医学部）	—
医学部スポーツ医学サークル	—	医学部ギター・マンドリン部	25A01
現代音楽研究会	25A04	医学部剣道部	25B04
医学部交響楽団	25B03	医学部小児科 ベッドサイドボランティアサークル	25B04
医学部ライフサポートクラブ	—	医学部陸上競技部	25B02
臨床手技サークル（医学部）	—	医学部バレーボール部	共103
医学部軽音楽部	25A05	医学部クライミング部	—

(登録団体)

団体名	団体名
LGBTサークルSPICA (セクシャルマイノリティ交流)	援農サークル crops
サイエンスボランティアサークルOCU LABO	学生団体Books
手芸サークル	P.F.C (ハング・パラグライダー)
ふらべちーの (パドミントン)	防災土クラブ
ポケモンサークルこがね	ものづくりサークルサンスケ
ラブライ部!	合気道サークル
鼎法会	SOUPS
恐竜愛好会 ジェラシックパー君	フィギュアスケートクラブ
筋トレサークル Pump Up!	Honaikude
化学同好会	ボードゲーム同好会
University Studios	親子カフェおそら
医療XIT研究会	

# 本学の課外活動施設

施設名称		使用種別 (※2)	使用できる時間帯	予約・申込方法等	
グランドハウス	合宿所(大)	個別使用	宿泊日の正午から翌日の10:00まで	学生課のTwitterより詳細を確認し、予約を行ってください。	
	合宿所(小)				
第1学生ホール	オアシス	個別使用	8:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)		
	会議室1A				
	会議室1B				
	会議室1C				
第2学生ホール	トネリコ	共同使用	8:00～20:00(土・日・祝を除く) ※11:00～14:00は食堂として使用有		
		個別使用	20:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)		
	会議室2A	個別使用	8:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)		
					会議室2B①
					会議室2B②
	会議室2C	共同使用	8:00～16:30(土・日・祝を除く)		自由に使用できます。
共同談話室					
ハッポース	ミーティングルーム	個別使用	8:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)		
				全学共通教育棟	授業期間：平日…授業終了後～21:50 土…9:00～21:50 日・祝…9:00～19:50 試験期間：使用不可 長期休業：平日・土…9:00～21:50 日・祝…9:00～19:50
教室 (※3)	1号館 (土・日・祝及び長期休業期間)	個別使用	8:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)		
	法学部棟 (土・日・祝及び長期休業期間)				
部室棟	第1合同部室 多目的室	個別使用	8:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)		
武道場	第1(旧)武道場	特別使用	9:00～21:50 (日・祝 9:00～19:50)	日本拳法部、レスリング部等の団体が使用します。	
	第2(新)武道場			剣道部、空手道部、柔道部等の団体が使用します。	
スポーツハウス	トレーニングルーム	特別使用	8:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)	「使用登録証」の交付を受けた課外活動団体が使用できます。学生課のTwitterより詳細を確認し、予約を行ってください。	

施設名称		使用種別 (※2)	使用できる時間帯	予約・申込み方法等 備考
屋外競技場	陸上競技場 (フィールド)	特別 使用	8:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)	アメフト部、ラグビー部、サッカー部等の 団体が使用します。
	硬式野球場		8:00～日没	硬式野球部、準硬式野球部等の団体が使用 します。
	軟式野球場	個別 使用	月～金…8:00～日没 土…8:00～13:00	軟式野球部、ソフトボール部、ラクロス部 等の団体が使用します。
	土…13:00～日没 日・祝…8:00～日没		学生課のTwitterより詳細を確認し、予約 を行ってください。	
体育館	第1(旧)体育館	特別 使用	9:00～21:50 (日・祝 9:00～19:50)	バドミントン3面他(兼用でバレーボール 1面、バスケットボール1面等)
	第2(新)体育館			バレーボール3面、バスケットボール2面 他(兼用でバドミントン6面、ハンドボ ール1面、テニス2面、フットサル、卓球等)
	卓球場			卓球部等の団体が使用します。
テニスコート	第1学生ホール横 テニスコート (ハードコート1面)	個別 使用	月～金…8:00～12:30	使用希望者は、 <b>学生課</b> にて予約してくださ い。翌週の2コマまで予約できます。
	第2体育館横 テニスコート (オムニコート6面)	特別 使用	月～金…13:20～17:30	テニスサークルが使用します。
	プール横 テニスコート (クレーコート2面)		8:00～日没(休日も同じ)	硬式庭球部、ソフトテニス部等の団体が使用 します。
		8:00～20:00(休日も同じ) ※消灯20:30	テニスサークルが使用します。	
その他	音楽練習室	特別 使用	8:00～21:50 (土・日・祝 8:00～19:50)(※4)	学生課のTwitterより詳細を確認し、予約 を行ってください。
	水泳プール	共同 使用	[4/20～10/20] 9:00～21:00 (日・祝 9:00～19:50)	縦50m×横20m 9コース 夏期(7・8月)は学生・教職員にも開放 しています。
	その他の体育施設	特別 使用	陸上競技場、和弓場、洋弓場、ボート艇庫(桜ノ宮)、ヨット艇庫(北港)	

(※1) 調整会議日が土・日・祝、また休講の場合は、翌日以降の平日に行います。

(※2) 「個別使用」は、予約のうえ使用申請が必要です。「特別使用」は特定の課外活動団体が許可を得て使用できます。

(※3) 学校行事等の関係で、使用不可や音出し不可などの制限がかかることがあります。

(※4) 音出し禁止：8:00～9:00 20:00～22:00(大音練のみ21:30～22:00)

# 課外活動団体の諸手続き

皆さんが課外活動を円滑に行うために、学生課では、さまざまなサポートを行っています。利用にはすべて手続きが必要です。下記の手続きについての申請書配付・受付は全て学生課で行っています。



## 学内施設を使用したい！

施設確保ができれば、学生証を持参のうえ、使用日の前日（土・日・祝を除く）までに「使用許可願」を提出してください。1回の手続きで申請できる日数は3日分までです。

各施設の鍵については、学生ホール・ミーティングルーム、第1合同部室多目的室、合宿所、体育館、武道場は「守衛室」で学生証と引き換えに鍵を借りてください。使用後は消灯・鍵の施錠を行い、守衛室に鍵を返却してください（その際には学生証を必ず受け取ってください）。引き続き次の団体が使用する場合は、その使用者とともに守衛室に行き、きちんと学生証の引き継ぎを行ってください。

教室の使用は、許可願（守衛室用）を事前に提出していれば教室は解錠していません。

## 備品を借りたい！

学内で行事・催し物を実施する際の使用数等を記載し、備品貸し出しについては「貸出備品予約申込簿」内の月別一覧表の使用備品項目に団体名・使用数等を記載し、「貸出備品借用書」を提出してください。なお、貸出につきましては、先着順となります。「貸出備品借用書」を提出しなければ、正式な申し込みにはなりませんので注意してください。

使用当日は、学生証を持参のうえ、学生課に来てください。学生証と引き換えに備品を保管している倉庫の鍵を貸し出します。返却時も必ず学生証を持参のうえ、学生課に来てください。

### 【貸出備品】

- ・長机 ・パイプイス ・延長コード ・テント ・拡声器 ・マイク
- ・マイクスタンド ・スピーカーアンプ ・液晶プロジェクター ・スクリーン
- ・暗幕 ・アルミ舞台 ・トランシーバーなど

## 対外試合やイベントを開催・参加したい！

学内・学外を問わず、対外試合・演奏会・講演会などを開催するときは、必ず事前に届出をしてください。特に学外で行う場合、家族や一般学外者からの問い合わせがあったときに正確に対応できるほか、事故などで緊急連絡することもありますので、必ず届け出てください。また、事後に「課外活動成果報告書」を提出してください。

## 合宿へ行きたい！

学外へ合宿・遠征旅行に行く際は、緊急時の連絡用のため、**合宿・遠征旅行日の3日前（土・日・祝を除く）までに「合宿旅行届」**を提出してください。その際には、合宿の日程表（作成したパンフレット等）と一緒に提出してください。そうすると、万が一、遠征先でケガをした場合でも、課外活動中と認められ、所定の治療日数を満たしていれば学研災等の障害保険（加入者のみ）を請求することができます。また、交通の手段として大型バス、レンタカーなどを利用し、構内に入構する場合は、併せて車両入構の手続きを行ってください。



## クラブ・サークルの部員募集やイベントの宣伝をしたい！

学内に学生用掲示板があり、ピラ等を掲示できますので、掲示物を事前に学生課へ届け出てください。また、旧教養地区に立看板を設置できますので、**設置希望日の5日前（土・日・祝を除く）までに「立看板設置許可願」**を提出し、許可を受けて設置してください。

## 宅配物を大学で受け取りたい！

クラブ・サークル宛の宅配物を一時的に預かることができます。住所はP87を参照し、**宛先に必ず「学生課【クラブ・サークル名】」を記載してください。**サークルのメールBOXに通知があれば、サポートセンター1階学生課窓口で受け取り下さい。**着払いは一切受け付けません。**

## 重量物の運搬・バス利用の合宿のために車両を入構させたい！

入構する車の車種・ナンバー・運転者（あるいは会社名）を確認し、**入構希望日の2日前（土・日・祝を除く）までに申請書**を提出してください。

4トン以上の大型車両の入構については、別途申請が必要となりますので、**3日前（土・日・祝を除く）までに**（但し、状況により受付不可の場合もあります）書類を提出してください。

申請後、翌日の午後以降に承認証を発行します（土・日・祝を除く）

## 学内で演奏会・発表会を実施したい！

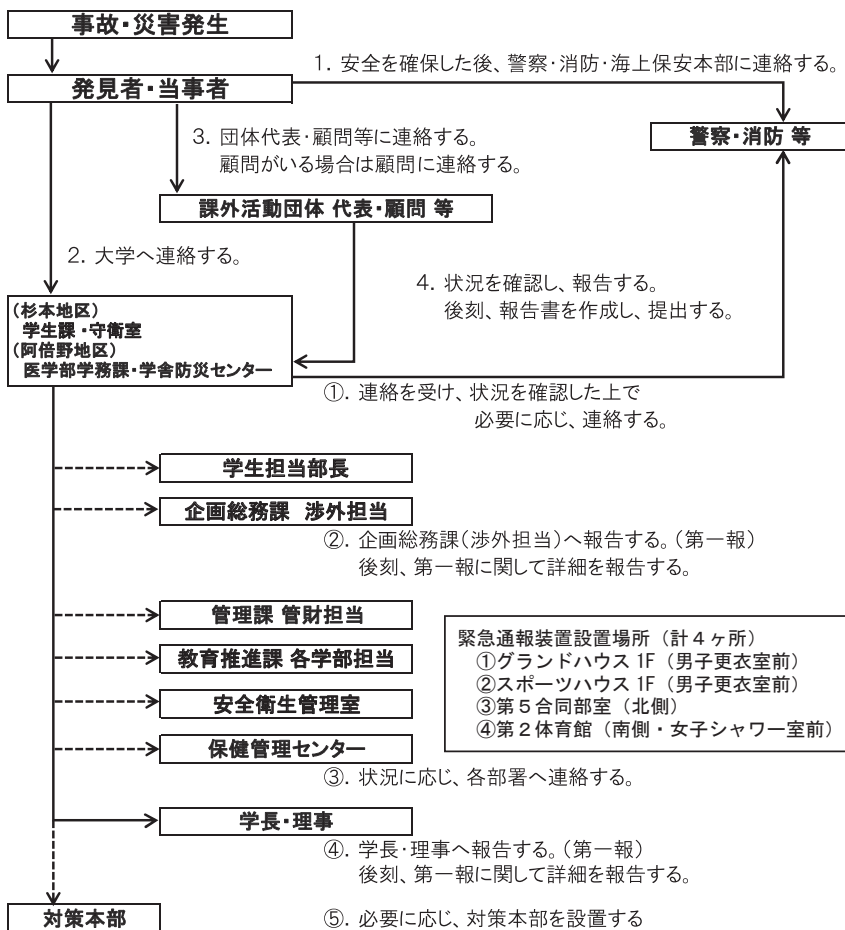
授業期間中に演奏会や発表会を行う場合は、実施希望日の5日前（土・日・祝を除く）までに「**演奏会・発表会実施届**」「ステージ等の設置及びコンセントの使用について（許可願）」を提出してください。ステージ等で学生課備品を使用する場合は、備品予約手続きも忘れずに行ってください。

なお、実施可能時間帯は、屋内が9:00～20:00（平日）、屋外が平日12:30～13:20、休日9:00～19:50（屋内外とも）です。

## 団体の証明書を発行して欲しい！

課外活動をする際に、団体としての証明書が必要な場合は、学生課カウンターで「**証明依頼書**」を受け取り、記入したうえで各自（独自）の必要書類と一緒に窓口へ提出してください。申請から証明書の発行には日数が必要となるため、早めに提出してください。

# 課外活動時の事故被災直後の対応フロー図



## 1~4. 課外活動団体の連絡手順

①~⑤. 大学の連絡手順

連絡先: 警察110、消防119、海上保安本部118

(杉本地区) 学生課	06-6605-2103
守衛室(本館地区)	06-6605-2090
(旧教養地区)	06-6605-2092
(阿倍野地区) 医学部学務課	06-6645-3611
学舎防災センター	06-6645-3660
顧問がいる場合は、連絡先を記載のこと(電話)	)

# 進路・就職支援について



## 1 進路・就職支援方針

本学では、「学生から社会人への移行」に重点を置いた就職支援を展開しています。

移り変わる社会のニーズや多様な課題に対し、修学中に学んだ自らで考える力と他者と協働する力で答えを導き社会人として活躍できるよう、また、学生一人ひとりの特性や希望に合った進路を主体的に選択できるよう様々な支援を行っています。

## 2 充実したサポート

### ◎支援プログラム

	ガイダンス	学内セミナー
1・2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低学年向け 職業意識啓発に重点を置いたガイダンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆リーディングカンパニーセミナー</li> <li>◆業界・企業研究セミナー</li> <li>◆公務研究セミナー</li> </ul>
3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就職活動の基礎知識</li> <li>●インターンシップガイダンス</li> <li>●自己分析講座</li> <li>●業界研究・企業研究の進め方</li> <li>●エントリーシート対策講座</li> <li>●適性検査の基礎知識</li> <li>●マナー・面接対策講座</li> <li>●グループディスカッション講座</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆リーディングカンパニーセミナー</li> <li>◆業界・企業研究セミナー</li> <li>◆公務研究セミナー</li> <li>◆学内企業セミナー</li> <li>◆官庁合同説明会</li> </ul> 
4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フォローアップガイダンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆求人説明会</li> </ul>

※ガイダンス・セミナープログラムについては、社会情勢等により実施内容や時期が変更になる可能性があります。

### ◎OCU 就職支援ナビ（市大ナビ） <https://www2.kyujin-navi.com/gakugai/00344>

市大生向けの求人票や説明会情報、インターンシップ情報を、WEB上で検索・閲覧できるシステムです。市大生をぜひ採用したいという企業等の求人票を多数掲載しています。

また、先輩方の就職活動体験記を検索・閲覧が可能で、自身の進路希望登録やスケジュール管理、進路報告登録、個別相談予約もWEB上でできます。

ユーザー名：osaka-cu、学籍番号、パスワード：初期値は8ケタの生年月日でログイン。

### ◎キャリア支援ツール“SUZAKU&HQ Profile”

“SUZAKU”はHQ Profileの履歴を記録できるシステムの名称です。

HQ Profileとは組織心理学に基づき開発された自己分析ツールです。自身の学習やサークル活動、ボランティア経験、アルバイト経験など大学での経験と学びを記録することで、自分の持っている性格や特性、考え方の傾向や行動特性を定量的・客観的に確認することができます。

全学年利用が可能ですので、<https://osaka-cu.ahqi.jp/regist> から利用登録をして自己分析・自己PR・職種選択に活かしましょう。



◎進路・就職相談

エントリーシートの添削や面接練習だけでなく、就職活動の進め方や進路について悩んでいるときなど、どんなことでも気軽に相談してください。

※コロナウイルス感染症対策のためオンラインでも実施しています。

相談受付時間	平日 9:00～16:00
予約方法	電話 (06-6605-2104)、キャリア支援室窓口または OCU 就職支援ナビから

3 キャリア支援室のご案内

場所：学生サポートセンター 1 階

開室時間：平日 8:45～17:15

就職四季報や、就職試験関連対策本、業界地図などの貸出しもしています。

学内の就職支援イベントは、OCU UNIPA や大学 HP、キャリア支援室公式 Twitter ([https://twitter.com/OCU\\_shushoku](https://twitter.com/OCU_shushoku)) で確認してください。

◎進路希望登録・進路報告登録について

キャリア支援室で就職指導や職業紹介を受けるには、職業安定法により、就職登録が義務付けられています。本学では進路希望登録票の提出または OCU 就職支援ナビによる進路希望登録のいずれかの登録を義務付けていますので、卒業を予定している前年次の後期には必ず登録手続きを行うようにしてください。

また、卒業後の進路が決定したら、OCU 就職支援ナビから登録、またはキャリア支援室まで進路を報告に来てください。就職だけでなく、進学・留学・受験準備など卒業生全員の報告をお願いします。

◎インターンシップについて

最近、多くの企業や団体でインターンシップ（就業体験）が企画運営されています。その多くは夏休みや冬休み等の休暇期間中に実施されますが、企業によっては、それ以外の期間に実施する場合があります。本学では、一部の学部を除き正規の授業科目として単位認定を行っているケースはありませんので、大学に届いている情報や各企業の HP 等で個人的に把握し応募することが中心となります。

インターンシップに参加する場合は、学業に支障をきたさないことが大前提であり、明確な目的意識を持って参加するようにしましょう。

※大学に届いているインターンシップ情報については、OCU 就職支援ナビ（市大ナビ）や OCU UNIPA に掲載しています。

※インターンシップに参加する際は、事故や与える損害等に備え、傷害保険や損害保険に加入するようにしましょう。また、学研災・付帯賠償（P.33）の加入者は、参加前に「インターンシップ承認願い」をキャリア支援室に提出してください。



• OCU 就職支援ナビ



• キャリア支援室公式 Twitter



• SUZAKU & HQ Profile 利用登録画面

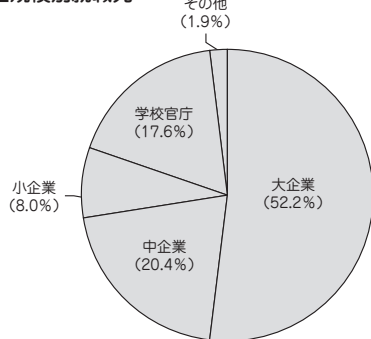
# 就職状況

## ■学部卒業生の進路状況（2019年度卒業）

項目	卒業生		卒業者の内訳																								
			進学者				内訳				就職者				内訳				その他※								
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	大学院前期	大学院専修学校等	男子	女子	合計	男子	女子	合計	企業等	官公庁	教員	男子	女子	合計							
商学部	101	101	202	3	2	5	3	2	5	0	0	0	92	91	183	90	85	175	2	5	7	0	1	1	6	8	14
経済学部	156	61	217	3	2	5	3	2	5	0	0	0	133	56	189	118	48	166	15	8	23	0	0	0	20	3	23
法学部	98	69	167	8	3	11	8	3	11	0	0	0	77	60	137	48	32	80	28	28	56	1	0	1	13	6	19
文学部	59	107	166	7	6	13	7	5	12	0	1	1	43	92	135	35	71	106	4	17	21	4	4	4	8	9	17
理学部	121	44	165	88	29	117	88	29	117	0	0	0	30	13	43	21	10	31	5	2	7	4	1	5	3	2	5
工学部	233	42	275	165	30	195	165	30	195	0	0	0	60	11	71	51	8	59	9	3	12	0	0	0	8	1	9
生活科学部	30	96	126	6	18	24	6	18	24	0	0	0	19	76	95	18	69	87	1	7	8	0	0	0	5	2	7
合計	798	520	1,318	280	90	370	280	89	369	0	1	1	454	399	853	381	323	704	64	70	134	9	6	15	64	31	95

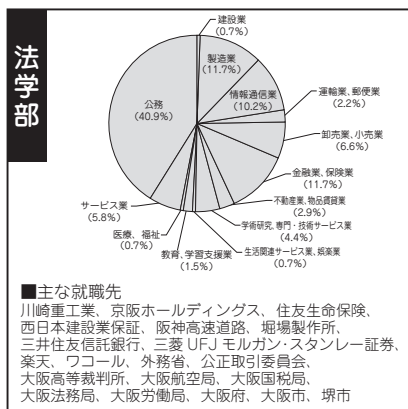
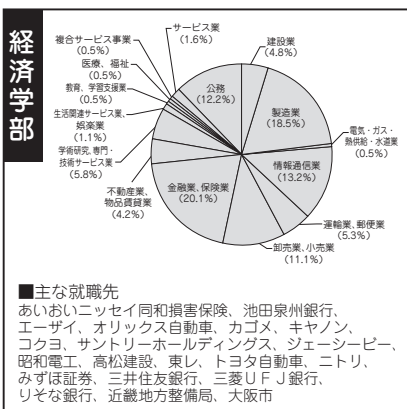
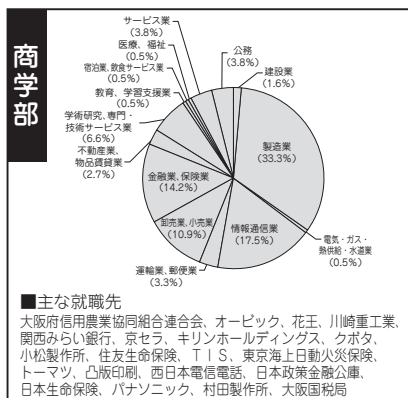
※非常勤講師、資格取得準備中、就職活動継続などを含む

## ■規模別就職先



※大企業…資本金 10 億円以上又は株式第 1 部上場会社  
 中企業…資本金 5 千万円以上 10 億円未満  
 小企業…資本金 5 千万円未満

## ■学部別就職先



各学部で学べる専門分野は、将来の進路とどう結びついているのでしょうか。  
卒業後の進路状況を分かりやすく表とグラフでまとめてみました。

## 医学部医学科

本学附属病院	他大学附属病院	他病院	進学	その他	計
30	3	55	0	3	91

※医学科卒業生の多くは臨床研修医として、臨床研修指定病院（本学附属病院含む）で2年間研修を行う。

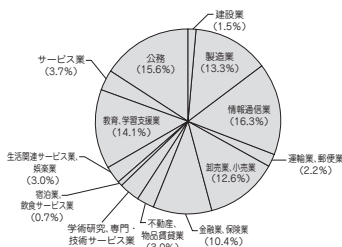
## 医学部看護学科

看護師		保健師	その他	進学		計
本学附属病院	他の病院			大学院修士	助産師学校	
12	25	7	5	3	5	57

## 学部卒業生の進路状況

全国各地の企業、官公庁、学校等に数多く採用され、高い評価を受けています。  
また、学部生の大学院への進学率は、全学では28%、理学部・工学部においては、70.9%となっています。

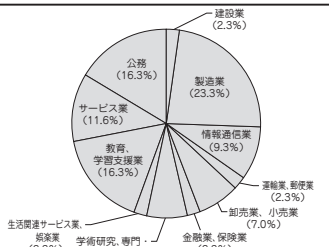
### 文学部



#### ■主な就職先

オリックス、関西みらい銀行、キヤノンITソリューションズ、  
近鉄グループホールディングス、ザ・バック、Sky、損害保険ジャパン、  
大丸松坂屋百貨店、トランスコスモス、西日本旅客鉄道、日本銀行、  
みずほフィナンシャルグループ、三井住友海上火災保険、読売新聞大阪本社、  
ロート製薬、大阪航空局、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪府、大阪府教育委員会

### 理学部



#### ■主な就職先

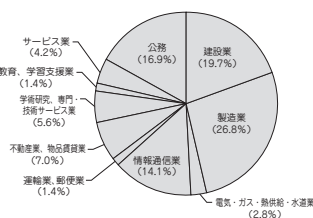
前菜、公立大学弘大、大塚製薬、クセウ、国産製薬、  
ちみちかデザインズ、東京インフラシステムズ、  
トヨタシステムズ、日東インピー、エム、ハードウェアリサーチ、  
丸一興産、三井物産ホールディングス、三井自動車工業、  
ゆうちょ銀行、雪の国スノーランド、東洋行、長崎屋、神戸市、  
大阪府教育委員会、鳥取県教育委員会

#### 理学研究科(前期博士課程)

#### ■主な就職先

旭化成、永大産業、大阪ガス、カネカ、京セラ、  
橋下労働環境整備機構、住友化学、大日精化工業、  
西日本電信電話、日東電工、日本イットホールディングス、  
日本製薬、日本製薬、日本製薬、日本製薬、  
日本ヒューレット・パッカ、炭化水素工学、  
福岡製作所、三菱ガス化学、モリタホールディングス

### 工学部



#### ■主な就職先

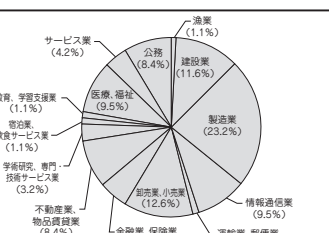
旭化成ホームズ、江崎グリコ、NTTドコモ、大林建設、  
オービック、沖電気工業、関西電力、キヤノン、  
神戸製鋼所、SCREENホールディングス、スズキ、  
積水ハウス、全日本空輸、ダイワ工業、テックソ、  
トヨタ紡織、日カシシステムズ、三井E&S造船、  
三菱電機、大阪市

#### 工学研究科(前期博士課程)

#### ■主な就職先

思慮建設、川崎重工業、関西電力、  
京セラ、クボタ、住友ゴム工業、  
住友電気工業、ソニー、  
ダイキン工業、ダイフク、商人、  
デンソー、東洋紡、トヨタ自動車、  
パナソニック、日立製作所、日立造船、  
富士通、本田技研工業、村田製作所

### 生活科学部



#### ■主な就職先

オカムラ、クリニック、住友電気工業、大和ハウス工業、  
タカラスタンダード、村田製作所、タマノ(株)、  
日本食品分析センター、日本送付協会、パナソニック、  
ベネットスタイルケア、マリンエフエフ、三井食品、  
美津濃、森永乳業、ユニ・チャーム、LIXIL、  
大阪府、東京都、大阪府

#### 生活科学研究科(前期博士課程)

#### ■主な就職先

NTTフレッツサービス、オイスカ、  
大阪市高専電気軌道、農産建設、資生堂、  
住友林業、種村ウエス、大和ハウス工業、竹中工務店、  
フェリオコーポレーション、西日本旅客鉄道、  
日本食品検査、パナソニック、ピアス、富士エビエ、  
三井ホーム、名産食品、大阪府、兵庫県、堺市

就

職

# 保健管理センターと健康診断

## Health care support

健康の維持・促進こそ、充実した大学生活を送るための第一条件。  
日ごろから健康には十分留意しましょう。

2021年度（予定） 新入生：4月7日（水） 検査項目：胸部X線間接撮影	<b>定期健康診断について</b> 定期健康診断は、新型コロナウイルス感染防止のため、WEB問診（RED CAP）の回答により健康診断の受診に替えます。 詳細は、OCU UNIPAにてお知らせします。
--	--

健康診断証明書の発行 本学指定医療機関の健康診断受診者のみ交付します。 詳細はOCU UNIPAでお知らせします。 内科の診察（週4日程度） 整形外科の診察（年6回） 神経精神科の相談（月3回） 体育系クラブ活動者健康診断（随時受け付けています）	<b>保健管理センター</b> 皆さんの健康を守るため、健康上のさまざまな相談・診療・応急処置などを取り扱っています。 “ころんでけがをした”“急に気分が悪くなった”“近頃どうも身体の調子がおかしい”など、健康上のことならなんでも相談に来てください。
---	---

### ●●診察・相談日程●●

診察・相談日程は、OCU UNIPA や学生サポートセンター、保健管理センター、全学共通教育棟1階の掲示板でご確認ください。

※費用は原則として、一般医療機関の半額程度。初診料は無料。

### ○●健康診断証明書の発行●○ P.13 参照

証明内容	発行手数料
内科・胸部X線・視力・検尿（その他指定の検査）	1枚 200円（★）

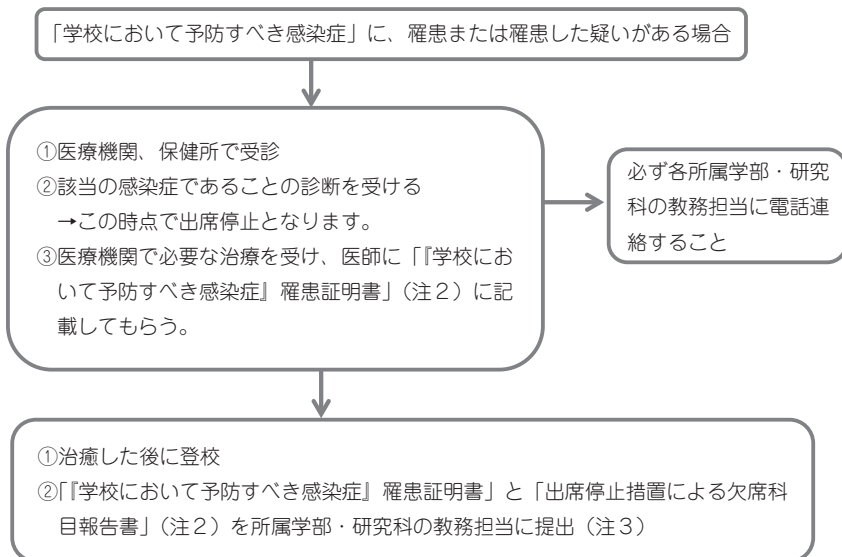
（★）その他指定の検査がある場合は、別途費用が必要となる場合があります。

※他の医療機関で、健康診断書を発行してもらうと4,000円～10,000円程度の手数料が必要です。

# 「学校において予防すべき感染症」 における出席停止と手続きについて

「学校において予防すべき感染症」(注1)に罹患、または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止とします。

## 【学校において予防すべき感染症に罹患または疑わしい症状がある場合の手続き】



※詳細については、OCU UNIPAを確認し、所定の手続きを行ってください。

OCU UNIPA トップページ > 学生 Navi > 授業・履修 > 授業の欠席の取扱い

(注1) 対象となる感染症は、新型コロナウイルス感染および学校保健安全法施行規則第十八条に定めるインフルエンザ、麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎などの感染症です。

(注2) 「『学校において予防すべき感染症』罹患証明書」ならびに「出席停止措置による欠席科目報告書」の様式は上記 OCU UNIPA からダウンロードしてください。また、「『学校において予防すべき感染症』罹患証明書」については、診断名と出席停止期間が明記されていれば医師による診断書で代用することが可能です。

(注3) 出席停止期間における授業・試験等の取り扱いについては、各所属や科目等により異なりますのでご注意ください。

# カウンセリング



ああ～あっ、とため息が出たあなた。

1人で悩まないで…！ 気がかりなことがあったら、心の専門家（臨床心理士）に相談してみませんか。

ご入学おめでとうございます。新しい生活がはじまりましたが、いかがお過ごしでしょうか。少しずつ新しい環境や仲間慣れ、大学生活を送られておられることと思います。

さて、こうした日々の生活の中では、思いがけない体験をしたり、新しい場面にとまどったり、いつものような自分らしさが発揮できないなど、違和感を感じることもあるのではないのでしょうか。

「何となく元気がない」「周りの人とのかかわりがしんどい」「ちょっとしたことが気になって勉強が手につかない」「大学に行くのが嫌になってきた」など、いろいろな悩みや気がかりをかかえていますか。

そのようなときは、一人で悩まずにカウンセリングルームに相談してみませんか？

大阪市立大学では、保健管理センター内にカウンセリングルームを設置し、カウンセラー（臨床心理士）がみなさんの悩みごとやメンタルヘルスの維持のための相談に応じえています。こころの専門家が一人おひとりの来室をお待ちしていますので、お気軽に、まずは一度カウンセリングルームへ相談にお越しください。

## ○申し込み方法

カウンセリングは予約制です。

保健管理センター受付に来所してください。

○●保健管理センター内●○

カウンセリングルーム (06) 6605-2108

○相談日時 月～金 10:00～12:00

月～金 13:00～17:00

(火曜日の午前中は、医学部看護学科学舎でも実施します)

○1回約50分（無料）の面談を原則としています。

○ご相談内容（プライバシー）は厳密に守られます。ご安心ください。

○必要に応じて、医療機関との連携や、他機関への紹介も行います。

○対象者は、本学に在学中の学生に限ります。

※詳しくは、大学ホームページをご覧ください。（カウンセリングルームで検索）

# 授業中に障害事故が発生した場合 —療養費の一部補助に関する制度①—

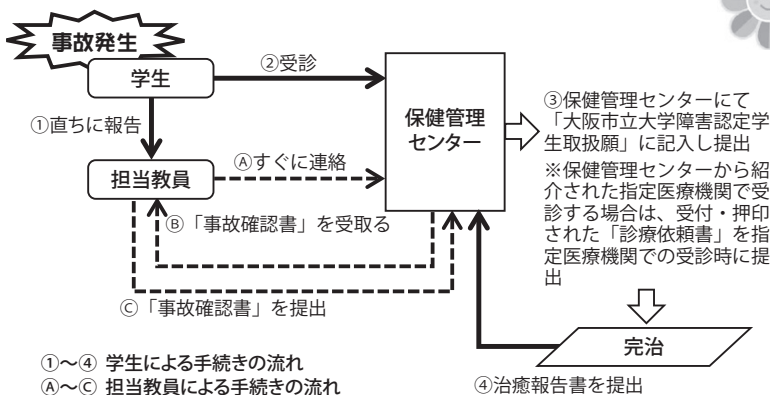
## 指定医療機関を受診したとき (保健管理センター開所時)

### 【学生の対応】

- ①授業中(実験・実習等を含む)に障害事故が発生した場合は、担当教員にその旨を報告し保健管理センター(Tel 06-6605-2108、内線 2108)への連絡を依頼する。
- ②保健管理センターに行き、診察を受ける。保健管理センターで対応できない場合は、下記の書類を受取り、指定医療機関(P71 参照)の紹介を受ける。
  - (1) 大阪市立大学障害認定学生取扱願(第1号様式)
  - (2) 診療依頼書(第3号様式)
  - (3) 治癒報告書(第4号様式)
- ③上記(1)「大阪市立大学障害認定学生取扱願」、(2)「診療依頼書」に記入の上、保健管理センターに提出する。受付・押印された「診療依頼書」の交付を受け、指定医療機関に提出して受診する。(療養費は大学へ請求されます/大学からの補助は保険診療の自己負担額(3割)のうち3万円を上限としています。)
- ④治療が終了した後に上記(3)の「治癒報告書(第4号様式)」を保健管理センターに提出する。

### 【担当教員の対応】

- ①障害事故の発生を確認または学生から報告があったら、すぐに保健管理センターに連絡する。(状況によっては保健管理センターや指定医療機関への搬送を手配する。)
- ②保健管理センターから送付される「事故確認書(第2号様式)」を受け取る。
- ③「事故確認書」に記入し、速やかに保健管理センターに提出する。



①～④ 学生による手続きの流れ

①～③ 担当教員による手続きの流れ

④ 治癒報告書を提出

- (注) 1. 上記の手続きにより、療養費の一部補助として、保険診療の自己負担3割のうち、3万円を限度として大学が補助します。
2. 指定医療機関にて「診療依頼書」を提出することにより、療養費(上記1の条件による)は直接大学へ請求されます。
3. 授業中(実験・実習等を含む)の障害事故でないことが判明した場合は、この補助は受けられません。



# 授業中に障害事故が発生した場合

## —療養費の一部補助に関する制度②—

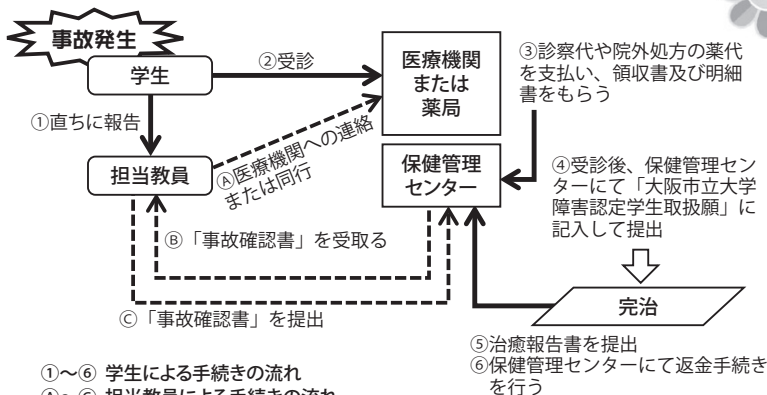
指定外医療機関の受診、および院外処方を受けたとき  
(保健管理センター閉所時、立て替え払いをしたとき)

### 【学生の対応】

- ①授業中(実験・実習等を含む)に障害事故が発生した場合は、担当教員にその旨を報告する。
- ②保健管理センター(Tel 06-6605-2108、内線 2108)閉所時は、直接医療機関(指定及び指定外にかかわらず)を受診する。
- ③受診した医療機関の診察代や院外処方の薬代は、いったん立て替え払いを行い、領収書及び明細書をもらっておく。
- ④受診後に保健管理センターで「大阪市立大学障害認定学生取扱願(第1号様式)」、「振込先口座申請書」を受け取り、必要事項を記入して提出する。
- ⑤治療終了後は「治療報告書(第4号様式)」を保健管理センターへ提出する。
- ⑥領収書(コピー不可)や明細書を持参の上、保健管理センターにて返金の手続きを行う。

### 【担当教員の対応】

- A障害事故の発生を確認または学生から報告があったら、すぐに受診できる医療機関を探し連絡する。(状況によっては医療機関までの搬送を手配する。)
- B後日に保健管理センターから送付される「事故確認書(第2号様式)」を受取る。
- C「事故確認書(第2号様式)」に記入し、保健管理センターに提出する。



※医学部附属病院で受診の場合は立て替え払いではなく、「診療依頼書(第3号様式)」を使用してください(前ページ参照)

- (注) 1. 上記の手続きにより、療養費の一部補助として、保険診療の自己負担3割のうち、3万円を限度として大学が補助します。
2. 返金手続きにより、医療機関または薬局にて支払った療養費(上記1の条件による)を返金します。
3. 授業中(実験・実習等を含む)の障害事故でないことが判明した場合は、この補助は受けられません。



# 授業中に発生した障害事故の障害診療指定医療機関

(令和2年11月現在)

病院名	住所	電話	主な診療科目	薬の処方	備考
あびこ病院	大阪市住吉区 我孫子 3-3-20	06-6691-1155	内科、外科、 整形外科、 呼吸器内科、 皮膚科	院外	救急 指定
西川歯科	大阪市住吉区 山之内 3-2-17	06-6693-7711	歯科		
医学部附属病院	大阪市阿倍野区 旭町 1-5-7	06-6645-2121	各科	院外	
友愛会病院	大阪市住之江区 浜口西 3-5-10	06-6672-3121	内科、 整形外科、 呼吸器内科、 脳神経外科	院外	救急 指定
堺若葉会病院	堺市北区 新金岡町 4-1-7	072-255-1001	内科、外科、 眼科、皮膚科、 整形外科	院外	救急 指定
阪和病院	大阪市住吉区 南住吉 3-3-7	06-6692-1181	内科、皮膚科、 耳鼻咽喉科、 眼科	院外	
竹安眼科医院	大阪市住吉区 住吉 1-10-24	06-6673-0175	眼科		
長整形外科	大阪市住吉区 山之内 1-25-30	06-6607-8001	整形外科	院外	

※診療指定医療機関に行く場合は、事前に連絡してケガ等の症状を説明のうえ、診療できるのか確認してください。通常外来も診療科目によっては休診の日があります。

※薬の院外処方（病院で処方箋をもらい、外の薬局で薬を受け取る）により、薬局で支払った自己負担額（立て替え払い）については、明細書と領収書（レシートは不可）を必ずもらい保健管理センターに提出してください。後日、指定された本人の銀行口座に振込みます。ただし、大学からの補助（3万円）を上限としています。

# AEDを使用した救命処置の流れ

## 1 意識の確認



### 1. 意識の確認

『大丈夫ですか』など、呼びかける  
肩（鎖骨のあたり）を叩き、痛み刺激を与える

## 2 助けを呼ぶ

### 2. 救急車、AEDの依頼

『誰か、来て下さい！』大きな声で応援を呼び、  
周りの人に『119番で救急車の手配をお願いします』  
『AEDを持ってきて下さい』と依頼する

## 3 呼吸の確認

胸と腹部の動きを見て、  
呼吸の確認をします（10秒以内）



### 3. 呼吸の確認

胸と腹部の動きを観察し、正常な呼吸があるか確認する  
死戦期呼吸は正常な呼吸ではない  
10秒以内に確認する  
※死戦期呼吸とは、しゃくりあげるような途切れ途切れに  
起きる呼吸のこと



## 4 30回の胸骨圧迫

胸が5cm以上沈む程度の強さで、  
1分間に100回以上のテンポで押します

### 4. 胸骨圧迫、人工呼吸

- ①服を脱がせ、胸の真ん中に手のひらの付け根を置く
  - ②1分間に100回以上のリズムで30回胸骨圧迫を行う  
（5cm以上の深さで圧迫）
  - ③気道を確認し、2回人工呼吸を行う（1回につき1秒）
  - ④30回の胸骨圧迫と2回の人工呼吸を繰り返す
- ※人工呼吸が難しい場合は省略してかまいません



## 5 AEDで電気ショック

※傷病者から離れましょう

### 5. AEDが到着したい、AEDを使用

- ①ふたを開ける（電源を入れる）
- ②電極パッドを貼る（右の鎖骨の下と左の脇腹）
- ③電気ショックが必要な場合は、放電ボタンを押す

救急車が到着するまで、もしくは傷病者から反応が出るまで心肺蘇生を続けましょう

心肺蘇生法ガイドライン 2010 より（日本光電HPから引用）

問い合わせ先

保健管理センター 06-6605-2108



# キャンパスマナーについて

## ～ルールを守り、モラルの向上に努めよう！～

キャンパスの快適さを保つには、みんなでルールを守ることが大切です。  
また、大学は地域社会に支えられて成り立っています。  
市大生として恥ずかしくないようマナーやモラルの向上を心がけましょう。

### 1. 携帯電話のマナー

携帯電話の使用は、他人を不愉快にさせないためにも利用時の基本マナーを守りましょう。電車内での通話、授業中の使用はやめましょう。授業中は携帯電話の電源はOFFまたはマナーモードにしてください。

### 2. 授業時のマナー

- ・授業には遅れないよう時間までに教室に入りましょう！
- ・授業や他人の人の迷惑にならないよう私語は慎みましょう！
- ・ペットボトルなど授業に関係のない物を机の上に置くのはやめましょう！

### 3. 騒音防止を心がけよう！

授業中の教室・研究室近くでの楽器練習はやめましょう。また、屋外での演奏会や太鼓・トランペットの練習、集団での声出し、掛け声は、音が大きく近隣住民の方の迷惑となる場合があります。時間帯を考え、音量を下げたりするなど配慮するよう心がけましょう。なお、構内（屋外）での音出しは、午後8時までです。

### 4. 大学構内は火気厳禁！

火気の使用は、特別に許可された行事以外は禁止です。火災等の危険から焚火等を禁止しています。

### 5. 大学構内は禁煙です！

健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため大阪府でも「大阪府受動喫煙防止条例」が制定されました。本学においても2020年4月から敷地内は全面禁煙です。

### 6. 大学構内での飲酒は原則禁止！

大学生の飲酒事故が多く発生しています。本学では学内施設での飲酒を原則禁止しています。また、学外などでの飲酒に関し、次の事項を絶対を守りましょう。

- ・法律で禁止されている未成年の飲酒は絶対にしない、させない
- ・まわりの雰囲気にならなれず、飲酒の強要は行わない
- ・体調等に注意し、無理に飲んだり、飲みすぎたりしない
- ・危険な飲み方（イッキ飲みなど）は行わない

### 7. 地域住民への配慮

杉本キャンパスは住宅地に隣接しています。  
駅周辺の路上、店舗をはじめ、周辺に配慮し、大声での会話等迷惑をかける行為は謹んでください。

# 交通マナーについて

近隣住民の方より、本学学生の通学マナーが悪いとの苦情が相次いでいます。大学周辺の道路は、地元住民の方々の生活道路でもあります。他人に対する配慮ができる良識ある行動をとるよう心掛けてください。

## 1. 広がって歩かない！

歩道だけでなく、車道にまで広がって歩いている学生を見かけます。交通事故の原因となりますので、車道は絶対に歩かないでください。また、他の方の通行の妨げになりますので、歩道であっても広がって歩かないでください。

## 2. 危険な自転車走行はやめてください！

自転車による危険な行為は、交通事故を誘発し、死亡や大怪我にもつながることもあります。以下のような危険な走行は絶対しないでください。

- ・高速走行 ・並列走行 ・二人乗り ・車道での逆走 ・信号無視
- ・一時不停止 ・夜間の無灯火 ・飲酒運転 ・路上放置 ・ながらスマホ など

自転車に乗る場合は、常に安全運転を心掛け、周囲に配慮した運転をしてください。

## 3. 自転車は所定の駐輪場に！

キャンパス内や駅周辺に自転車があふれ、しばしば通行の妨げとなっています。さらに、地下鉄あびこ駅や大学周辺の団地の駐輪場などに不法に自転車を停めているとの苦情も寄せられています。このようなことがないように自転車は所定の駐輪場に停め、歩行者や車両等の通行の妨げとならないよう気を付けましょう。なお、構内への自転車の乗り入れは各地区に設けられた駐輪場以外は禁止されています。構内は徒歩移動しましょう。

また構内駐輪場には通学で利用する登録（有料）を行った人のみが自転車を停めることができます。

※不法駐輪が発見された場合、自転車登録を取り消すことがあります。

## 自動車・オートバイ(ミニバイクを含む) による通学は禁止しています。

本学では自動車・オートバイの通学及び学内乗り入れを規制しています。

自動車等による乗り入れは、

- ①身障者で歩行困難な者の通学
- ②重量物の運搬
- ③実験・研究等で公共交通機関が利用できない場合 などに限られています。

上記いずれかの理由で乗り入れが必要な時は、所管する所属長（通学・研究に関することは各学部長、行事等に関することは学生担当部長）に承認申請を行ってください。許可を受けた場合に限り入構可能となります。

特にオートバイについては構内事故も多いことから、日常的な通学手段として利用し、学内へ乗り入れることは止めてください。

学内での交通事故を無くし、静寂な教育・研究環境を維持するためにも一人ひとりが自覚し、ルールを守る努力をしてください。

# キャンパスでのごみの分別について

(大学は『事業者』です『事業系ごみ』は法令でごみの分別が義務付けられています)

## ①ごみの捨てかた (一般家庭とは分別方法が違います)

分別を徹底し、学内に設置しているそれぞれのごみ箱「普通ごみ」「プラスチック」「缶・ビン・ペットボトル」「紙ごみ(再生可能な紙)」に捨ててください。

### 普通ごみ

生ごみ、残飯、わりばし等の木製品、天然繊維(作業服、古布等)、リサイクルできない紙類(使用済みのタオルペーパー、油等で汚れた紙、シールや圧着ハガキ等粘着剤が付着した紙、洗剤や線香の箱等ニオイのついた紙、紙コップ等の防水加工された紙、アルミやビニールでコーティングされた紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、写真) など

### プラスチック

弁当やカップ麺の容器、お菓子の袋(個包装も含む)、カップ麺等の外装フィルム、プラスチック製文房具(クリアファイル、ボールペン等)、レジ袋、発泡スチロール、梱包用PPバンド、CD、DVD、ポリバケツ、スポンジ、合成皮革製品、調味料や洗剤等の容器(中身は空にする) など

★★★汚れていてもプラごみへ★★★

(ただし、食べ残しがある時は普通ごみへ)

### 缶・ビン・ペットボトル



飲料用のみ ※中身は空にする

(酒・薬品類のびん等、油・調味料類の容器等は不可)

### 紙ごみ(再生可能な紙)

新聞(折込広告を含む)、雑誌、OA紙、ダンボール、シュレッダー紙 など

金属・ガラス製品・陶磁器類 他、  
表に記載のないごみはごみ置場に置かず  
各学部支援室に連絡してください。

## ★蛍光灯・電球等、水銀を使用した製品は、ごみ置場に捨てないでください！！

- ・使用済インクカートリッジ、トナー容器は、生協で回収しています。(販売店が回収している場合も有り)
- ・角材、ベニヤ板等の大きな物は、30cm以内に切断後ごみ袋に入れ「普通ごみ」置場へ。
- ・ガラスがごみを荒らさないよう、ごみ袋は屋外に放置せずすぐにごみ置場へ捨ててください。

《学内のごみ置場》本館地区…文学部棟西側 理工地区…理学部棟東側  
旧教養地区…2号館東側 工学部棟西側

詳しい場所は [OCU UNIPA トップページ](#) > [学生 Navi](#) > [学生生活](#) > [ごみ・産業廃棄物](#) まで

## ②粗大ごみの取り扱い

粗大ごみの回収・処分は、**有料**です。  
物品の買い替え等の際には、  
販売店等に引取りを依頼することを  
原則とし、ごみの減量に努めてください。

### 粗大ごみとは…？

最大辺または直径が30cm以上、  
あるいは棒状で1 m以上のもの

**粗大ごみはごみ置場へ置かないでください!!**

※クラブ・サークル等で出る分別できないごみ（金属、ガラス製品、陶磁器類、粗大ごみ等）については、学生課（06-6605-2103）にお問い合わせください

管理課管財担当 TEL 06-6605-2041

諸  
注  
意

# 学生の飲酒について

## イッキ飲み 要注意!!



大学生の飲酒事故は、新入生歓迎会や大学祭のシーズンなどに多く発生しています。無理強い、イッキ飲みなどで、多量のアルコールを短時間で飲み、急性アルコール中毒を発症することが原因で死亡する事件が報道されています。

大学生といっても、未成年の場合、飲酒は法律で禁止されています。

### ●こんな人は、飲酒を勧められません

1. 現在もしくは過去に大病をした。
2. 体調が悪い。
3. 遺伝的にアルコール分解酵素がない。  
※アルコール体質検査は、保健管理センターで実施しています。

### ●急性アルコール中毒にならないために

1. 空腹時や過労時には飲まないようにしましょう。
2. 強い濃度のアルコール飲料を急ピッチで飲むのは避け、談笑しながらスローペースで飲みましょう。
3. さまざまな種類のアルコール飲料を、次々に飲まないようにしましょう。
4. 自分の意思で飲み、他人には絶対に強要しないようにしましょう。  
無理強い「アルコールハラスメント」となります。

### ●こんなときは要注意！！

自分ひとりで立てない時、声をかけても反応が少なく吐き続けている時、短時間で酔いつぶれる時は要注意！！

#### 処置方法

- ・絶対に一人にしない。
- ・衣類を緩めて呼吸が楽にできるようにする。
- ・意識障害がある場合は、窒息の可能性があるので、吐物が気管に詰まらないように注意する。
- ・顔面蒼白のときは保温につとめる。顔が赤いときは冷たいタオルで冷やす。



### ●こんなときは医療機関へ！！

- ・大きないびきをかいて倒れ、呼んでも反応がない。
- ・顔色が悪く、意識も朦朧として手足が冷たい。
- ・呼吸状態がおかしい。

直ちに救急車を要請してください！！

保健管理センター06-6605-2108





# 薬物乱用防止について

stop!!!

ダメ。ゼッタイ。

～薬物乱用のない社会と学生生活～



薬物乱用のおそろしさは、単に乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭内暴力などによる家庭の崩壊、さらには、殺人、放火等悲惨な事件の原因にもなり、社会全体への問題と発展します。

麻薬や覚せい剤・危険ドラッグなどの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”、以前より多くの量が必要となる“耐性”と、乱用による“幻覚”、“妄想”に伴う自傷、他害の危険性があるという大きな特徴があります。また、治療をしていても記憶が脳に残り、突然薬物使用時を思い出す「フラッシュバック」が一生続きます。

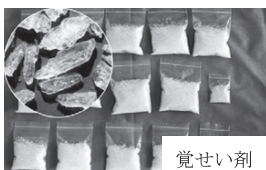
一度薬物依存症になった脳は、Reward Pathway（報酬経路）に変化が生じ、薬物がないと、満足感・幸福感・快感が得られなくなり、正常な日常生活が送れなくなります。

「一回だけなら平気さ。」「少しならくせにならないよ。」「眠気がとれて勉強がはかどるよ。」「痩せられるよ。」といった間違った誘いに惑わされないでください。一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなるのです。

**親しい友人に誘われても断固として拒否する勇気を持ちましょう。**

## 薬物の種類

覚せい剤・マリファナ（大麻）・コカイン・ヘロイン・MDMA・鎮痛剤・幻覚剤・有機溶剤（シンナーなど）・LSD・危険ドラッグ・マジックマッシュルームなど

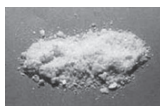


覚せい剤

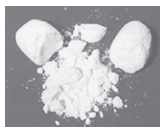


大麻

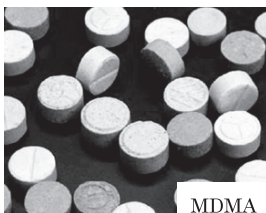
大麻樹脂(ハシシ)



コカイン



ヘロイン



MDMA



危険ドラッグ

(合法ハーブ、お香、アロマなどと称するドラッグ)



マジックマッシュルーム

このページは財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター HP、文部科学省 HP を参考に作成しました。

諸  
注  
意

# 多重債務

## 安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～

### ①消費者金融（ローン）もクレジットも借金です！！

私たちは、お店でクレジットカードを提示するだけでお金を支払わずに商品を購入することができます。しかし、クレジットカードの利用も消費者金融からの借入と同じ「借金の契約」です。その契約に基づいて、あなたは後でお金を支払わなければならない。

消費者金融（ローン）やクレジットの無計画な利用により、借金が雪だるま式に増えてしまう「**多重債務**」状態に陥るケースが増えています。中には夜逃げや自殺などの深刻な状況に追い込まれる人もいます。

### ②金利の負担に注意しましょう

借りたお金を返済する時は、借りた金額に金利を加えて返さなければならない。毎月の返済額は同じでも、金利が高いほど返済の負担は重くなり、また、返済に要する期間も長くなります。

金利とあわせていくら返済しなければならないのかよく注意する必要があります。年利 15～20% を超える金利は無効で、借り手には返済の義務はありません。

### ③多重債務に陥らないために注意すること

1. それは本当に必要なお金ですか？
2. 今すぐ必要なお金ですか？
3. 金利はどのぐらいかかりますか？
4. 自分の収入で、きちんと返済していけますか？
5. 借金返済のための借金ではないですか？

### ④多重債務に陥ってしまったら

安易に返済のための借金をしてはいけません。それは借金が雪だるま式に増える**多重債務の始まり**です。

最寄りの地方自治体などの多重債務問題の相談窓口に速やかに相談し、解決策を立てましょう。相談窓口としては他に以下のような団体があります。

- ◎日本司法支援センター（法テラス） TEL：0570-078374
- ◎（財）日本クレジットカウンセリング協会 TEL：03-3226-0121
- ◎多重債務ホットライン TEL：0570-031640
- ◎日本司法書士会連合会（司法書士総合相談センター北） TEL：06-6943-6099
- ◎大阪市消費者センター TEL：06-6614-0999

このページは金融庁 HP を参考に作成しました。

# インターネット利用上の注意!!

インターネットの急速な発達により、情報の受発信がとて容易になりました。これに伴い、思いもよらないトラブルに巻き込まれる危険も格段に大きくなっています。以下では、ぜひ皆さんに知っておいて欲しい事柄を述べます。十分理解した上で、快適なネットライフを楽しんでください。

## 1. 違法ダウンロードの刑事罰化について

平成 24 (2012) 年 6 月 27 日に公布された「著作権法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 43 号)」(以下、「改正法」という。)では、次のように著作権法の一部が改正されています。

違法にアップロードされた有償の音楽ファイルや映像ファイルなどを、違法であることを知りながらダウンロードした場合、2 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金が科されます。また、市販 DVD の PC へのリッピングなどは違法となります。

これらの違法ダウンロードの刑事罰化や DVD リッピングなどの違法化は、平成 24 (2012) 年 10 月 1 日から施行されました。当該改正法については、文化庁が見解と Q&A を同庁のサイトで公開していますので、参考にしてください ([http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download\\_qa/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/))。

## 2. 大阪市立大学のキャンパスネットワーク利用について

本学のキャンパスネットワークは、本学の教育研究活動、大学運営、法人運営及びこれらを支援する業務を目的とした利用のみが認められています。

また、以下の行為は禁止されておりますので、ルールを守った上で利用してください。

- ・他人の ID やパスワードを使用すること
- ・セキュリティ的に脆弱な端末を接続すること
- ・ソフトウェア等を無断で改造や損傷、複写する行為
- ・通人の秘密を侵す行為
- ・第三者を誹謗中傷する行為
- ・公的良俗に反する行為
- ・法令及び本学規程や規則等に違反する行為
- ・情報システムの安全かつ円滑な運用を阻害する行為



## 3. ソーシャルメディアリテラシーについて

以下では、学生生活を含む、より広い社会生活上でのメディアリテラシーについて述べます。「ソーシャルメディアのお作法」として、十分理解しておいてください。

- ①責任ある情報発信を心がけましょう。インターネットでは情報は多くの人に伝わり広まります。
- ②完璧な非公開はありません。あなたが発信した情報を、特定の人のみが閲覧できるように制限したとしても、その人の情報発信まで制限、コントロールすることはできません。
- ③秘密を守りましょう。あなたから秘密を聞いた人が、情報発信してしまう可能性があります。
- ④他者の権利を守りましょう。インターネット上には多くの著作権違反のサイトやコンテンツがあることに注意しましょう。また、他者の肖像権も尊重しましょう。
- ⑤情報は半永久的に蓄積されます。あなたが削除しても、他人が保有している場合があります。
- ⑥誤った情報を拡散しない。情報の正確性を保つ努力を怠らないようにしましょう。
- ⑦間違いに対しては真摯に対応しましょう。間違いがあった情報は、謝罪と訂正を行います。
- ⑧他者を誹謗中傷しない。意見を述べる際は、相手の人格を尊重し、細心の注意を払い適切な言葉を使いましょう。
- ⑨トラブルになった場合の影響を想定しましょう。トラブルを起こしてしまうと、長期間にわたり家族や友人を巻き込んでしまうことがあります。

【(株) akinice design 平野逸平氏の 2012 年 10 月 10 日 本学商学部講演資料をもとに作成】

# インターネットトラブル・悪徳商法

## 気をつけよう！インターネットトラブル

### 1. インターネットトラブル

情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールや電子掲示板など、今やインターネットは私たちの暮らしと切り離せなくなっています。それにともない、インターネットに関連する消費者相談も増え続け、アダルト情報サイト、出会い系サイト、オークション、アフィリエイトなど、新しいトラブルが次々と発生しています。

### 2. 詐欺的“サクラサイト商法”トラブル

“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者のさまざまな気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトを言います。このような“サクラサイト”でお金を支払ってしまったという相談があとを絶ちません。

### 3. インターネット取引

オンラインショッピングなど、インターネット等のネットワークを利用して行われる取引。「会員登録を解約しようと、ホームページを見てみたが、解約手続きをする箇所が見つからず、解約できない」「共同購入型クーポンを購入した。クーポンをキャンセルして払い戻したいが、できないと言われた」など。

### 4. インターネットオークション

インターネット等のネットワークを利用して行われるオークション。「落札した中古車に、納車後すぐに不具合がおきた。購入時にはそのような情報はなかった」「落札したパソコン部品の不具合について、メーカーに問い合わせたら『正規ユーザーではないので対応しない』と言われた」「落札した携帯電話機が突然通話できなくなった」など。

### 5. ワンクリック請求

有料情報サイトの利用中やインターネットでサイトを探している際に、何かしらのボタンをクリックしただけで「登録」となるなどして料金を請求される。

### 6. フィッシング詐欺

金融機関やオンラインショップなどからのEメールを装い、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号、有効期限、ID、パスワードなどの個人情報を返信もしくは入力させてそれらの情報を入手し、金銭を詐取する行為。

このページは（独）国民生活センター HP を参考に作成しています

# 気をつけよう！悪徳商法・おいしい話

## 1. キャッチセールス

街で「粗品をお配りしますので、アンケートに教えてください…」などと呼び止められて、営業所等に連れ込まれて高額な商品の購入を契約させられます。  
※むやみにアンケートに答えてはいけません。あいまいな態度をとらず、「帰ります」といい、はっきり断りましょう。

## 2. アポイントメントセールス

「おめでとうございます。あなたが当選しました」などといった電話や手紙で気を引き、面談をする約束を取り付け、最終的には商品の購入を迫られるという商法です。いわゆる「デート商法」もこれに該当します。  
※知らない人からのうまい話には、注意しましょう。

## 3. マルチ商法・ネズミ講

マルチ商法は、商品を購入して販売組織に加入し、友人や知人を紹介すればマージンがもらえるというシステムになっています。  
ねずみ講はピラミッド式の組織を形成していくことは同じですが、商品の販売を目的としないで金品のみを介しています。  
※ラクして儲かるうまい話はありません。勧誘した友人や知人との人間関係が崩壊することもあります。自らが加害者となりますので、絶対に関わらないようにしましょう。

**最近、マルチ商法やネズミ講と思われる勧誘が増えています！！**

※知らないうちに犯罪行為に関わることにもなります。

以下のような勧誘を受けた場合は注意してください！！

- ・企業の社長と会ってみたいかと誘っている。
- ・起業したい人やビジネスに興味がありそうな人に勧誘を行なっている。
- ・セミナーなども開催しており、参加を呼びかけている。(参加費は高額)
- ・人見知りの性格も克服できると誘っている。

## 4. 内職商法（在宅ワーク商法）

「パソコンのできる簡単な仕事を紹介します」と募集し、「仕事をするためには、当社指定のパソコンが必要です」「仕事を斡旋するためには当社指定の講座を受講する必要があります」などと言って、高額なパソコンや教材を買わせた後、一切仕事をあつ旋しなかったり、仕事を依頼されたとしても仕事の出来が悪いなどの難癖を付けて報酬を払ってくれなかったりします。

※なかには仕事をきちんと紹介しているまじめな業者もありますが、注意しましょう。

# クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、一定の条件の下で、してしまった契約をなかったことにできる制度です（契約の解除）。

クーリング・オフをした場合、支払った金額は全額返金されます。また、契約書に「キャンセル料」や「違約金」について書かれていても、これらを一切支払う必要がありません。商品・権利の引取りにかかる費用は事業者の負担となります（着払いで返送できます）。通常使用してしまった商品であっても、契約をなかったことにできます。サービスの場合は、そのサービスを受けた後でもなかったことにできます。

クーリング・オフできる期間は、取引の形態によって異なります。法律で決められている書類を受け取った日（当日を含む）から、下記の期間はクーリング・オフができます。

- ・訪問販売（キャッチセールス、ポイントセール等営業所以外で交わした契約）＝8日間
- ・電話勧誘販売（業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約）＝8日間
- ・特定継続的役務提供（エステティックサロンなど）＝8日間
- ・訪問購入（貴金属等の訪問買取）＝8日間
- ・連鎖販売取引（マルチ商法による取引）＝20日間
- ・業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法による取引）＝20日間

上記の期間が過ぎたらクーリング・オフできませんが、次のような場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフができます。

- ・受け取った書類が、法律で決められた通りにクーリング・オフについての注意書きをしていない等の不備がある場合。
- ・事業者が、「クーリング・オフはできない」と嘘を言ったために、できないものだと誤解をして期間を過ぎてしまった場合。
- ・事業者が、クーリング・オフをさせないよう、脅したりしたために、怖くなって期間を過ぎてしまった場合。

クーリング・オフを行う場合は、法律上、「書面」で行うことになっていますので、注意してください。

大阪市消費者センター TEL06-6614-0999 <http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>  
大阪府消費生活センター TEL06-6616-0888  
近畿経済産業局消費者相談室 TEL06-6966-6028

このページは消費者庁 HP を参考に作成しています。

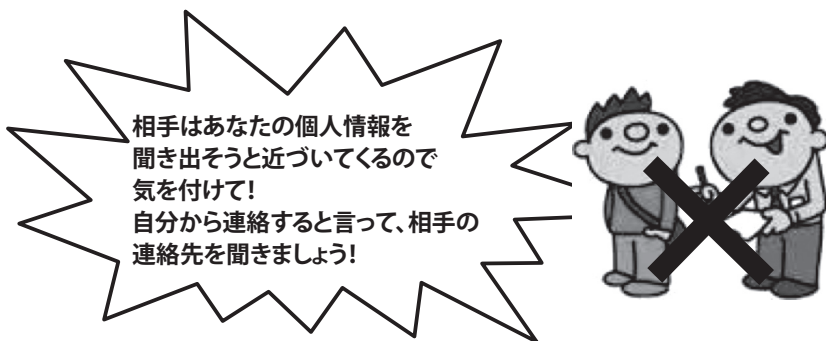
# 勧誘活動を行っている学外者（個人・団体）に注意

～容易に個人情報を教えることは絶対にやめましょう！～

ボランティアや国際交流など普通の学生サークルを名乗るカルト団体が存在します。キャンパスにひとりである時に声をかけられ「ゴスペルコンサートをするので聴きにきませんか」「ボランティア活動を一緒にしませんか」などと誘われます。せっかく誘ってもらったからと実際に参加してみると、次は一泊の合宿に誘われます。ちょっと変だと思いつつ参加してみると、次は一週間の長期セミナー・学習会へとだんだん姿を変えていき、次第にマインドコントロールをかけられてしまいます。サークルの活動内容が変わってきたら要注意です。

勧誘の手口はとても巧妙で、カルト団体の勧誘と気づくことはなかなか出来ません。また「友達になろう」などと言って、SNSの登録やメールアドレスや電話番号等の個人情報を聞き出そうとします。こうして定期的な連絡や情報を流して、どんどん取り込まれていくのです。あなたの名前や住所・電話番号等を相手に知られてしまうことは、大変危険なことです。個人情報を容易に教えず「こちらから連絡します」と言って、相手の連絡先を聞くようにしてください。

実態を隠してあなたに近づいてくる偽装サークル…とにかく怪しい、おかしいと思ったら、曖昧な態度を取らずにはっきりと断りましょう。



※本学では、学内での学外者によるいかなる個人情報の収集を認めていません。

学内で学外者による勧誘活動に遭ったら、下記に連絡してください。

守衛室（本館地区） TEL 06-6605-2090

（旧教養地区） TEL 06-6605-2092

学生課 TEL 06-6605-2103



# 盗難に注意！

## ～持ち物の取扱いに注意してください～

最近教室内・部室・更衣室等での置き引きが多発しています。

少しくらいの間なら大丈夫！などの思い込みから、教室内に不用意に荷物を置いたままにし、盗難に遭ってしまった学生が増えています。

多くは、トイレに行ったわずかな間に、バッグ・財布などがなくなるというケースです。

被害を未然に防ぐには、日頃から自分自身で持ち物や貴重品の管理をすることが大切です。

無くしてしまったり、取られてしまったりしてからでは取り返しがつきません。貴重品やバッグを教室内に置いたまま、その場を離れるのは大変危険です。絶対にやめましょう。貴重品は必ず身につける習慣をつけましょう。



# 盗難届について

大学構内では、外部から「窃盗」目的で侵入した者を見分けることは困難です。従って大学内といえども決して安全ではありませんので、十分に注意が必要です。万が一盗難にあった場合は至急、以下の手続きを行ってください。

☆キャッシュカード・クレジットカードが盗まれた時は、直ちに金融機関やカード会社に連絡する。

☆最寄の警察に「被害届」を提出する。

☆学生課に「盗難届」を提出する。

※阿倍野キャンパス、梅田サテライトについては、各事務室にお問い合わせください。

なお、構内で不審物・不審者を見かけた時は、教職員または守衛室にお知らせください。

大学の中なら安全だと思って、授業の前後に貴重品を置いたままトイレに行ったり、食堂でカバンを席に置いて場所取りをして並んでいませんか？  
自分の持ち物は手から離さずに常に持っておきましょう！





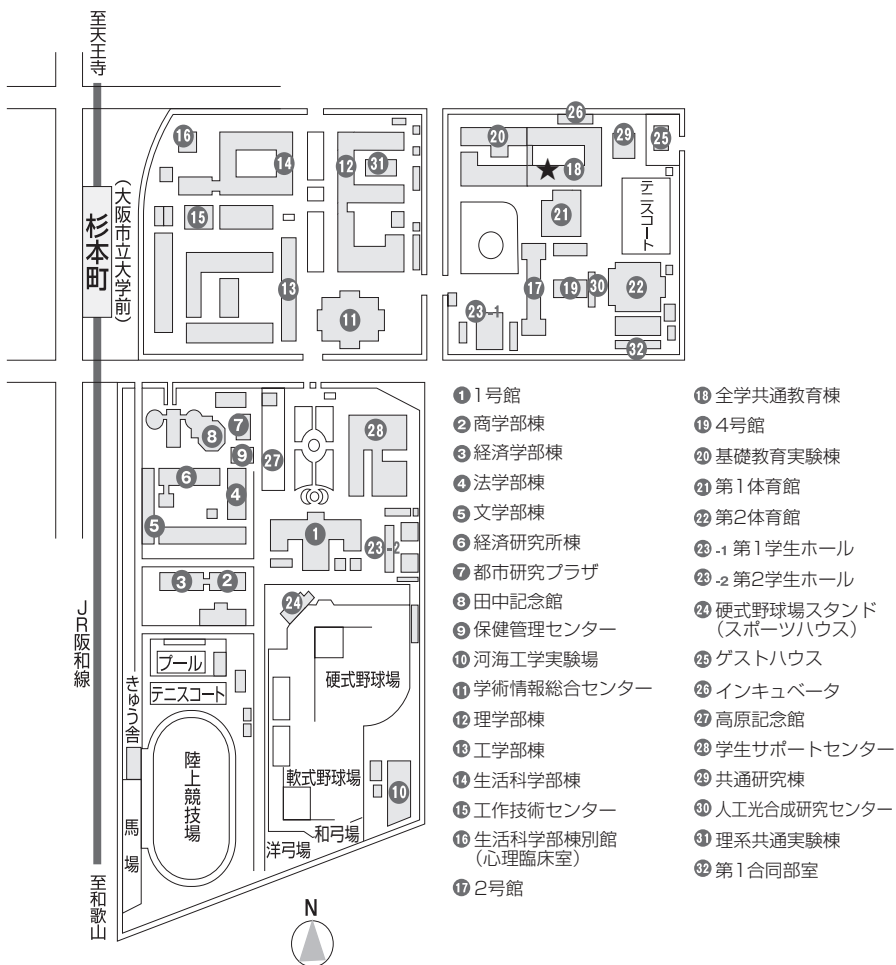
# キャンパスマップ

## 杉本 キャンパス

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

JR「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、東口すぐ

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口より南西へ徒歩約15分

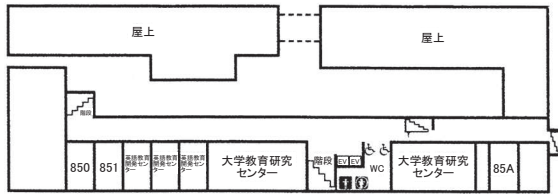


- ① 1号館
- ② 商学部棟
- ③ 経済学部棟
- ④ 法学部棟
- ⑤ 文学部棟
- ⑥ 経済研究所棟
- ⑦ 都市研究プラザ
- ⑧ 田中記念館
- ⑨ 保健管理センター
- ⑩ 河海工学実験場
- ⑪ 学術情報総合センター
- ⑫ 理学部棟
- ⑬ 工学部棟
- ⑭ 生活科学部棟
- ⑮ 工作技術センター
- ⑯ 生活科学部棟別館  
(心理臨床室)
- ⑰ 2号館
- ⑱ 全学共通教育棟
- ⑲ 4号館
- ⑳ 基礎教育実験棟
- ㉑ 第1体育館
- ㉒ 第2体育館
- ㉓-1 第1学生ホール
- ㉓-2 第2学生ホール
- ㉔ 硬式野球場スタンド  
(スポーツハウス)
- ㉕ ゲストハウス
- ㉖ インキュベータ
- ㉗ 高原記念館
- ㉘ 学生サポートセンター
- ㉙ 共通研究棟
- ㉚ 人工光合成研究センター
- ㉛ 理系共通実験棟
- ㉜ 第1合同部室

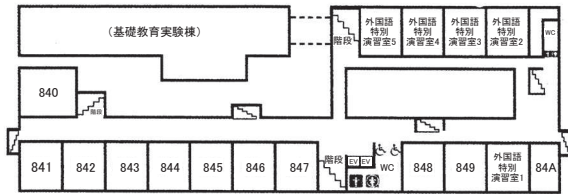
施設  
案内

# ★18 全学共通教育棟 教室配置図

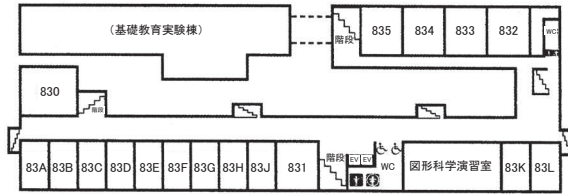
5階



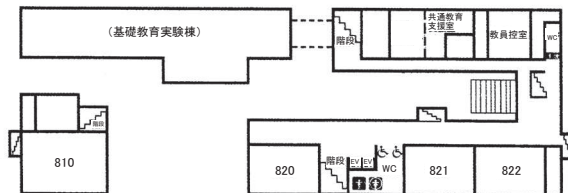
4階



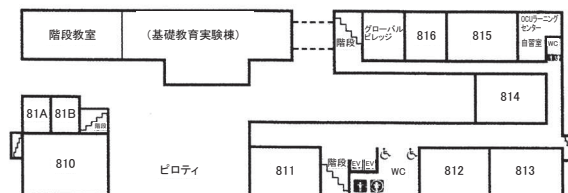
3階



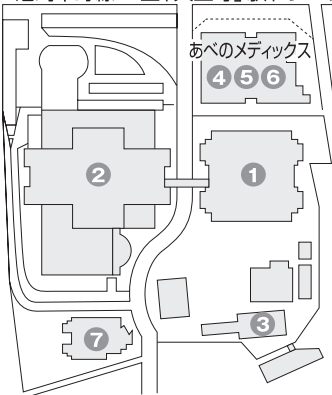
2階



1階



尼崎平野線 至「天王寺」駅「あべの橋」駅



## 阿倍野 キャンパス

〒 545-8585 大阪市阿倍野区旭町 1-4-3  
JR・Osaka Metro「天王寺駅」、  
近鉄「大阪阿倍野橋駅」より西へ徒歩約 10 分

- ① 医学部学舎
- ② 医学部附属病院
- ③ 医学部南館
- ④ 医学情報センター  
(6F)
- ⑤ 医療研修センター  
(7～9F)
- ⑥ 学術情報総合センター  
医学分館(8～9F)
- ⑦ 医学部看護学科学舎

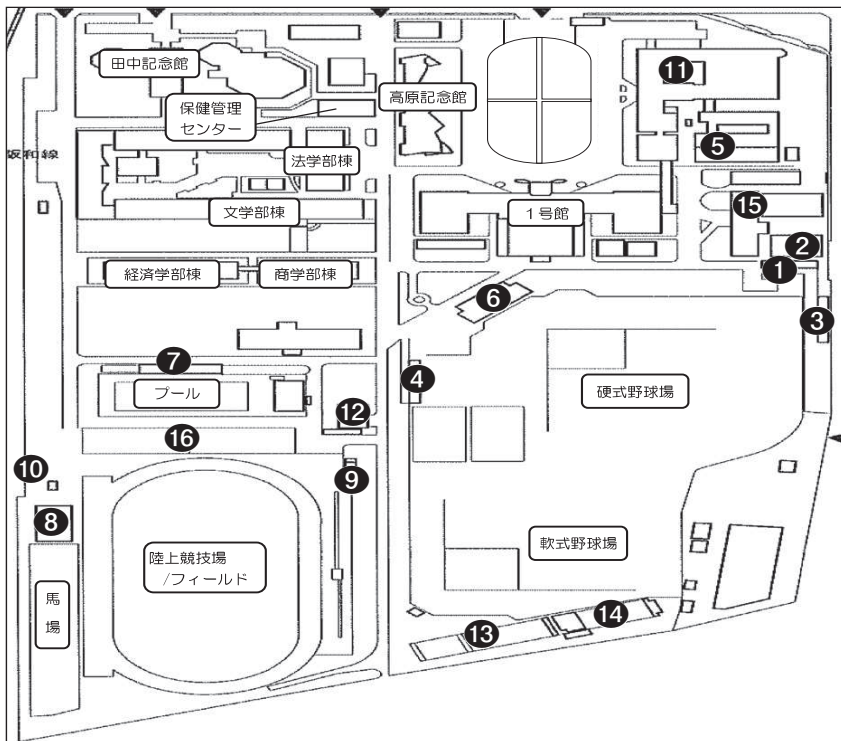
## 梅田 サテライト



〒 530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-600 (大阪駅前第2ビル6階)  
JR 東西線「北新地駅」下車、徒歩約 3 分  
JR 大阪環状線、東海道線「大阪駅」下車、徒歩約 10 分  
Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」徒歩約 5 分  
Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」下車、徒歩約 10 分  
Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」下車、徒歩約 10 分  
阪神電鉄「大阪梅田駅」下車、徒歩約 10 分  
阪急電鉄「大阪梅田駅」下車、徒歩約 15 分

# (杉本キャンパス) 本館地区 部室・課外活動関係施設配置図

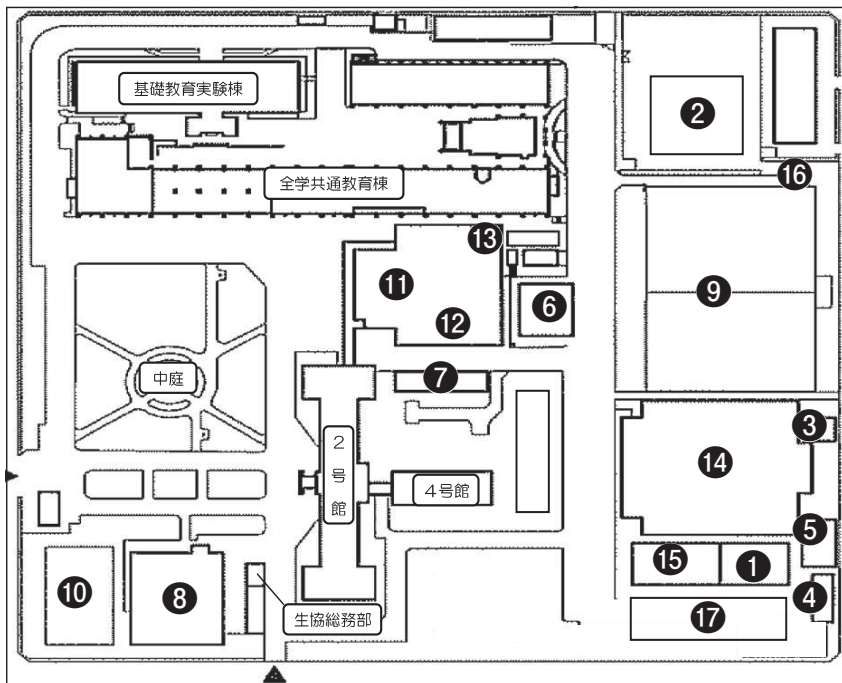
※部室のある課外活動団体は  
p.53～56「課外活動団体一覧」を参考にしてください。



- ① 第3 合同部室
- ② 第4 合同部室
- ③ 第5 合同部室
- ④ 第6 合同部室
- ⑤ 第11 合同部室  
(部室・音楽練習室  
ボランティアセンター)
- ⑥ スポーツハウス  
(部室・ミーティングルーム  
トレーニングルーム)
- ⑦ プールスタンド下部室
- ⑧ 既舎
- ⑨ ラグビー部クラブハウス
- ⑩ 陸上競技部倉庫
- ⑪ 学生サポートセンター・サポニワ
- ⑫ グランドハウス (2F: 合宿所)
- ⑬ 洋弓場
- ⑭ 和弓場
- ⑮ 第2 学生ホール・生協 (食堂・購買)  
1F: トネリコ  
2F: 会議室2A、2B、2C  
共同談話室、留学生談話室
- ⑯ テニスコート

# (杉本キャンパス) 旧教養地区 部室・課外活動関係施設配置図

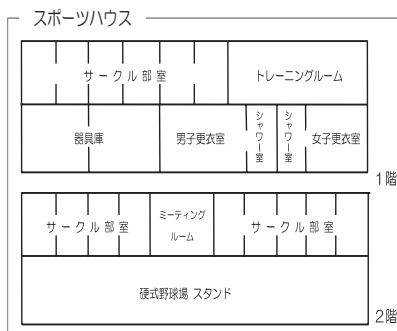
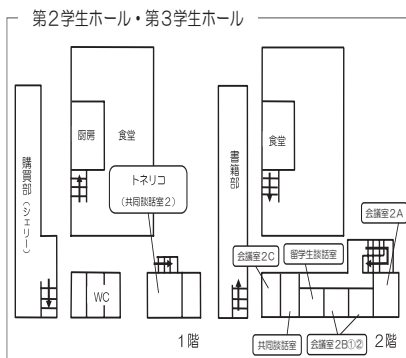
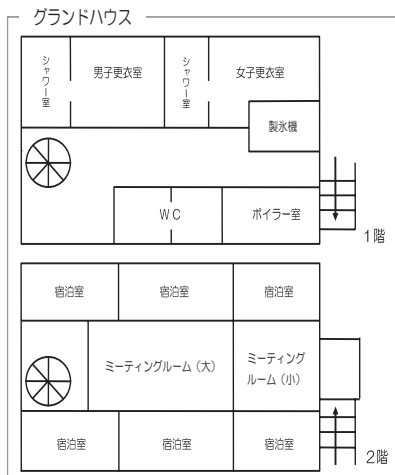
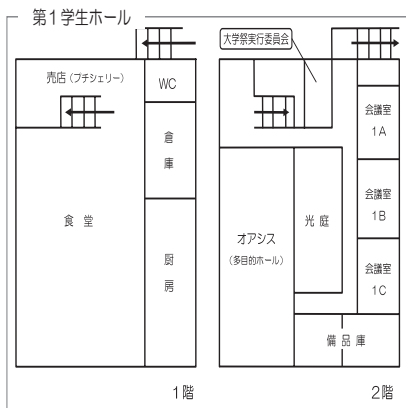
※部室のある課外活動団体は  
p.53～56「課外活動団体一覧」を参考にしてください。



- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ① 第2合同部室             | ⑨ ⑩ テニスコート       |
| ② 共通研究棟              | ⑪ 第1体育館 (旧体育館)   |
| ③ ソフトテニス部クラブハウス      | ⑫ 卓球場 (第1体育館南側)  |
| ④ 課外活動団体保管庫          | ⑬ 旧武道場 (第1体育館東側) |
| ⑤ ⑥ ⑦ 音楽練習室          | ⑭ 第2体育館 (新体育館)   |
| ⑧ 第1学生ホール・生協 (食堂・売店) | ⑮ 新武道場           |
| 〔2F: 会議室 1A、1B、1C〕   | ⑯ 硬式テニス部クラブハウス   |
| オアシス                 | ⑰ 第1合同部室         |

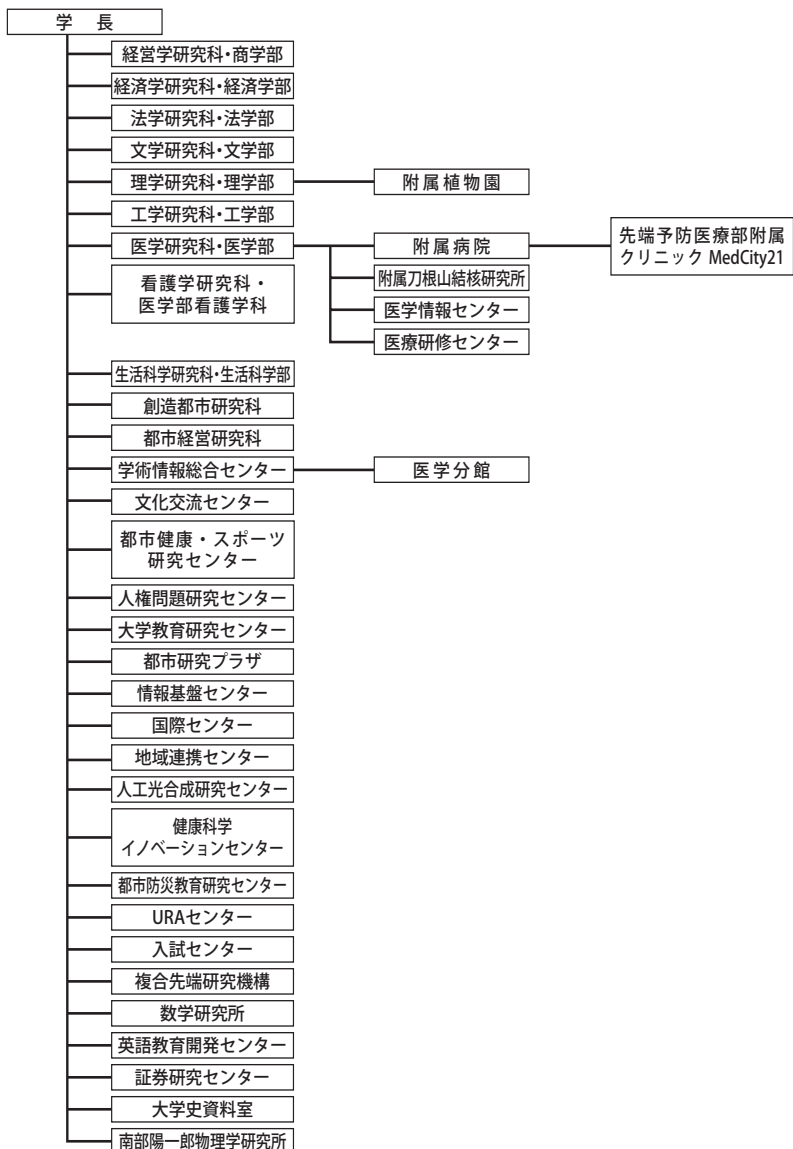
※阿倍野キャンパスには、医学部合同部室があります。

# (杉本キャンパス) 学生ホール・グランドハウス・スポーツハウス略図





# 大阪市立大学の組織 (2020年12月現在)





# 学生生活における安全確保ガイドライン

平成19年10月22日

## 1. 目的

本ガイドラインは、大阪市立大学の学生が健康でかつ安全・快適に教育を受け、研究活動に励み、さらに課外活動や日常生活を行うことができるよう、学内外活動の諸場面における健康障害や事故の未然防止、事故や災害発生時の対応等について基本方針を定めたものである。

## 2. 基本的考え方

(1) 学生が大学内で学生生活を送っていくための安全確保は、教育・研究活動や自主的な課外活動にかかる規則や遵守事項という視点だけでなく、安心かつ快適な教育、研究、課外活動を追究する視点で取り組むべきものである。

(2) 大学の特質として、学生は教職員と共に大学コミュニティを構成しており、学生の健康・安全を確保していくことは教職員の責務でもある。したがって、教職員自らが安全衛生管理の重要性を十分認識し理解し、指導的役割を果たしていく必要がある。

(3) 一方で、学生はさまざまな自主活動を行い、その活動範囲は、大学内はもとより大学外にも及んでいる。教職員による直接指導にも限界があることから、学生自身の生活全般にわたる健康・安全管理意識を日々の指導を通じて醸成していくことが重要である。

## 3. 事故等の未然防止

(1) 日々の心構え

学生は、常に自らの健康・安全管理に留意するとともに、自主的に実験・研究や課外活動を行う場合は、参加者全員の生命、身体等に重大な危険が生じないように、一人ひとりが心がけなければならない。また、教職員及び課外活動の指導者等責任者（以下「教職員等」という）は、学生と関わるすべての場面において、学生の心身健康状態を把握し、事故等の未然防止を図るとともに、事故発生時の対応についても常に習得に努めなければならない。

(2) 事故や障害等の予防の啓発

教職員等は、自らあるいは保健管理センター等関係機関と協力して、学生に対して健康管理、事故や障害あるいは感染症等の予防等の啓発を行い、指導を行わなければならない。

(3) 施設・設備の点検

大学は、必要に応じ安全管理関係設備の整備に努めなければならない。また大学及び教職員は、学生が使用する学内の施設・設備等を定期的に点検し、これら施設・設備等を使用する者の安全確保に努めなければならない。

(4) 実験等の安全確保

理系学部における実験室においては、化学物質等の危険物質を取り扱う場合が多く、教職員等は常に実験室の整理整頓に努め、学生に安全教育を行うとともに、あらかじめ防災や安全管理、実験手法等についてマニュアルを定め、事故を予防し、さらに事故発生

時の対応についても万全を期さなければならぬ。

また、教員の監視外で自主的に実験を行う場合は、あらかじめその内容、安全配慮について担当教員の指導を仰ぐこととし、担当教員は、内容により重大な事故発生の可能性が予見される場合はこれを許可してはならない。

#### (5) 学外の合宿活動等

教職員等は、本学以外の場所において合宿活動を行う場合においては、事前にその安全管理の内容を確認し参加者全員に周知徹底を図らなければならない。

また、学生は教職員等の随行なしに課外活動等を行う場合は、常に自分自身だけでなくリーダーを中心に同行者全体の健康・安全管理に留意すること。

### 4. 事故発生時の対応

#### (1) 負傷事故等の対応

事故が起こった場合、教職員等は、負傷した学生等の状況を確認し、可能な限り適切な応急措置を行わなければならない。また保健管理センターとの連携や救急車の要請など、関係先への緊急応援も迅速に行うこと。

また、教職員等が随行しない学生の自主活動において事故が発生した時は、リーダーを中心に必要に応じ担当指導者等と連携をとるとともに、緊急時には担当指導者等に代わり、責任をもって対応し、対応後は担当指導者等に経過を報告しなければならない。

#### (2) 事故後の対策

教職員等は、事故等が発生した場合には、その事故等の内容、発生原因等

について調査、究明し、今後の再発防止に努めなければならない。

#### (3) 感染症対応

結核や麻疹などの感染症が発生したときは、大学は早急に罹患者の状況把握を行うとともに出席停止など拡大予防措置につとめ、集団感染に発展すると考えられる場合は休校措置も行うこと。

### 5. 日常生活への助言

授業や課外活動以外の学生生活については、基本的には学生の自己管理によるものであるが、安全快適な学生生活を促進する観点から、教職員等は折に触れ次のような助言を行うこととする。

#### ① 学内移動

学内においては、歩行者及び自転車使用者の往来や公道の横断に常に注意すること。

また自転車は必ず所定の場所に駐輪し施錠により自己管理すること。

#### ② 通学

通学にあたっては、公共交通機関を利用し自動車（バイクを含む）による通学並びに学内への進入は禁止する。また、時間に余裕を持たせた通学に努めること。

#### ③ 日常生活

空き巣、強盗、痴漢などの犯罪に遭わないよう心がけ、また学内外での悪質な勧誘についても十分注意すること。日常生活においては、暴飲暴食を控え、常に自立した規則正しい健全な生活に心がけること。

さらに、地震や火災など緊急災害の発生を想定した危機管理意識を常に持

ち、消火器の常備や非常用品の確保などを常に行っておくこと。

## 6. 緊急災害時の対応

地震・火災や風水害など緊急災害時の対応は、原則的には別に定める防災に関する規定等に沿って学生の安全確保に努めることとする。

### (1) 地震・火災

学内で地震や火災が発生した時は、教職員等は関係規程、マニュアル等に従い、速やかに学生を誘導し安全確保に努めるとともに状況に応じ初期消火などの対応を行わなければならない。

大学は、耐震補強、書架等の転倒防止、消火設備の整備点検、避難場所・避難経路の確認、非常用品の確保など緊急時の対応に努め、また震災訓練や避難訓練を実施し、常に防災意識の醸成を図らなければならない。

### (2) 風水害

大学は、台風等による風水害を最小限にとどめるため、施設設備の整備に努めること。また、必要に応じた災害動員体制を敷くこと。

# 大阪市立大学の学生の障害事故に伴う療養費等の一部補助に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市立大学（以下「本学」という。）において授業（実験・実習等を含む。以下同じ。）中に発生した障害事故につき学生等に対し、その療養費等の一部を補助することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 療養費等の一部補助を受けることが出来る者の範囲は、本学に在籍する学部学生、本学院学生及びこれに準ずる者で、授業中に生じた障害事故に限る。

(補助額)

第3条 補助額は、次の各号に定める範囲とする。

- (1) 療養費は、各種健康保険の被保険者又は被扶養者の患者負担分の一部とし、その限度は、3万円とする。
- (2) 前号の療養費のほか、救急上やむを得ず自動車を利用した場合には、1回限りの料金とする。

(関係書類の提出)

第4条 療養費等を受けようとする者は、事故発生後ただちに、次の書類を、大阪市立大学学生担当委員会委員長(以下「学生担当委員会委員長」という。)に提出するものとする。

- (1) 障害認定学生取扱願（第1号様式）
- (2) 事故確認書（第2号様式）
- (3) 処置を受けた医療機関の請求書

(審査)

第5条 学生担当委員会委員長は、前条により提出された関係書類を、別に定める審査委員会に付託し、その議を経て補助額を決定する。

(事務)

第6条 この規程の運用に係る事務は、市立大学事務局大学管理部企画総務課安全衛生管理室において処理する。

(施行細目)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生担当委員会委員長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

# 大阪市立大学（部、団体等）の組織に関する規程

第1条 大阪市立大学学生（以下「学生」という。）が新たに会（部、団体等を含む。以下同じ。）を組織しようとする時は、予めその旨を市立大学事務局大学運営部学生課に届け出て承認を受けなければならない。既存の会もこれに準ずる。

第2条 届出書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会の名称
- (2) 会の目的及び活動内容

(3) 責任者（学生）の氏名及び顧問教官がいるときはその氏名

(4) 会員名（学籍番号の記入を要する。）

2 届出書には、会の規約案を添付することを要する。

3 届出事項に変更があるときは、前条に準ずる。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

# 課外活動団体設置に関する基準

第1条 この基準は、大阪市立大学（以下「本学」という。）における課外活動団体について、健全な課外活動の育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（課外活動団体の定義）

第2条 課外活動団体とは、正課活動以外の活動で、学生が自発的かつ自らの責任において行動し、学生生活の充実向上のために組織された団体をいう。

（承認する課外活動団体）

第3条 課外活動団体のうち、手続きを経て承認された団体は、登録団体または公認団体として取り扱う。

（承認手続き）

第4条 課外活動団体は、予め課外活動団体として組織しようとする旨を大学運営部学生課に届け出、その後、学生担当委員会にて承認を受けなければならない。

（登録団体）

第5条 課外活動団体が登録団体として承

認を受けようとするときは、学内団体結成届を結成の趣旨書、団体規約（様式自由）とともに大学運営部学生課へ提出しなければならない。

ただし、承認を受けようとする課外活動団体の目的は、既承認課外活動団体と同様の目的であってはならない。

また、構成員として本学学生が3名以上在籍していなければならない。

2 登録団体の受付は4月と10月の年2回とし、それぞれ受付月翌月に開催する学生担当委員会の決議を経て、学生担当部長が承認する。

3 登録団体は、毎年4月に学内団体更新届、団体規約とともに前年度の活動報告書を大学運営部学生課に提出しなければならない。

また、構成員として本学学生が3名以上在籍していなければならない。

なお、5月時点で更新届の提出のない団体は解散したものとみなす。

4 更新届は、受付月翌月に開催する学生担当委員会の決議を経て、学生担当部長が承認する。

(公認団体)

第6条 登録団体は、1年以上の活動実績を経た後、4月と10月に、公認団体への承認申請を行うことができる。

登録団体が公認団体としての承認を受けようとするときは、公認団体申請理由書を学内団体更新届、団体規約、前年度の活動内容報告書とともに大学運営部学生課へ提出しなければならない。

2 公認団体は、毎年4月に学内団体更新届、団体規約、前年度の活動報告書を大学運営部学生課へ提出しなければならない。

また、構成員として本学学生が5名以上在籍していなければならない。

なお、5月時点で更新届の提出のない団体は解散したものとみなす。

3 公認団体への申請および更新届は、それぞれ受付月翌月に開催する学生担当委員会の決議を経て、学生担当部長が承認する。

(活動内容等の変更)

第7条 前2条によって提出した事項に変更が生じた場合は、速やかに大学運営部学生課に報告し、届出書類の追加、修正を行わなければならない。

(顧問)

第8条 公認団体は、顧問を置くことを必須とする。

2 顧問は、原則として本学の専任教員とする。

3 顧問は、課外活動について教育的側面から、指導・助言を行うものとする。

4 顧問を置く場合は、注意事項確認書を提出することとする。

(指導者)

第9条 課外活動団体は、指導者(監督、コーチ等)を置くことができる。

2 指導者は、課外活動の効果を高めるため、専門的あるいは技術的指導を行うものとする。

3 指導者は、顧問と十分な連携を取り、安全確保に努めるものとする。

4 指導者を置く場合は、注意事項確認書を提出することとする。

(団体への活動支援)

第10条 本学が認めた課外活動団体には、予算の範囲内で次の活動支援を行うものとする。ただし、第3号については公認団体のみとする。

(1) 課外活動共用施設その他学内施設の利用

(2) 課外活動用備品の貸与

(3) 部室の貸与

(団体の解散)

第11条 登録団体および公認団体を解散または廃部する場合は、大学運営部学生課に報告し、別紙書面を提出しなければならない。

2 部室を使用している場合は、原状に復し、返却しなければならない。

(活動の禁止・解散)

第12条 登録団体および公認団体は、不当な勧誘や強要行為、破壊活動、暴力活動を行ってはならない。

2 登録団体および公認団体の部員等が構成員として第1条の目的または前項の規定に反する行為を行った場合、学生担当委員会の議決に基づき、学生担当部長は当該団体による施設使用の停止を命じ、又当該団体の承認を取り消すことができる。

(実施の細則)

第13条 この基準に関し、必要な事項は学生担当部長が定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

# 大阪市立大学学内掲示に関する規程

第1条 大阪市立大学学生（以下「学生」という。）に対する大阪市立大学（以下「本学」という。）よりの通達は、原則として掲示の方法によるため、学生は常に掲示に注意し、これを熟読しておかねばならない。

第2条 学生が掲示しようとするときは、予め市立大学事務局大学運営部学生課に提示して承認を受けることが必要である。

第3条 掲示用紙の大きさは、特に許可さ

れた場合のほか、0.5メートル×1メートル以内とする。

第4条 掲示の場所は、本学指定の場所に限る。

第5条 本学学生以外の者が学内掲示をしようとする時は、第2条に準じて取り扱う。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する

# 大阪市立大学課外活動関係施設使用規程

平成31年4月1日 規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、本学に設置する課外活動関係施設の管理及び使用について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において課外活動関係施設とは、大学教育の充実と本学学生の自主的な課外活動の発展に資することを目的として設置するものをいう。

(1) 課外活動関係施設又はそれに附属する施設のうち、共同の使用に供せられる施設で別表第1に掲げるものを共用施設という。

(2) 課外活動関係施設又はそれに附属する施設のうち、専用の使用に供せられる施設で、別表第2に掲げるものを専用施設という。

2 この規程において課外活動団体とは、市立大学事務局大学運営部学生課に学内団体の結成又は年度ごとの更新を届け出て承認された課外活動団体（登録団体、公認団体）とする。

3 この規程において課外活動学生組織とは、一又は複数の課外活動団体から構成され、その意思決定が公正かつ民主的に行われる組織で、学生担当部長が学生担当委員会の議を経て認めるものをいう。

（管理の責任者等）

第3条 課外活動関係施設の管理の責任者は、学生担当部長とし、それらに関する事務は、市立大学事務局大学運営部学生課が行う。

（使用できる者の範囲）

第4条 課外活動関係施設を使用できる者



は、次のとおりとする。

(1) 共用施設を使用できる者は、本学の課外活動団体及び教職員とする。ただし、学生担当部長が特に認めたときは、この限りでない。

(2) 専用施設を使用できる者は、公認団体とする。

2 前項第1号の使用優先順位は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、以下の第2号及び第3号について、学生担当部長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 授業及び本学の行事に使用する場合

(2) 課外活動団体が使用する場合

(3) 教職員が使用する場合

(共用施設の使用)

第5条 共用施設を使用しようとする者は、学生担当部長が別に定める各共用施設の使用手続きに従って、学生担当部長の許可を受けなければならない。

2 学生担当部長は、共用施設の日常的な運営については、課外活動学生組織に委ねる。

(専用施設の使用)

第6条 専用施設を使用しようとする公認団体は、使用許可願いを学生担当部長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学生担当部長は、専用施設の使用許可を、課外活動学生組織の意見を徴したうえで行う。

3 専用施設の使用許可期間は、許可を受けた日から翌年の5月末日までとする。また、引き続き使用を希望する公認団体は、改めて使用許可願いを学生担当部長に提出し、許可の更新を受けなければならない。

4 専用施設の使用許可を受けた公認団体

は、解散その他の事由により使用目的が消滅した場合には、速やかにその旨を学生担当部長に届け出て、当該専用施設を明け渡さなければならない。

(使用時間)

第7条 課外活動関係施設の使用時間は、学生担当部長が別に定める場合を除き、平日は、午前8時から午後10時まで、また休日（大阪市立大学大学学則第6条第1項第1号及び第2号に規定する日）は、午後8時までとする。

(休館日)

第8条 課外活動関係施設の共用施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12月28日から翌年1月4日まで

(2) その他学生担当部長が定める日

(遵守事項)

第9条 課外活動関係施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設の設置目的以外には、使用しないこと

(2) 使用時間を遵守すること

(3) 施設、備品等に許可なく造作を加えたり、改変しないこと

(4) 備品を無断で移動したり、持ち出さないこと

(5) 施設又は鍵を転貸しないこと

(6) 施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つように努めること

(7) 授業の支障となる行為や他の使用者の迷惑となる行為を行わないこと

(8) 火気使用、喫煙は禁止とする

(9) 音漏れを伴う活動の場合、活動時間は午前9時から午後8時（大音練は午後9時30分）とし、近隣への配慮をすること



(10) その他学生担当部長が別に定める  
事項

(賠償責任)

第10条 学生担当部長は、使用者がその責めに帰すべき事由によって、課外活動関係施設及び同施設の設備、備品等を破損又は滅失したときは、その者に損害賠償を求めることがある。

(使用制限)

第11条 学生担当部長は、使用者がこの規程の定める事項に違反したと判断する場合には、学生担当委員会の議を経て、その理由を明示したうえで使用許可を取り消し又は使用を停止することができる。

2 学生担当部長は、前項における違反の有無の判断を行うにあたっては、当該の利用者に事情説明の機会を与える。課外活動学生組織の代表者は、この場合、立ち会うことができる。

(専用施設への立入り)

第12条 学生担当部長及び関係教職員は、防火、防災、防犯、工事等施設の管理上の必要から使用者の立会いのもとに専用施設へ立ち入ることがある。ただし、この場合において緊急でかつ使用者が不在のときには、使用者の立会いを要せず、立ち入ることができる。

(施行の細目)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、学生担当委員会の議を経て、学生担当部長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第1項第1号関係)  
共用施設

旧教養地区	テニスコート (7面) 音楽練習室 (大音練・小音練)
本館地区	野球場 (2面) 陸上競技場 テニスコート (2面) ハンドボール場 洋弓場 音楽練習室 (第11合同部室)

別表第2 (第2条第1項第2号関係)  
専用施設

旧教養地区	第1合同部室 第2合同部室 共通研究棟 硬式庭球部室 ソフトテニス部室 課外活動団体保管庫
本館地区	第3合同部室 第4合同部室 第5合同部室 第6合同部室 第11合同部室<音楽練習室を除く> プールスタンド下部室 ラグビークラブハウス 厩舎 (馬術部室) 陸上競技部倉庫 和弓場 (弓道部室)
阿倍野地区	医学部合同部室
学外施設	艇庫

# 大阪市立大学学生ホール規程

平成 31 年 4 月 1 日 規程第 号

(目的)

第1条 大阪市立大学学生ホールは、本学学生の健全な課外活動をたかめ、学生及び教職員の交流を深めるとともに、広く福利厚生に資することを目的とする。

(管理責任者等)

第2条 学生ホールの管理責任者は、学生担当部長とし、その管理に関する事務は、市立大学事務局大学運営部学生課が行う。

(使用資格)

第3条 学生ホールを使用できる者は、本学の学生及び教職員とする。ただし、学生担当部長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用時間)

第4条 学生ホールの使用時間は、学生担当部長が別に定める場合を除き、午前8時から午後10時(休日(大阪市立大学学則(平成18年規程第1号)第6条第1項第1号及び第2号に規定する日)は、午後8時)までとする。

(休館日)

第5条 学生ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) その他学生担当部長が定める日

(使用手続)

第6条 学生ホールの会議室を使用しようとする者は、所定の期日までに所定の申込書を学生担当部長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 その他の施設については、学生担当部長が別に定める。

(使用者の遵守事項)

第7条 学生ホールを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと
- (2) 施設又は施設内の設備備品等を破損又は汚損しないこと
- (3) 無断で造作を加えたり改変しないこと
- (4) 使用後は、速やかに原状に復すること
- (5) 火気使用、喫煙は禁止とする
- (6) 音漏れを伴う活動の場合、活動時間は午前9時から午後8時とし、近隣への配慮をすること
- (7) その他学生担当部長が別に定める事項

(使用制限)

第8条 第6条の使用許可を受けた者が、前条各号の1に違反すると認められるときは、学生担当部長は、その使用許可を取り消すことができる。

2 前条各号の1に違反したと認められる者に対しては、以後一定の期間使用を許可しないことがある。

(損害賠償)

第9条 学生ホールの使用者が、その責に帰すべき事由によって、学生ホールの施設・設備備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償させることがある。

(施行細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、学生担当委員会の議を経て学生担当部長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 大阪市立大学学生ホール規程施行細則

(趣 旨)

第1条 大阪市立大学学生ホール規程(平成31年4月1日制定)第10条の規程に基づき、その細則を定めるものとする。

(使用種別・使用時間等)

第2条 学生ホールの使用種別は、次の2種類とする。

- (1) 自由使用 使用許可を必要としないもの
  - (2) 特別使用 学生担当部長の許可を受けて、専有して使用するもの
- 2 学生ホールの各室の使用種別及び使用時間等については、次表のとおりとする。ただし、学生団体室及び留学生談話室は、別に定める。

区分	室の名称	使用種別	使用時間	面積 (㎡)
第1 学生 ホ	オアシス	特別使用	午前8時～午後10時(休日は午後8時まで)	213
	会議室1A			37
	会議室1B	特別使用	午前8時～午後10時(休日は午後8時まで)	29
	会議室1C			29
第2 学生 ホ	トネリコ	自由使用	午前8時～午後8時(休日を除く) (午前11時～午後2時は、食堂として使用する)	96
		特別使用	午後8時～午後10時 (休日は午前9時～午後8時まで)	
	会議室2A			73
	会議室2B①	特別使用	午前8時～午後10時(休日は午後8時まで)	29
	会議室2B②			29
	会議室2C			50
	共同談話室	自由使用	午前8時～午後4時30分(休日は除く)	72
特別使用		午後4時30分～午後10時 (休日は午前8時～午後8時まで)		
その他	第1合同部室 多目的室	特別使用	午前8時～午後10時(休日は午後8時まで)	59.4

\*休日とは、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日を示す。

(申込方法等)

第3条 申込方法等は、次のとおりとする。

- (1) 申込書の記載事項を全て記入のうえ、学生証を添えて市立大学事務局大学運営部学生課へ提出すること。
- (2) 受付 特別使用の受付は、使用日前月の1日から20日まで仮予約を受け付け、毎月20日に使用者を決定する。以降、使用日の3日前まで「空き」がある場合は、先着順で受付ける。申込書の提出期間は、使用日前月の20日から使用日の前日までとする。
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 申込の注意事項
  - ア. 1回の申込で使用できる日数は3日以内とする。また、原則として、同室を連続して3日を超えて使用できない。
  - イ. 本学学生以外の者が参加するときは、必ず使用日の7日前までに申出て許可を受けること。
  - ウ. 特別使用については、1日の使用時間は原則として、4時間を超えないものとする。
  - エ. 使用許可を受けた者が、その使用を中止しようとするときは、速やかに届出ること。
  - オ. 使用目的を変更する場合は、必ず使用日の3日前までに届出を行い、改めてその許可を受けなければならない。
  - カ. 営利を目的とした催し物の申込はできない。

(鍵の受渡し)

第4条 学生ホールの使用許可を受けたものは、使用前日迄に守衛室に使用許可書を提出し、学生証と引き換えに鍵を借り

受け、使用后直ちに、守衛室にこれを返却しなければならない。

(遵守事項)

第5条 学生ホール規程第7条第6号に定める遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用責任者は、名義貸しや、使用許可を受けた部屋を他に転貸してはならない。
- (2) 許可された使用時間を厳守すること。
- (3) 備品を無断で移動したり、持ち出さないこと。
- (4) 清潔保持に努め、使用後は室内の整理整頓、清掃、消灯及び戸締りを励行すること。
- (5) 使用責任者は、学生ホールの施設・設備品等を破損又は滅失したときは、速やかに学生担当部長に申出て、その指示に従うこと。
- (6) 飲食は、トネリコ以外では禁止とする。
- (7) 騒音等他の使用者等に迷惑を及ぼしたり秩序を乱してはならない。
- (8) その他学生担当部長の指示に従うこと。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、学生ホールの使用に関し必要な事項は、学生担当部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

# 大阪市立大学スポーツハウス規程

平成 31 年 4 月 1 日 規程第 号

(目的)

第 1 条 大阪市立大学スポーツハウス（以下「スポーツハウス」という。）は、大学教育の充実と本学学生の課外スポーツ活動の発展に資することを目的とする。

(施設の種類)

第 2 条 スポーツハウスに、次の施設を置く。

(1) 共用施設 トレーニングルーム、シャワー室、更衣室、ミーティングルーム

(2) 専用施設 部室、器具庫

(管理責任者等)

第 3 条 スポーツハウスの管理責任者は、学生担当部長とし、その管理に関する事務は、市立大学事務局大学運営部学生課が行う。

(使用時間)

第 4 条 スポーツハウスの使用時間は、学生担当部長が別に定める場合を除き、午前 8 時から午後 10 時（休日（大阪市立大学学則（平成 18 年規程第 1 号）第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する日）は、午後 8 時）までとする。

(休館日)

第 5 条 スポーツハウスの共用施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

(2) その他学生担当部長が定める日

(共用施設の使用)

第 6 条 共用施設を使用できる者は、本学の学生及び教職員とする。

2 共用施設のうち、トレーニングルーム

及びミーティングルームを使用できる者は、授業で使用する場合を除き、市立大学事務局大学運営部学生課に学内団体の結成又は更新を届け出た課外活動団体とする。

3 トレーニングルーム及びミーティングルームの使用手続き等については、学生担当部長が別に定める。

(専用施設の使用)

第 7 条 専用施設を使用できる者は、体育系の公認団体とし、学生担当部長に申請のうえ許可を受けなければならない。

2 専用施設の使用許可期間は、6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。また、引き続き使用を希望する公認団体は、更新の申請をし、許可を受けなければならない。

3 専用施設の使用許可は、大阪市立大学体育会の意見を徴したうえ、学生担当部長が行う。

4 専用施設の使用許可を受けた団体は、解散その他の理由により使用目的が消滅した場合は、速やかにその旨を学生担当部長に届け、専用部分を明け渡さなければならない。

(遵守事項)

第 8 条 スポーツハウスを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 設置目的以外には、使用しないこと

(2) 使用時間を厳守すること

(3) 施設、設備等に許可なく造作を加えたり、改変しないこと

- (4) 備品を無断で移動したり持ち出さないこと
- (5) 施設又は鍵を転貸しないこと
- (6) 施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つように努めること
- (7) 授業の支障となる行為や他の利用者等の迷惑となる行為を行わないこと
- (8) 火気使用、喫煙は禁止とする
- (9) その他学生担当部長が別に定める事項

(賠償責任)

第9条 使用者がその責に帰すべき事由によって、施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償させることがある。

(使用制限)

第10条 使用者がこの規程の定める事項に違反した場合は、使用許可を取り消し又は使用を禁止することがある。

(専用施設への立入り)

第11条 学生担当部長及び関係教職員は、防火、防災、防犯、工事等施設の管理上の必要から使用者の立会いのもとに専用施設へ立ち入ることがある。ただし、使用者が不在で、かつ、緊急を要する場合は、立会いを要せず、立ち入ることができる。

(施行の細目)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、学生担当委員会の議を経て、学生担当部長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 大阪市立大学体育館規程

## (目的)

第1条 大阪市立大学体育館（以下「体育館」という。）は、本学学生の心身の適正な発達を図り、大学教育の目的達成に資することを目的とする。

## (管理)

第2条 体育館の管理責任者は、教務担当部長とし、その管理に関する事務は、市立大学事務局大学運営部教育推進課がこれを行う。

## (使用)

第3条 体育館は、次の用途に使用する。

- (1) 正課体育実技
- (2) 課外体育活動
- (3) 本学の主催する行事
- (4) その他教務担当部長が必要と認めた行事

## (使用者)

第4条 体育館を使用できる者は、本学の学生及び教職員とする。ただし、教務担当部長が適当と認めたときは、この限りでない。

- 2 正課体育実技以外で体育館を使用しようとする者は、責任者を定め、教務担当部長の許可を得なければならない。

## (使用者の留意事項)

第5条 使用者は、施設、設備又は器具の保全に留意し、教務担当部長の指示する事項を遵守しなければならない。

## (使用者の施設保全責任)

第6条 使用者がその責に帰すべき事由によって、施設、設備又は器具を破損若しくは滅失したときは、これを賠償しなければならない。

## (使用許可の取消し)

第7条 使用者が教務担当部長の定める指示事項に違反した場合、又は本学において必要が生じたときは、使用の許可を取り消すことがある。

## (施行細目)

第8条 体育館の運営その他この規程の施行について、必要な事項は教務委員会の議を経て、教務担当部長がこれを定める。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

# 大阪市立大学水泳プール規程

(目的)

第1条 大阪市立大学水泳プール（以下「プール」という。）は、本学学生の心身の鍛練及び体位向上をはかることを目的とする。

(管理)

第2条 プールの管理者（以下「管理者」という。）は、教務担当部長とする。

(使用者)

第3条 プールの使用は、次のものに限る。

- (1) 本学学生
- (2) その他管理者が認めたもの

(使用期間及び時間)

第4条 プールの使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 期間は、毎年4月20日から10月20日まで
- (2) 時間は、毎日9時00分から21時00分まで

(使用手続)

第5条 プールの年間使用計画については、管理者がこれを定める。

2 前項以外の使用については、所定の使用願を管理者に提出し許可を得なければならない。

(使用者の留意事項)

第6条 使用者は、プールの使用にあたって、管理者の定める事項を遵守しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 使用者は、その責に帰す理由により施設及び備品を破損又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本学において必要が生じたとき
- (2) 使用が目的に違反すると認めるとき
- (3) 管理者の定める事項に違反すると認めるとき

(施行細則)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。



# 大阪市立大学学生合宿所使用規程

平成 31 年 4 月 1 日 規程第 号

(合宿所使用の目的)

第 1 条 本学の学生合宿所（以下「合宿所」という。）は、体育の集団訓練に使用させる。ただし、学生担当部長が必要と認めたときは、その他の目的に使用することができる。

(使用者の資格)

第 2 条 合宿所を使用できる者は、本学の学生に限る。ただし、本学の学生以外の者であっても学生担当部長が特に認める者は、この限りでない。

(使用の許可)

第 3 条 合宿所を使用しようとする者は、責任者を定めて、使用日の 3 日前までに所定の使用願を学生担当部長に提出しなければならない。

2 使用を許可すべきものと認めたときは、学生担当部長は、責任者に使用許可証を交付する。

(使用者の遵守事項)

第 4 条 合宿所を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 設備器具の保全
- (2) 火気使用、喫煙の禁止
- (3) 清潔保持に努め、使用後は室内の整理整頓に留意し清掃を励行すること
- (4) その他学生担当部長が別に定める事項

(使用許可の取消し)

第 5 条 使用者が大学の規程、命令、指示及び前条に定める事項を守らないときは、学生担当部長が、使用許可を取り消

すことがある。

(使用者の賠償責任)

第 6 条 使用者がその責に帰すべき事由によって合宿所の設備器具を破損したときは、これを賠償させることがある。

(委任)

第 7 条 この規程の施行について必要な事項は、学生担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 大阪市立大学白馬セミナーハウス規程

第1条 大阪市立大学白馬セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）は、大阪市立大学の学生及び教職員の課外教育、野外研究及びレクリエーション活動に資することを目的とする。

第2条 セミナーハウスの管理責任者は、学生担当部長とし、その管理に関する事務は、市立大学事務局大学運営部学生課がこれを行う。

第3条 セミナーハウスの円滑な運営をはかるため、大阪市立大学白馬セミナーハウス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第4条 セミナーハウスを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大阪市立大学の学生及び教職員
- (2) 大阪市立大学との包括連携協定校の学生及び教職員
- (3) 学生担当部長が認めた者

第5条 セミナーハウスを使用しようとする者は、使用日の2日前までに学生担当部長の使用許可を受けなければならない。ただし、学生担当部長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けた者は、次の利用料を前納しなければならない。

3 既納の利用料は、返還しない。ただし、学生担当部長が特別な事由があると認められた場合は、この限りでない。

第6条 使用者が大学の規定、命令及び指示等を守らないときは、学生担当部長が使用の許可を取り消すことができる。

第7条 使用者がその責に帰すべき事由により、セミナーハウスの施設、設備、物品等を破損又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。

第8条 この規程に定めるもののほか、セミナーハウスの運営及び使用並びに運営委員会に関し必要な事項は、学生担当委員会の議を経て、学生担当部長がこれを定める。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

区分	利用料
大阪市立大学の学生及び教職員	1泊 1,500円
大阪市立大学との包括連携協定校の学生及び教職員	1泊 1,500円
学生担当部長が認めた者	1泊 2,200円

# 大阪市立大学逍遙歌 桜花爛漫

お う か ら ん ま ん つ き お ほ ろ  
 こ ち ょ う の ま い き し た い つ つ ひ と や な ん か に  
 ま よ う と き ゆ り ひ の そ う と き を む ね に し て  
 て - ん に か く る じ ょ う な ん の け ん じ の い き を  
 き み み ず や (3)うきゆ う に つ ど う わ が け ん じ

- |  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| 1. 桜花爛漫月朧ろ<br>胡蝶の舞をしたいつつ<br>人や南柯に迷う時<br>雄飛の壮図を胸にして<br>天に翔くる城南の<br>健児の意気を君見ずや | 2. 天地静かに夜更けて<br>鳥丘永遠に眠る時<br>古き歴史の跡訪わば<br>ユーカリに風囁々と<br>露める月にうとぶきつ<br>常勝の名を誇るかな | 3. 流転世々の夢の跡<br>栄枯の崖絶えずして<br>その狂瀾に人泣けど<br>千古変わらぬ友の情け<br>悲喜観樂を共にして<br>鳥丘に集う我が健児 | 4. 蚊籠破たの雲を得て<br>阿叟の気合満つる時<br>秋水虚空に影すこく<br>一剣空に玉散れば<br>敵陣忽ち影もなく<br>天下窺龍の仇あらじ |
|--|---|---|---|

# 大阪市立大学学生歌

平井 保喜 作曲  
(昭和15年)

き け や や ま と の せ い ゆ - - に  
 ひ さ し れ き し の あ し お と を  
 い ま に な い ゆ く わ か び と の は -  
 て ん き ぼ う の ぜ - ん し - ん - を わ  
 れ ら つ く さ - ん そ の - - し め い

- |  |   |
|--|---|
| 1. 聞けや大和の清流に<br>久し歴史の足音を<br>今にないゆく若人の<br>果てぬ希望の前進を<br>吾等つくさんその使命 | 2. 見よや明けゆく日の本の<br>自由の光照らす世を<br>叡智にさゆる眼もて<br>そびゆる科学の殿堂に<br>吾等究めんその真理 |
|--|---|

キャンパス内でも「未知」と遭遇しよう!

# 市大つながりMAP

140周年記念展示

研究成果  
つながり  
スポット

大学史  
つながり  
スポット

1 南館ストリート



展 ノーベル賞受賞者


2 エントランスホール



展 ノーベル賞受賞者

「知性性の  
自覚的破壊」を  
モチーフに  
デザインされた壁

3 南館階一部物理学研究所  
(NITEP) (理学部8棟2階) ※1



展 ノーベル賞受賞者

4 都市防災教育研究センター  
(CERD) (理学部8棟2階) ※2



展 地震災害研究から防災へ

5 メタセコイア



展 大原野の地下地質は  
どのように明らかになったか



市大  
卒業生

15～25 大阪市大のモダニズム建築会群  
「大学の歴史を見つめてきた一身体」コーナーで紹介  
A4版裏面「大学史つながりスポット」→建築部へ 参照ください。

発生時代の  
方形周溝墓  
調査地点

古く実験機器の展示

杉本キャンパス

10 大阪市立西華高等学校  
時代の露山 石灯籠



展 大阪市立の総合大学  
ここに誕生する

11 旧三越大阪店  
運搬柱



展 大阪市大の発展と  
現在～未来

12 ヤシの木書庫



展 大阪市大の発展と  
現在～未来

13 五代友厚像



展 大阪商人が生んだ  
商業講習所

14 戦時学生友の碑



展 戦時下の両大と  
大阪商大事件

7 学術情報総合センター  
展示コーナー (1階)



展 大学史全般

8 大学史料室資料・恒藤記念室  
開業室 (6階) ※2



展 大学史全般

9 学術情報総合センター  
開高健コーナー (3階) ※3



展 大阪市立の総合大学  
ここに誕生する

※注 通常開覧できません。  
※1 学外の方は閲覧できません。  
※2 要予約。お問い合わせください。  
※3 学外の方は、学術情報総合センターの申請が必要。

## 阿倍野キャンパス

B 山中先生展示コーナー  
(医学部学舎4階) ※1



展 ノーベル賞受賞者



アクセス  
JR「地下鉄」[天王寺駅]、  
近鉄「大阪阿倍野橋」より西へ徒歩約10分



A 三女神の像  
展 大学史全般



交野市私市理学部  
附属植物園

開園時間 9:30～17:30  
料 金 ¥350/大人  
⇒大阪市立大学の学生と  
教員は無料  
休 園 日 月曜日

アクセス  
●京阪交野線  
「私市(ささいち)」下車、  
徒歩約6分  
●JR学研都市線「河内豊船」下車、  
徒歩約20分



展 大原野の地下地質は  
どのように明らかになったか

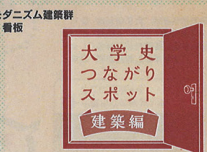




大阪市大の  
杉本キャンパスに残る  
モダニズム建築群



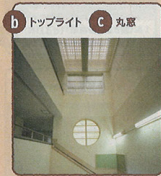
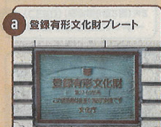
大阪高等学校の学会として  
昭和初期に建てられた  
建築群が現在も活用されています。



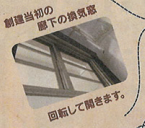
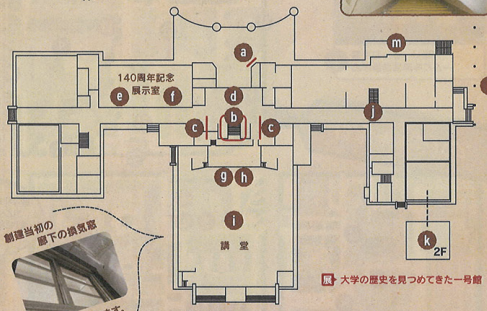
15 大学の歴史を見つめてきた1号館  
24 創建当初の列柱 25 実が古い車庫  
右半分が創設期のもの



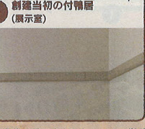
RESERVED FOR THE COMMANDING OFFICER  
(司令官のために確保済)の文字あり



登録有形文化財  
1号館のみどころ



2か所だけが  
創建当初のもの。



※注 通常開覧できません。 ※1 学外の方は開覧できません。 ※2 要予約、お問い合わせください。 ※3 学外の方は、学術情報総合センターの申請が必要。

作成：(仮称)大学史資料館設立準備委員会・大学史資料室



企画・製作・デザイン／大阪市立大学学生課  
表紙写真／大阪市立大学写真部

発行／2021年3月



学生課Twitter  
@OCU\_gakusei

# がんばれ 市大生!

教育後援会は学生生活を全力でサポートします

保険加入  
支援

学生の皆さんの社会性や人間性を育むため、  
保護者の皆さんと大学の交流を深めるため、  
教育後援会はさまざまな支援事業を行なっています。

勉学活動  
支援



ボート祭開催費用助成



銀杏祭費用助成



100円朝食支援

課外活動  
支援



クラブサークル支援



クラブサークル特別支援

就職活動  
支援



学生国際交流支援



学生選書助成支援



保護者就職説明会開催

国際交流  
支援

国内外での研究  
発表等への支援

保護者会員の  
交流支援

教育環境整備  
支援

○各支援内容の詳細については大阪市立大学教育後援会のホームページをご覧ください。

## 大阪市立大学 教育後援会

事務局: 田中記念館2F

TEL: 06-6605-3420(直通)

E-mail: jimukyoku@osaka-cu.com

Web: <http://www.osaka-cu.com>

